

令和元年版

# 事業概要

廃棄物の抑制・再利用と適正処理

(統計: 平成30年度実績)

武藏野市

## はじめに

武藏野市内から出されたごみは、資源化されるものを除き、中間処理施設クリーンセンターにおいて減容処理された後、武藏野市を含む三多摩の25市1町が、西多摩郡日の出町に共同で設置した最終処分場（二ツ塚処分場）に埋め立てられてきました。

この処分場は、昭和59年から埋め立てを開始した日の出町の谷戸沢処分場が、平成9年度で満杯となつたため、同町の皆様のご理解により、引き続き同町内に開場させていただいた2番目の最終処分場です。そして二ツ塚処分場に続く3番目の最終処分場の確保は非常に困難な状況にあり、現在の処分場を可能な限り使い続けることができるよう、我々にはこれまで以上のごみの発生の抑制と、資源物の再資源化の促進が求められています。

そのため、武藏野市では、これまで事業系ごみの全面有料化やプラスチック製容器包装の分別（ペットボトルとその他のプラスチック製容器包装に分別）収集の開始など市民・事業者の皆様の協力を得て、様々な施策を実施してきました。

しかし、二ツ塚処分場は、平成10年1月の搬入開始から、わずか5年間で約3割の埋め立てが進行してしまいました。このような現状を受け、平成15年10月からクリーンセンター周辺住民をはじめとした市民の皆様のご理解のもと、粗大・不燃ごみ選別後の埋立てごみの焼却を開始しました。また、“ひとり一人が出す、自分のごみに責任を持つ”ことを新しい武藏野市のごみのルールとし、「武藏野市13万市民・ごみ減量キャンペーン」を開催しました。その中で様々な検討を行い、市民の皆様からのご意見をいただきながら、平成16年2月から戸別収集を段階的に実施し、平成16年10月からは、市内全域で戸別収集を実施するとともに、家庭ごみ有料化を実施し、今日に至っています。

また、最終処分場の管理・運営をしている東京たま広域資源循環組合においても、処分場に搬入される焼却灰の資源化を図るため、エコセメント事業（可燃ごみの焼却後に発生する焼却灰をエコセメントの原料として再生利用）として平成18年7月より施設を稼動しています。これは、焼却灰をリサイクルすることで最終処分場を有効に利用し循環型社会の構築を目指すものです。この結果、平成19年度以降、本市が同施設へ搬入した焼却灰は全量エコセメント化されており、平成30年度も約2,675tの焼却灰が資源化されました。

しかし、エコセメント事業には、多くの費用とエネルギーが必要となり、地球環境に負荷をかけるとともに、最終処分場が限りある施設であることに変わりはありません。最終処分場を有効に利用するために、より一層のごみ減量が求められています。

市では、ごみ収集事業の環境負荷低減と事業効率化、ごみ総量削減を図るために、平成28年1月に「武藏野市ごみ収集の在り方等検討委員会」を設置し、合理的な事業の在り方にについて議論を重ねてきました。平成30年9月に最終報告書をまとめ、事業見直しに関する将来的な展望を示しました。そして、その一環として、平成31年4月から行政収集の収集頻度変更及び地区割と収集日ごとの収集量の平準化を実施しています。

このように、限られた最終処分場、限られた資源、地球環境に対する負荷を、私たちの世代で極力抑え次の世代に引き継ぐために、市民・事業者・行政が一体となってごみ問題に取り組むことが不可欠です。

また、クリーンセンターは、稼働から32年が経過し、主要設備である焼却炉やボイラの耐用年数を鑑み、周辺住民の理解のもとに平成26年度より新施設の建設を進め、平成29年4月には、新クリーンセンターの本格稼働が開始しました。ごみの処理は市民の日々の生活に不可欠なものであり、新たな施設も、安全に、かつ、安定的に運営し続ける必要があります。

ここに本市の一般廃棄物の処理とごみの発生抑制・資源化推進の取り組みのあらましを平成30年度実績に基づきとりまとめましたので、現状の把握、ごみの発生抑制・資源化・最終処分場の負荷低減の参考にして頂ければ幸いです。

# 目 次

## I 総括

1 市の概要	1
(1)位置と地勢 (2)人口と世帯 (3)まちの特徴	
2 組織	2
(1)事務の組織と分掌 (2)職員構成	
3 ごみ量	4
(1)年間ごみ処理量 (2)ごみ排出量の推移 (3)ごみ処理と資源化の推移 (4)ごみ量の月別 推移データ	
4 ごみ組成分析	11
(1)調査内容 (2)組成比率による調査対象別比較	
5 廃棄物処理の費用	14
(1)処理経費の推移 (2)家庭ごみの分別品目別処理費用 (3)手数料収入の推移 (4)有価物 売払い等による収入の推移	
6 一般廃棄物処理実施計画(平成31年度)	16

## II ごみ処理

1 ごみ処理の概要	24
2 家庭ごみの有料化	26
(1)家庭ごみ有料化の概要 (2)家庭ごみ有料化の目的 (3)市民説明会 (4)家庭ごみ有料化 の特例としての減免措置 (5)有料化後のごみ排出量の推移	
3 戸別収集の実施に伴う訪問調査	30
4 ごみの出し方と分別	31
(1)一般家庭ごみの出し方 (2)事業系ごみの出し方 (3)粗大ごみの出し方 (4)その他のごみの 出し方 ①市で収集・処理できないごみの処理 ②犬・猫などの死体処理 (5)その他 ①カラス対 策 ②ごみの分別一覧表の配布	
5 特別な収集体制	36
(1)ふれあい訪問収集 (2)狭あい路線特別収集	
6 ごみ処理施設	37
(1)ごみ処理施設建設の経過と市民参加 (2)武蔵野クリーンセンターの概要 (3)月別ごみ処理 状況 (4)過去5年間のごみ処理状況 (5)焼却炉運転状況 (6)安全対策 (7)環境対策 (8) 光熱水量 (9)武蔵野クリーンセンター運営協議会 (10)新武蔵野クリーンセンター(仮称)建設 事業	
7 ごみの最終処分	62
(1)処分地の経過 (2)東京たま広域資源循環組合 日の出町二ツ塚廃棄物処分場 (3)エコセメ ント化施設 (4)最終処分場搬入実績 (5)エコセメント利用実績	
8 相互支援	66
(1)ふじみ衛生組合との相互搬入 (2)小金井市との相互搬入	

## III ごみ減量と資源化の推進

1 ごみ減量・資源化の概要	67
(1)背景 (2)事業の経緯	
2 資源物の分別収集	68
3 収集事業の見直し	69

<b>4 資源物の拠点回収</b>	<b>70</b>
(1)紙パック (2)廃食用油 (3)小型家電	
<b>5 資源物集団回収事業</b>	<b>70</b>
(1)交付補助金額 (2)回収数量 (3)集団回収資源回収事業者名簿 (4)集団回収登録団体名簿	
<b>6 その他の資源化施策</b>	<b>74</b>
(1)生ごみの資源化 (2)剪定枝葉の資源化 (3)収集後の金属選別回収 (4)粗大ごみ再生事業 (5)年賀はがき等の回収 (6)不用品再利用掲示板事業「むさしのエコボ」	
<b>7 ごみ排出状況の把握と指導</b>	<b>77</b>
<b>8 ごみ減量と資源化に関する委員会</b>	<b>78</b>
(1)武蔵野市廃棄物に関する市民会議 (2)武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会	
<b>9 啓発事業</b>	<b>80</b>
(1)武蔵野市一般廃棄物処理基本計画(平成27年度～36年度)策定により「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」はスローガンから具体的な目標へ (2)ごみ減量と意識向上のための取組 ①啓発用冊子の作成とホームページ、ごみアプリの運営 ②ごみ分別案内所の開設 ③イベントのごみ分別指導と回収 ④3R環境講座 ⑤イベントによる啓発事業 ⑥ごみ減量出前講座 ⑦後援事業 ⑧クリーンセンター施設見学・環境啓発	
<b>10 子ども向け環境学習の推進</b>	<b>83</b>
(1)夏休みごみ探検隊 (2)副読本「ごみトコトン減らし読本」の作成 (3)ゲストティーチャー(出前授業)の実施	
<b>11 レジ袋削減の推進</b>	<b>84</b>
(1)レジ袋削減の目的 (2)スーパー・マーケットとの連携 (3)コンビニエンスストアとの連携 (4)レジ袋削減の取組 (5)レジ袋辞退率について	
<b>12 クリーンむさしのを推進する会との連携</b>	<b>87</b>
(1)クリーンむさしのを推進する会の主な活動 (2)協働事業への会員参加	
<b>13 環境美化推進員制度(平成29年度をもって廃止)</b>	<b>88</b>
<b>14 事業系一般廃棄物の減量・資源化の取組</b>	<b>89</b>
(1)事業系ごみ対策と経緯 (2)多量排出事業者への指導 (3)その他の取組 ①事業系持込みごみ搬入検査及び展開検査、並びに事業系一般廃棄物処理手数料の改定 ②小規模事業者の排出確認調査 ③優良事業者表彰制度(Ecoパートナー)	

## IV まちの美化と喫煙マナー

<b>1 清掃活動</b>	<b>93</b>
(1)市内一斉清掃 (2)朝一番隊清掃 (3)ミカレット	
<b>2 ようこそ美しいまち推進事業(喫煙マナーアップ)</b>	<b>94</b>
(1)マナーポイントの廃止に至るまでの経緯 (2)路上禁煙エリア(マナーポイント廃止後) (3)マナーポイント廃止前後の喫煙マナー (4)市の路上喫煙対策について	

## V し尿処理

<b>1 し尿処理の概要</b>	<b>99</b>
(1)概要 (2)し尿収集のしくみ	
<b>2 し尿槽の清掃</b>	<b>99</b>
<b>3 し尿処理量の推移</b>	<b>100</b>
<b>4 し尿処理施設</b>	<b>100</b>

## VI 資料

<b>1 廃棄物処理手数料の変遷</b>	<b>101</b>
<b>2 あゆみ</b>	<b>102</b>
(1)清掃事業のあゆみ (2)し尿処理のあゆみ	

# I 総 括

## 1 市の概要

昭和22年11月3日市制施行

### (1) 位置と地勢

東京都特別区の西部に接し、副都心新宿（都庁）より約12kmの西方、東経139度34分10秒、北緯35度42分53秒（市役所）の地点に位置します。

標 高	50m～65m（市役所56.98m）
広 さ	東西6.4km、南北3.1km
地 形	総体的に平坦
地 質	ローム質（火山灰質）土壌
面 積	10.98km <sup>2</sup>

### (2) 人口と世帯

一年間に転出入する人口は、全体の約1割を占めます。人口密度は、東京都特別区を除き全国で2番目に高くなっています。商業が発達し、昼間人口は夜間人口の108%を超えます。

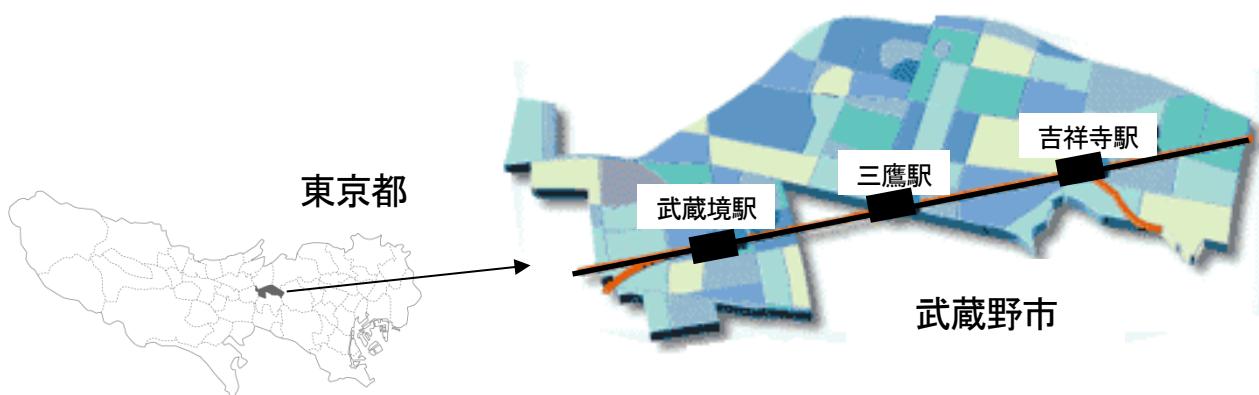
（平成31年4月1日現在）

世 帯 数	77,111世帯
人 口	146,645人
人 口 密 度	13,356人/km <sup>2</sup>
昼 間 人 口	157,319人（平成27年10月1日）
事 業 所 数	7,467（平成28年6月1日）

### (3) まちの特徴

JR中央線が市域を東西に通り、東から吉祥寺、三鷹、武蔵境の3駅があります。その3駅を中心いて本市は、主に三地域に分かれます。

吉祥寺圏	市の玄関として、数多くの商業施設や商店街をもつ地域。住みたい街ランキングでは常に上位に選ばれている。
中 央 圏	市役所や大型の文化・スポーツ施設をはじめとする行政機関や先端企業が集積する地域
武蔵境圏	多くの大学への玄関口であることから留学生も多く、国際色豊かな色彩をもち、環境に恵まれた地域



## 2 組織

### (1) 事務の組織と分掌

平成27年4月1日に、ごみ総合対策課は3係から4係となり、係名も変更し、組織の見直しを行った。あわせて、不法投棄対応やごみ収集届出確認等の従来技能労務職が行っていた一部業務について、緊急対応センター業務として業務委託を行っている。

平成31年4月1日現在

ご み 総 合 対 策 課	管理係	(1) 東京たま広域資源循環組合及び湖南衛生組合との連絡に関すること。 (2) 廃棄物処理手数料に関すること。 (3) ふれあい訪問収集に関すること。 (4) 廃棄物の収集及び運搬に関すること。 (5) 収集ごみの排出指導及び調査に関すること。 (6) 不法投棄に関すること。 (7) 公衆便所に関すること。 (8) ごみ置場に関すること。 (9) 清掃作業車の安全運転管理及び整備に関すること。 (10) 課内の庶務に関すること。
		(1) 一般廃棄物処理計画の策定及び実施の調整に関すること。 (2) 廃棄物の統計に関すること。 (3) ごみ市民会議に関すること。 (4) 廃棄物の減量及び資源化の推進に関すること。 (5) ごみに関する環境教育の推進に関すること。
		(1) 廃棄物の排出指導及び調査に関すること。 (2) 一般廃棄物処理業者の許可及び指導監督に関すること。 (3) 事業系廃棄物対策に関すること。
		(1) 街の美化に関すること。 (2) 駅前周辺清掃及び喫煙マナーアップに関すること。 (3) 廃棄物に係る市民団体との協働に関すること。 (4) 集団回収に関すること。
		(1) 廃棄物の受入れ及び搬出に関すること。 (2) 廃棄物の燃焼管理計画に関すること。 (3) 燃却施設及び粗大ごみ処理施設の整備計画に関すること。 (4) 燃却施設及び粗大ごみ処理施設に係る維持修繕に関すること。 (5) 燃却施設及び粗大ごみ処理施設の運転及び管理に関すること。 (6) 廃棄物処理手数料に関すること。 (7) 廃棄物、大気、水質等の分析に関すること。 (8) 廃棄物の計量に関すること。 (9) 粗大ごみの受付に関すること。 (10) 施設の公開に関すること。 (11) 新クリーンセンターの建設に関すること。 (12) 廃熱エネルギー供給システムの管理及び廃熱エネルギーの需給管理に関すること。

(2) 職員構成

平成31年4月1日現在

		ごみ総合対策課				クリーンセンター
		管理係	減量企画係	減量指導係	活動支援係	
一般事務・技術	部長（参事）					1
	課長（所長）		1			(1)*
	課長補佐	1				3
	係長（主査）		1	1	1	3
	主任	2	1	1	3	2
	主事		2	3		
合計	係合計	3	4	5	4	
	課合計		17			9
	二課合計		26			

\* クリーンセンター参事兼務

### 3 ごみ量 (1) 年間ごみ処理量

発生(A)	平成30年度		平成29年度		前年差		前年比		中間処理	平成30年度		平成29年度		前年差		前年比			
	42,510,425	42,234,121	276,304	0.7%	42,510,425	42,234,121	276,304	0.7%		最終処分(C)	2,770,810	2,635,270	135,540	5.1%	最終処分(C)	2,770,810	2,635,270	135,540	5.1%
排出(A')	39,052,741	38,698,799	353,942	0.9%	28,549,940	28,102,250	447,690	1.6%	焼却	28,498,053	28,051,650	446,403	1.6%	焼却灰	2,770,810	2,635,270	135,540	5.1%	
ごみ計	28,929,980	28,464,040	465,940	1.6%	380,840	1.5%	0	0	適正処理困難	0	0	0	0	破碎残渣	0	0	0	0	
・可燃ごみ	26,480,950	26,100,110	380,840	1.5%	-21,910	-0.1%	51,887	50,600	有害処理	51,887	50,600	1,287	2.5%	最終処分率(G/A')	7.10%	6.81%	0.29ポイント	↑	
市収集	20,349,120	20,371,030	402,750	7.0%	117,370	10.0%	13,960,485	14,131,871	資源化(B)	13,960,485	14,131,871	-171,386	-1.2%	焼却灰資源化	2,770,810	2,635,270	135,540	5.1%	
民間搬入、	6,131,830	5,729,080	81,600	8,290	-111,998	-1.1%	9,850,881	9,953,039	資源収集	9,850,881	9,953,039	-102,158	-1.0%	(エコセメント+施設およびスマラグラ施設投入)	5,806,080	5,928,300	-122,220	-2.1%	
・不燃ごみ	1,063,940	1,104,500	-40,560	-3.7%	-111,998	-1.1%	1,344,391	1,373,639	古紙	1,344,391	1,373,639	-29,248	-2.1%	不燃・粗大ごみの破碎残渣は焼却(平成15年春～)。残却灰はニッケル処分場にある東京ガスエコセメント化施設に搬出し、スマラグラ化(平成23年度～)	404,320	417,360	-13,040	-3.1%	
・粗大ごみ	1,295,200	1,177,830	81,600	8,290	-129,500	-2.2%	181,750	192,570	缶	181,750	192,570	-10,820	-5.6%	業者処理	51,887	50,600	1,287	2.5%	
資源収集計	10,122,761	10,234,759	-111,998	-1.1%	-16,940	-3.8%	222,570	224,790	アルミ	222,570	224,790	-2,220	-1.0%	・有害処理	51,887	50,600	1,287	2.5%	
・古紙	5,871,160	6,000,660	452,210	48,520	10.7%	474,010	428,690	ペットボトル	474,010	428,690	45,320	10.6%	・処理困難物	0	0	0	0		
・びん	1,400,901	1,434,479	-33,578	-2.3%	-33,578	-2.3%	1,822,080	1,805,050	その他プラ容器	1,822,080	1,805,050	17,030	0.9%	破碎・運別後、北海道北見市の再処理工場に搬出し、カラス・金属・水銀の回収を行っている。	646,480	641,840	4,640	0.7%	
・缶	427,460	444,400	-16,940	-3.8%	-16,940	-3.8%	564,460	562,830	鉄回収	564,460	562,830	1,630	0.3%						
・ペットボトル	500,730	452,210	1,922,510	1,903,010	19,500	1.0%	3,010	3,010	都市鉱山	3,480	600	2,880	480,0%	< 基本計画による平成30年度の数値目標項目 >					
・その他プラス器									拠点回収	23,034	24,506	-1,472	-6.0%	・家庭系ごみ排出量原単位	626.8	675.1	-48.2	-7.14%	
排出抑制	3,457,684	3,535,322	-77,638	-2.2%	-1,472	-6.0%	2,831,180	2,905,626	アルミニウム回収	2,831,180	2,905,626	-74,446	-2.6%	1日現在の平均人口	146,157人	146,157人	365日		
・廻点回収	23,034	24,506	-1,472	-6.0%	-2,200	-9.3%	273,985	285,750	拠点回収	273,985	285,750	-11,765	-4.1%	家庭ごみ量原単位とは・月間の家庭ごみ排出量を人口あたりの日数で割ったもの					
紙パック	21,350	23,550	-2,200	-9.3%	956	21	2,2%	3,890	3,890	集團回収	3,890	4,540	-650	-14.3%	・事業系ごみ排出量	6,389トン	6,389トン	0	0
廃食用油	977	956	-21	-2.2%	-	708	-	315,970	315,970	粗大ごみ再生	315,970	11,585	3,7%						
小型家電	708	-	-	-	-	708	-	217,385	217,385	搬入古紙回収	217,385	217,385	0	0					
・集団回収	2,831,180	2,905,626	-74,446	-2.6%	-13,305	-4.6%	327,555	315,970	剪定枝木回収	327,555	315,970	11,585	3.7%						
・粗大ごみ再生	275,915	289,220	-13,305	-4.6%	315,970	11,585	1,4%	220,455	220,455	総資源化率	32.84%	33.46%	-0.62ポイント						
・剪定枝木回収	327,555	315,970	11,585	3.7%	217,385	3,070	1.4%			(B/A)									
うち家庭分									家庭系ごみ排出量	33,440,315	33,500,830	-60,515	-0.2%	・ごみ発生量	43,863トン	43,863トン	0	0	
発生量									・総資源化率	28.05%	28.54%	-0.50ポイント		平成30年度	42,510,425	43,798,560	-1,288,135	-2.94%	

\*端数処理の関係で数値が見かけ上合わない場合があります。

家庭系ごみ排出量とは・市収集可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+有害ごみ+資源収集

+廻点回収+粗大ごみ再生+剪定枝木回収(家庭分)を指す

小型家電については、平成30年10月の廻点回収ボックス設置開始後から総量の統計を始めたため、平成29年度と前年比の数値が空欄になっています。

## (2) ごみ排出量の推移

年度	収集対象人口	家庭ごみ収集						事業系可燃(持込み)ごみ	合計	年間1人あたり排出量	1日1人あたり排出量	家庭系ごみ1人1日あたり排出量
		燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	有害ごみ	収集量計					
人	t	t	t	t	t	t	t	t	t	kg	g	g
20	136,886	21,696	1,351	1,388	11,476	94	36,005	11,281	47,286	345	946	720.6
21	137,551	21,230	1,208	1,395	10,992	98	34,923	9,785	44,708	325	890	695.6
22	138,294	21,332	1,272	1,384	10,813	100	34,901	9,562	44,463	322	881	691.4
23	138,278	21,137	1,262	1,401	10,497	94	34,391	9,731	44,122	319	872	679.5
24	138,582	21,063	1,258	1,358	10,458	93	34,230	9,494	43,724	316	864	676.7
25	140,598	21,089	1,246	1,377	10,782	92	34,586	6,862	41,448	295	808	674.0
26	142,108	20,545	1,129	1,477	10,865	90	34,106	6,272	40,378	284	778	657.5
27	143,251	20,725	1,165	1,476	10,829	87	34,282	6,609	40,891	285	780	653.9
28	143,864	20,526	1,118	1,412	10,633	84	33,773	5,805	39,578	275	754	643.2
29	145,016	20,371	1,105	1,467	10,477	82	33,502	5,729	39,231	271	741	632.9
30	146,128	20,349	1,064	1,571	10,366	90	33,440	6,132	39,572	271	742	627.0

\* 人口は各年度10月1日付けの住民基本台帳人口で、平成23年度以前は外国人登録者含む。

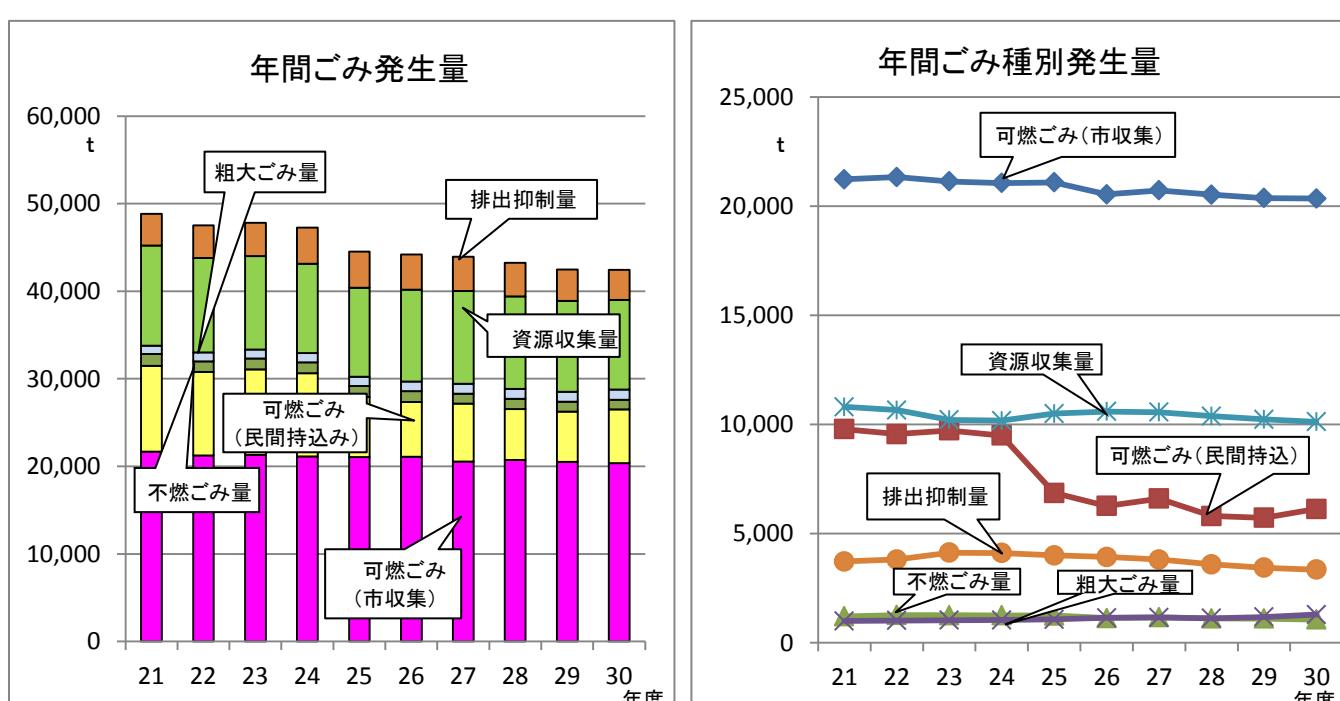
\* 粗大ごみには、粗大ごみ再生分を含む。

\* 資源ごみは、古紙・ビン・缶・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装の資源収集合計に、排出抑制した量（拠点回収・剪定枝木回収分）を加えたもの。剪定枝木には公園等の分は含まない（家庭から排出されたものののみ）。

\* 集団回収分は含まない。

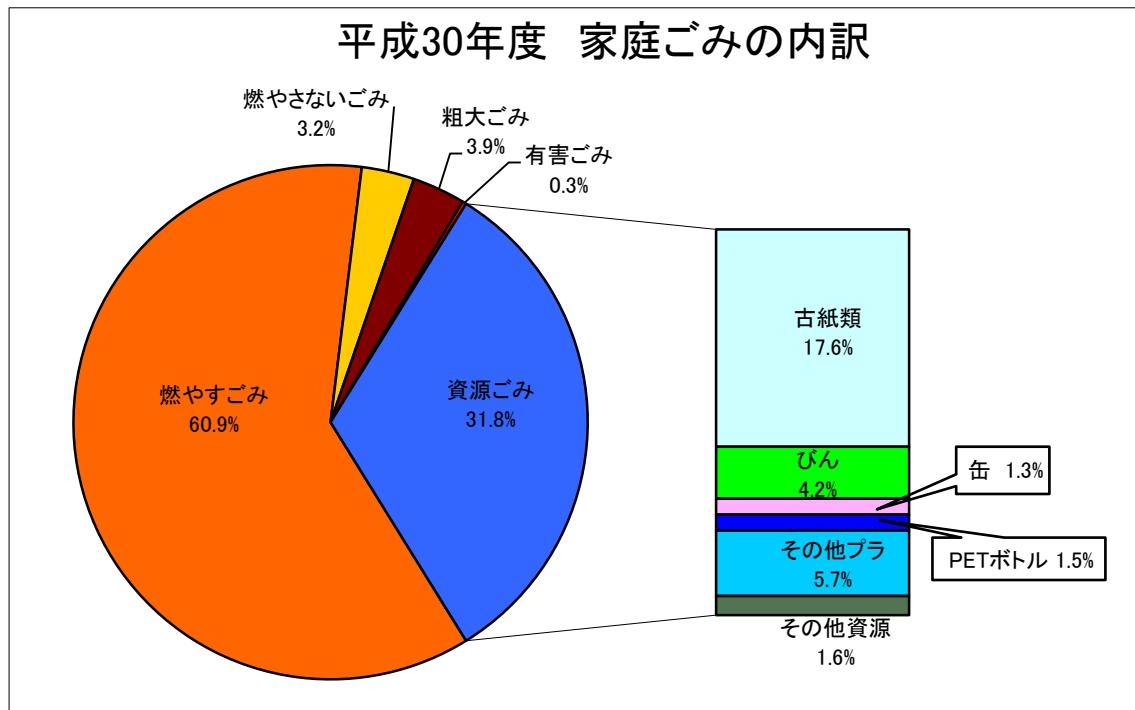
\* 多摩地域ごみ実態調査用に小数点以下は端数処理をしているので、I 3(1)年間ごみ処理量を四捨五入した数値とは異なる場合がある。

\* 有料化（平成16年10月開始）前後のごみ排出量の推移については、II 2(5)有料化後のごみ排出量の推移 参照。



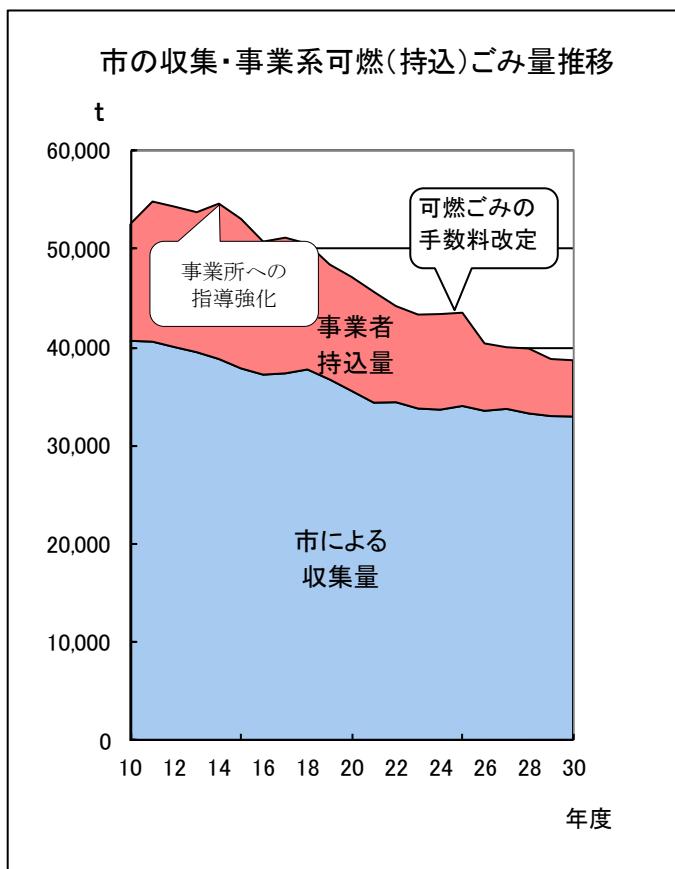
ごみと資源をあわせたごみ総量は、人口が増加しているにも関わらず、平成14年度以降減少傾向にあります。ただし、平成30年度は事業系可燃ごみが増加した影響で、ごみ総量は前年度より微増となりました。家庭系ごみ1人1日あたりの排出量は毎年減少しています。

家庭ごみの内訳は燃やすごみが約6割、資源ごみが約3割を占めます。全体の約2割（資源ごみの約6割）を古紙類が占めています。電池や充電池の分別徹底をしたことにより、有害ごみが微増になっています。



平成 14 年度に事業者への指導強化を開始して以来、ごみ総量に占める事業系可燃ごみの割合は概ね減少傾向にありました。これは、大規模事業所の多くが、資源化できる紙類や食品残渣を分別するよう努力しているためです。分別された食品残渣は、堆肥や飼料の原料となりリサイクルされています。

その後、平成 25 年度に事業系可燃ごみの手数料を改定したこともあり、平成 30 年度の事業系可燃ごみの量は、事業者への指導強化を開始した平成 14 年度比で約 60%、約 9,100t 減少しています。

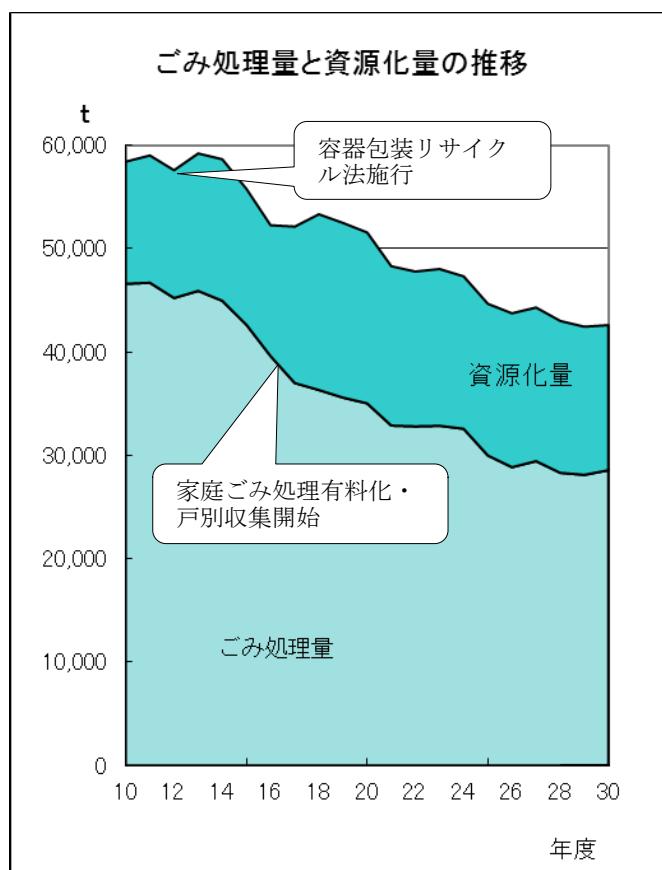


### (3) ごみ処理と資源化の推移

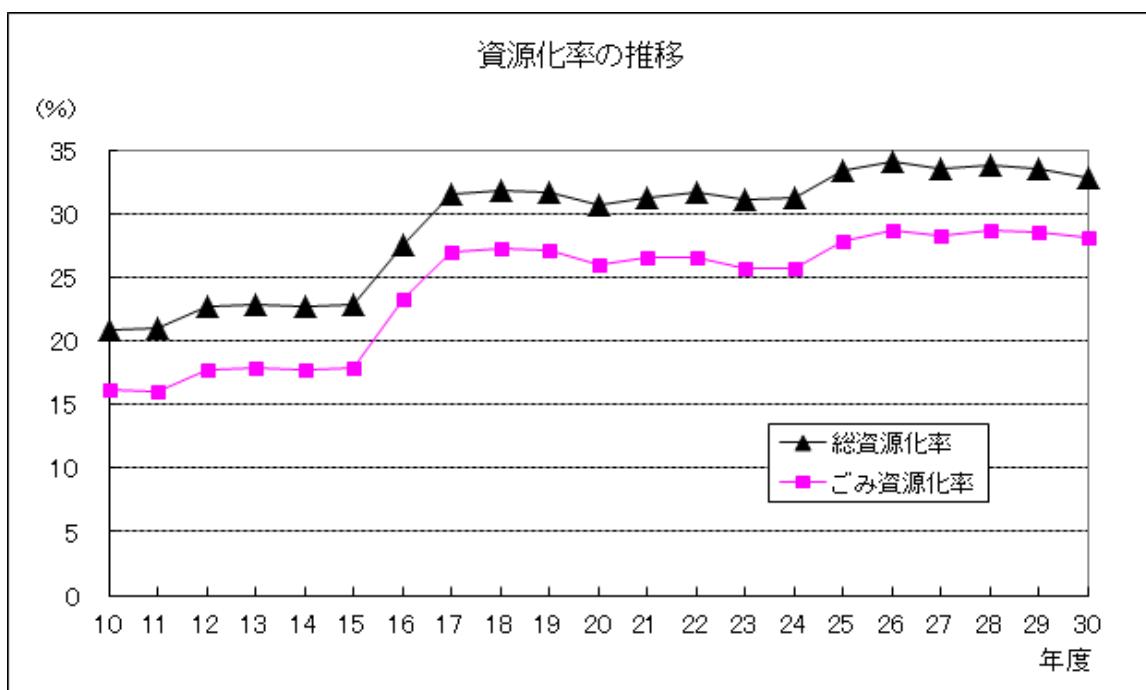
家庭ごみは、平成 16 年 10 月に有料化したことで、ごみ量が減少し、資源ごみが増加する傾向が見られました。

従来「燃やすごみ」として排出されていた資源化できる紙類・プラスチック製容器包装類などが「資源ごみ」に分別されたためと考えられます。

収集したごみから焼却等をせずに資源化した割合（資源化率）は、平成 16 年の有料化後上昇し、平成 17 年度以降平成 24 年度までは横ばいでいたが、平成 25 年度以降はその他プラスチック製容器包装等の収集量増加により、上昇に転じていきましたが、平成 27 年度以降は微減傾向にあります。



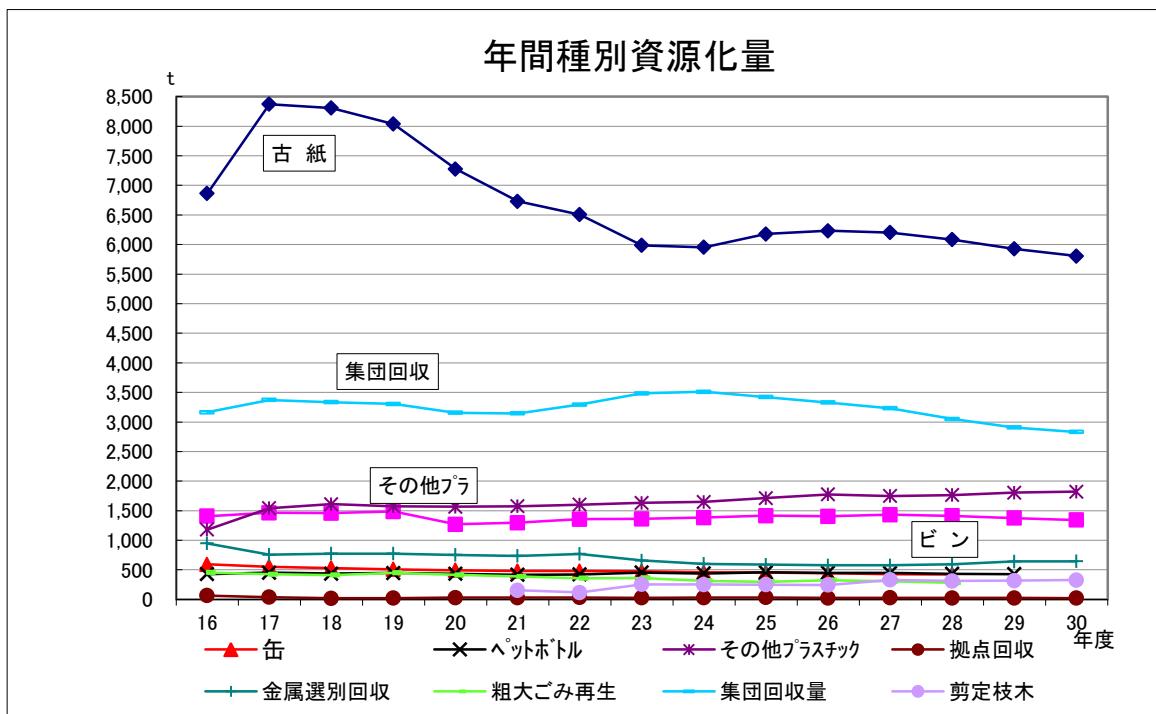
下記のグラフは、総資源化率から集団回収を除いたものを「ごみ資源化率」として表しています。平成 30 年度の総資源化率は 32.84%、資源化率は 28.05% です。二ツ塚処分場に運ばれた焼却灰は、全量エコセメント化施設でエコセメント（再資源）化されていますが、資源化率には含んでいません。



資源化の内訳と推移は下記グラフのとおりです。

平成 18 年度から資源化量が減少傾向にあるのは、資源ごみの約 5 割を占める古紙類が減少したことが主な要因です。その他、無駄なものを購入しない、過剰包装を断る、マイバッグを持ち歩くといった生活習慣が少しずつ定着してきている状況が影響していると考えられます。

平成 25 年度から再び増加に転じ、その後平成 27 年度より微減しております。今後の動向に注視が必要です。



(4) ごみ量の月別推移データ

①平成30年度のごみ排出量推移

月別	排出												排出															
	ごみ				ごみ				資源収集				資源収集				回収				回収							
可燃ごみ	粗大ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	粗大ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	小計	古紙	ビン	缶	ペーパー	その他	アラバ器	小計	合計	紙パック	缶	ペーパー	その他	アラバ器	小計	合計	紙パック	缶	ペーパー	その他	アラバ器	小計
市収集	民間搬入	小計																										
4	1,750,900	514,000	2,264,900	103,460	122,700	6,390	2,497,450	529,045	113,888	34,980	36,840	158,210	195,050	872,963	3,370,413	1,790	83	0	1,873			28,460	11,775	9,030	42,108	3,412,521	145,491	
5	1,541,520	523,050	2,064,570	95,190	113,480	6,440	2,279,680	514,045	121,389	38,100	45,470	176,090	221,560	895,094	3,174,774	2,150	0	0	2,150			26,080	28,035	19,105	56,265	3,231,039	145,904	
6	1,935,290	514,620	2,449,910	90,130	96,390	6,200	2,642,630	463,660	116,338	36,200	41,260	152,750	194,010	810,208	3,452,838	1,730	123	0	1,853			34,635	35,380	25,620	71,868	3,524,706	146,053	
7	1,770,900	533,650	2,304,550	76,460	94,510	6,860	2,482,380	484,975	119,653	38,870	51,840	163,400	215,240	858,738	3,341,118	1,920	0	0	1,920			23,540	25,340	19,130	50,800	3,391,918	146,082	
8	1,647,900	514,390	2,162,290	76,170	116,400	7,980	2,362,840	466,670	116,184	38,240	53,310	171,170	224,480	845,574	3,208,414	1,900	202	0	2,102			23,290	17,630	12,510	43,022	3,251,436	146,146	
9	1,541,290	503,800	2,045,090	88,930	99,350	6,950	2,240,320	414,665	102,682	33,880	44,200	151,680	195,890	747,127	2,987,447	1,660	0	0	1,660	1,409,705	18,640	26,430	14,355	1,456,435	4,443,882	146,203		
10	1,857,980	554,990	2,412,970	86,050	113,540	8,330	2,620,890	502,300	114,034	35,930	47,210	175,970	223,180	875,444	3,496,334	1,870	243	107	2,220			25,240	53,205	36,425	80,665	3,576,999	146,128	
11	1,492,460	497,480	1,989,940	90,580	105,910	8,090	2,194,520	500,315	117,129	35,500	37,060	150,860	187,920	840,864	3,035,384	1,780	0	133	1,913			23,420	48,555	33,775	73,898	3,109,272	146,238	
12	1,842,730	514,890	2,357,620	106,890	123,300	10,710	2,598,520	526,645	116,723	33,340	34,880	151,410	186,290	862,998	3,461,518	1,700	207	140	2,047			17,330	43,675	28,245	63,052	3,524,570	146,302	
1	1,938,380	493,330	2,431,710	84,610	90,040	8,500	2,614,860	523,785	142,569	37,140	40,040	178,770	218,810	922,304	3,537,164	1,670	0	99	1,769			18,275	13,165	5,850	33,209	3,570,373	146,399	
2	1,422,780	449,410	1,872,190	82,420	98,300	6,520	2,059,430	417,150	105,916	30,920	33,730	143,370	177,100	731,086	2,790,516	1,550	119	88	1,757			19,170	14,910	9,495	35,837	2,826,353	146,465	
3	1,606,990	518,220	2,125,210	83,050	121,280	6,920	2,336,460	527,905	114,386	34,360	34,890	148,820	183,710	860,361	3,196,821	1,630	0	141	1,771	1,421,475	17,835	9,455	6,915	1,450,536	4,647,357	146,474		
計	20,349,120	6,131,830	26,480,950	1,063,940	1,295,200	89,890	28,929,980	5,871,160	1,400,901	427,460	500,730	1,922,510	2,423,240	10,122,761	39,052,741	21,350	977	708	23,034	2,831,180	275,915	327,555	220,455	3,457,684	42,510,425	146,157		

年度別推移

年度	排出												排出															
	可燃ごみ	粗大ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	粗大ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	計	古紙	ビン	缶	ペーパー	その他	アラバ器	小計	合計	紙パック	缶	ペーパー	その他	アラバ器	小計	合計	紙パック	缶	ペーパー	その他	アラバ器
度	市収集	民間搬入	小計																									
19	21,888	11,601	33,489	1,326	1,007	98	35,921	8,128	1,432	543	461	1,637	2,098	12,392	48,542	20	2	22	3,306	457								
20	21,696	11,281	32,976	1,351	964	94	35,985	7,391	1,388	514	435	1,646	2,081	10,805	44,127	29	2	31	3,156	424								
21	21,230	9,785	31,015	1,208	1,000	98	33,322	6,822	1,386	513	439	1,676	2,116	10,661	43,947	32	2	34	3,295	363								
22	21,332	9,562	30,894	1,272	1,020	100	33,286	6,592	1,440	508	475	1,715	2,190	10,214	43,473	26	2	28	3,483	365								
23	21,136	9,731	30,868	1,262	1,036	94	33,259	6,068	1,448	508	475	1,715	2,195	10,214	43,121	30	1	31	3,509	320								
24	21,063	9,494	30,557	1,258	1,039	93	32,946	6,029	1,460	490	461	1,733	2,195	10,174	43,121	30	1	31	3,509	320								
25	21,090	6,862	27,952	1,246	1,074	92	30,363	6,251	1,485	485	480	1,798	2,279	10,500	40,863	31	1	32	3,421	304								
26	20,545	6,272	26,817	1,146	90	29,183	6,305	1,470	475	473	1,873	2,346	10,595	39,778	25	1	26	3,328	331									
27	20,725	6,609	27,333	1,166	1,158	88	29,745	6,277	1,491	464	476	1,859	2,335	10,567	40,312	26	1	27	3,231	317								
28	20,526	5,805	26,331	1,118	1,126	84	28,660	6,158	1,464	454	452	1,852	2,304	10,380	39,040	24	1	25	3,051	285								
29	20,371	5,729	26,100	1,105	1,178	82	28,464	6,001	1,434	444	452	1,903	2,355	10,235	38,699	24	1	25	2,906	289								

単位:t

年度	排出												排出																
	可燃ごみ	粗大ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	粗大ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	計	古紙	ビン	缶	ペーパー	その他	アラバ器	小計	合計	紙パック	缶	ペーパー	その他	アラバ器	小計	合計	紙パック	缶	ペーパー	その他	アラバ器	小計
度	市収集	民間搬入	小計																										
19	21,888	11,601	33,489	1,326	1,007	98	35,921	8,128	1,432	543	461	1,637	2,098	12,392	48,542	20	2	22	3,306	457									
20	21,696	11,281	32,976	1,351	964	94	35,985	7,391	1,388	514	435	1,646	2,081	10,805	44,127	29	2	31	3,146	394									
21	21,230	9,785	31,015	1,208	1,000	98	33,322	6,822	1,386	513	439	1,676	2,116	10,661	43,947	32	2	34	3,295	363									
22	21,332	9,562	30,894	1,272	1,020	100	33,286	6,592	1,440	513	448	1,648	2,075	1,715	2,190	10,214	43,473	26</											

## ②平成30年度のごみ処理量推移

单位：kg

月別	資源化												最終処分														
	ごみ処理						資源収集						運搬回数		処分場搬入量												
	焼却	破碎	減容	處理	有害物	計	古紙	ビン	資源缶	アルミ缶	缶・小鉢	スリット	その他	資源器	アセチル	小計	焼却 残灰	破碎	残さ	計							
4	2,458,370	0	0	3,820	2,462,190	522,995	108,948	14,300	18,820	33,120	34,820	149,820	149,820	184,640	849,703	50,820	7,290	58,120	340	42,168	950,331	3,412,521	213,830	0	213,830	3,820	0
5	2,242,060	0	0	3,560	2,245,620	505,795	116,989	16,670	19,500	36,170	42,990	166,760	209,750	868,704	51,140	8,890	60,030	0	56,685	985,419	3,231,039	275,350	0	275,350	3,560	0	
6	2,610,630	0	0	4,310	2,614,940	458,800	112,018	15,150	18,510	33,660	38,960	144,370	183,330	787,808	43,840	5,970	49,810	0	72,148	909,766	3,524,706	256,520	0	256,520	256,520	0	
7	2,457,110	0	0	3,650	2,460,760	480,385	113,933	16,670	20,380	37,050	49,270	155,420	204,690	826,058	36,910	6,850	43,760	480	50,860	931,158	3,391,918	189,180	0	189,180	189,180	0	
8	2,331,110	0	0	3,580	2,334,690	462,400	111,844	16,320	19,940	36,260	50,600	162,370	213,470	823,974	44,040	5,720	49,760	310	42,702	916,746	3,251,436	285,970	0	285,970	285,970	0	
9	2,211,060	0	0	4,650	2,215,710	410,235	98,382	14,480	17,710	32,190	41,990	144,290	186,280	727,087	38,650	5,610	44,260	440	1,456,385	2,228,172	4,443,882	183,620	0	183,620	183,620	0	
10	2,575,843	-0	0	4,317	2,580,160	495,220	109,104	15,200	18,560	33,760	44,700	166,900	211,600	849,684	56,580	9,200	65,780	380	80,995	996,839	3,576,999	273,940	0	273,940	4,317	0	
11	2,158,320	0	0	5,050	2,163,370	493,575	113,149	15,220	18,610	33,820	35,010	142,570	177,580	818,134	48,300	5,720	54,020	0	73,748	945,902	3,109,272	176,210	0	176,210	176,210	0	
12	2,553,330	0	0	4,570	2,557,900	521,335	112,453	14,280	17,440	31,720	33,000	143,380	176,380	842,088	54,220	6,560	60,780	300	63,502	966,670	3,524,570	208,600	0	208,600	208,600	0	
1	2,551,720	0	0	4,500	2,586,220	519,305	135,779	15,720	19,200	34,920	37,810	169,080	206,890	896,894	44,330	8,680	53,010	850	33,399	984,153	3,570,373	264,180	0	264,180	264,180	0	
2	2,022,260	0	0	4,820	2,027,080	413,150	101,836	13,040	15,940	28,980	31,980	136,150	168,130	712,096	45,910	5,070	50,980	0	36,197	799,273	2,826,353	192,080	0	192,080	192,080	0	
3	2,296,240	0	0	5,060	2,301,300	522,685	109,956	14,700	17,960	32,660	32,880	140,470	173,350	838,651	49,710	6,460	56,170	380	1,450,865	2,346,057	4,647,357	251,330	0	251,330	251,330	0	
計	24,989,053	0	0	51,887	28,549,940	5,806,080	1,344,391	181,750	222,570	404,320	474,010	1,122,080	2,296,090	9,850,881	564,460	32,020	46,480	0	34,480	3,459,644	13,960,485	42,510,425	2,770,810	0	2,770,810	2,770,810	0

※ 焼却灰は平成18年度より、エコセメント化施設で資源化。埋立て処分は行っていない。平成23年度より一部スラグ化施設で資源化。

年度別推移

年 度	資源化										最終処分															
	中間処理					廃却搬入量					焼却灰		業者処理													
	ごみ処理	破碎減容	処理因難物	有害ごみ	計	古紙	ビン	資源収集	アメ缶	缶小計	資源回取	都市	資源化	業者処理												
19	35,524	0	0	61	35,585	8,038	1,391	307	202	509	447	1,574	2,022	11,960	720	55	775	3,797	16,532	52,117	3,631	0	3,631	61	0	
20	34,967	-0	0	61	35,028	7,278	1,270	297	197	494	433	1,568	2,001	11,043	639	55	754	3,617	15,413	50,442	3,534	0	3,534	61	0	
21	32,818	-0	0	62	32,880	6,729	1,297	289	191	481	417	1,577	1,994	10,501	632	54	736	3,736	14,974	47,854	3,246	0	3,246	61	0	
22	32,742	0	0	61	32,803	6,505	1,355	280	200	479	422	1,603	2,025	10,353	714	56	770	4,028	15,161	47,964	3,256	0	3,256	61	0	
23	32,800	-0	0	58	32,838	5,986	1,362	285	190	474	454	1,632	2,087	9,909	607	52	660	35	4,229	14,833	47,691	3,256	0	3,256	58	0
24	32,508	-0	0	53	32,561	5,954	1,383	275	183	457	440	1,648	2,088	9,882	551	50	601	64	4,227	14,774	47,355	3,192	0	3,192	53	0
25	29,929	-0	0	53	29,983	6,179	1,415	273	182	455	458	1,713	2,171	10,220	537	52	589	65	4,103	14,976	44,959	2,956	0	2,956	53	0
26	28,793	0	0	53	28,846	6,232	1,406	256	187	443	449	1,777	2,226	10,307	526	52	578	43	4,025	14,953	43,799	2,794	0	2,794	53	0
27	29,376	0	0	53	29,429	6,204	1,432	229	198	427	447	1,750	2,198	10,261	524	53	577	44	4,219	14,790	44,219	2,849	0	2,849	53	0
28	28,247	-0	0	54	28,300	6,084	1,412	215	207	422	433	1,765	2,198	10,116	533	60	592	30	3,674	14,413	42,713	2,647	0	2,647	54	0
29	28,052	0	0	51	28,102	5,928	1,374	225	193	417	429	1,805	2,234	9,953	563	79	642	1	3,556	14,132	42,234	2,635	0	2,635	51	0

## 4 ごみ組成分析

市では、ごみ処理計画や「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ 600 グラム」の実現に向けた施策等の基礎データとすることを目的に、平成 19 年よりごみ組成分析を実施しています（平成 26 年度は新クリーンセンター建設工事により、検体の縮分・分析をする場所を確保できず未実施）。

平成 30 年度に実施した分析の結果は以下の通りです。

### (1) 調査内容

ごみ回収：平成 31 年 2 月 20 日（水）、25 日（月）、26 日（火）、28 日（木）

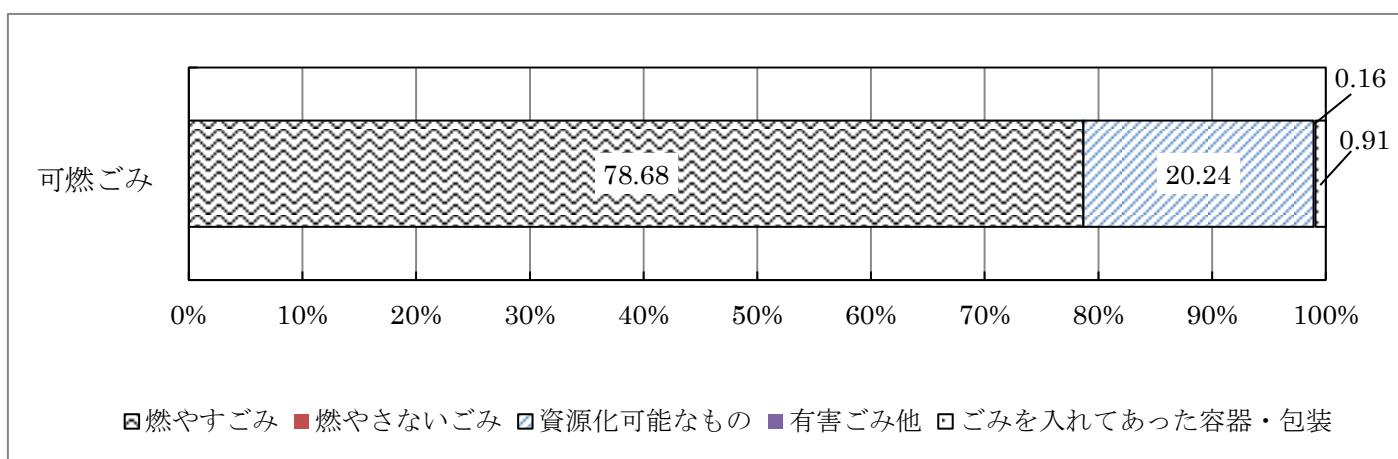
組成分類：平成 31 年 2 月 20 日（水）、25 日（月）、26 日（火）、28 日（木）

平均的なデータを得るために、土地利用状況や居住形態等を勘案して市内を 3 つ（吉祥寺、中央、境）の地域に分け、均等に回収しました。回収量は可燃ごみ、不燃ごみとともに約 600kg を目標としました。

### (2) 組成比率による調査対象別比較

#### ①可燃ごみ

可燃ごみの物理的組成をみると、燃やすごみが 78.68%、分別不適物が 20.40%、その他（ごみが入っていた容器・包装等）が 0.91% であり、分別不適物の内訳のほとんどは資源化可能なもの（20.40% 中 20.24%）でした。

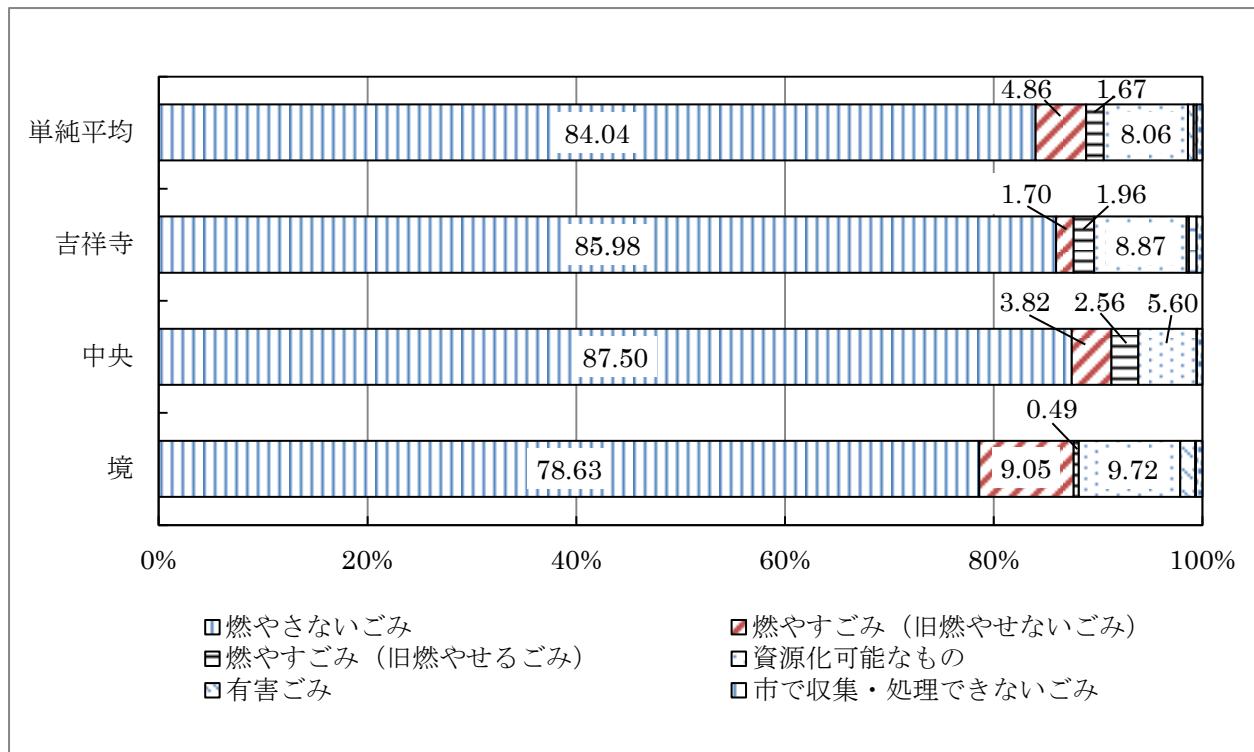


#### ②不燃ごみ

単純平均でみると、燃やさないごみが 84.04% であり、燃やすごみ（旧燃やせないごみ）が 4.86%、資源化可能なものが 8.06% でした。

調査地区別にみると、適正に分別された燃やさないごみの比率は中央が最も高く（87.50%）、次いで吉祥寺（85.98%）、境（78.63%）の順でした。

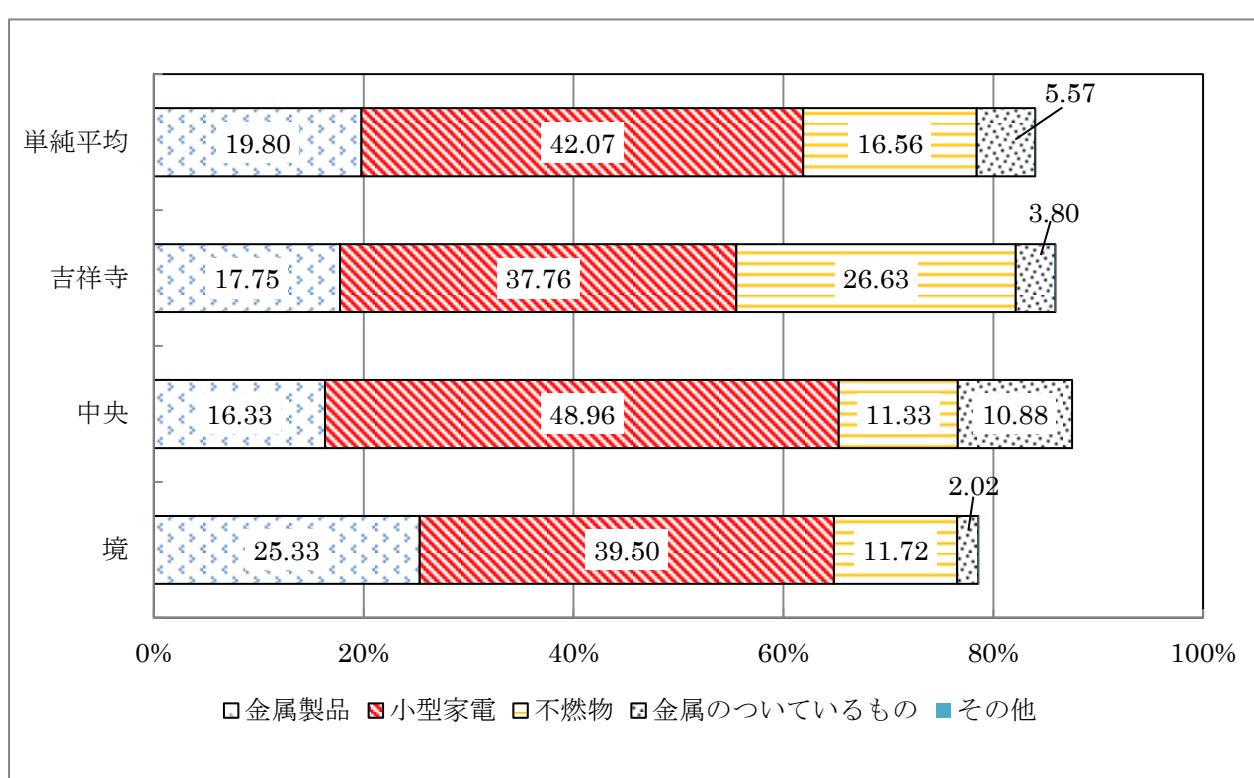
今回の調査では燃やすごみ（旧燃やせないごみ）、資源化可能なものとともに境の比率が高くなっています。



不燃ごみの物理的組成（湿ベース重量百分率）

### ③小型家電の排出状況

武蔵野市では、市指定の袋に入る家電（小型家電）を燃やさないごみとして収集を行っています。そのため、不燃ごみに占める小型家電の比率が高く、今回の調査では不燃ごみの 42.07%が小型家電でした。不燃ごみとして回収した中に含まれる燃やさないごみの物理的組成比率は以下の通りです。



燃やさないごみの物理的組成比率（湿ベース重量百分率）

今回の調査では、不燃ごみ合計 328.29kg を調査対象試料としましたが、このうち 98 項目に該当する小型家電は 137.80kg 含まれていました。品目別にみると、42 品目（その他は 1 品目とした）が確認されました。品目ごとの比率をみると、電気掃除機の割合が 15.72% と最も高く、次いでその他小型家電（シュレッダー、体重計等）10.95%、据置型ゲーム機 10.20% であった。

順位	品目	比率(%)
1	電気掃除機	15.72
2	その他の小型家電	10.95
3	据置型ゲーム機	10.20
4	空気清浄機	6.23
5	コーヒーメーカー及びティーメーカー	5.67
6	ACアダプタ	5.24
7	プラグ・ジャック	5.18
8	プリンタ	4.53
9	PC(デスクトップ型)	4.26
10	ヘアドライヤー	3.48

順位	品目	比率(%)
11	電気照明器具	2.98
12	家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置	2.82
13	時計	2.30
14	CDプレーヤ	2.14
15	電気アイロン	2.01
16	DVDビデオ	1.76
17	ハイテク系トレンドトイ	1.57
18	ゲーム用コントローラ	1.30
19	電気温水器(電気瞬間湯沸器)	1.29
20	電気暖房機器	1.27

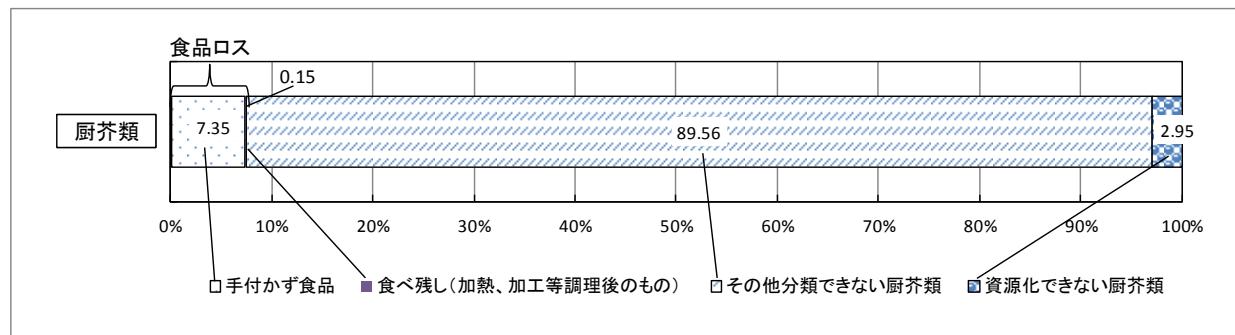
\* 上位 20 品目を掲載

#### ④食品ロスの排出状況

食品ロスについては、世界的な課題となっており、国では「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を設置し、食品ロスの削減に向けた取組が進められています。また、地方自治体においても、各自治体の地域特性等を踏まえて、食品ロスの削減に向けた取組が始まっています。

今回の調査では資源化できる厨芥類（手つかず食品、手つかず飲料、調理くず、食べ残し）を食品ロスとしました。可燃ごみ中の食品廃棄物（厨芥類）は、可燃ごみの調査対象試料のうち約 48% を占める 27.49kg が排出されていました。厨芥類に占める「食品ロス」はその内の 7.35%（可燃ごみ全体の約 4%）、重量にして 2.06kg で、全国平均の 2 割よりかなり少くなっていました。また今回、不燃ごみの中にも手つかず食品（食品が入ったままのびんなど）が 2.27kg 含まれており、今後はこれら不燃ごみ中の食品ロスも考慮した検討が必要と考えられます。

分類項目		重量(kg)	容積(l)	比率(%)
厨芥類	手つかず食品	2.02	11.0	7.35
	手つかず飲料	0.00	0.0	0.00
	調理くず(加熱、加工等調理前のもの)	0.00	0.0	0.00
	食べ残し(加熱、加工等調理後のもの)	0.04	0.3	0.15
	食品ロス計	2.06	11.3	7.50
	その他分類できない厨芥類	24.62	70.0	89.56
	資源化できない厨芥類	0.81	3.0	2.95
	厨芥類計	27.49	84.30	100



食品ロスの排出状況

## 5 廃棄物処理の費用

### (1) 処理経費の推移

(単位 : 千円)

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31(2019) 年度予算
収集・運搬費	1,422,276	1,411,454	1,415,226	1,522,562	1,646,617
中間処理費 *1	959,511	734,431	757,237	768,144	801,444
最終処分費	377,244	364,687	373,079	355,229	350,641
減量・資源化対策費	82,855	82,212	79,882	99,275	92,106
ごみ処理経費計	2,841,886	2,592,784	2,625,424	2,745,210	2,890,808
し尿処理費	32,624	30,015	31,808	34,130	38,214
廃棄物処理経費計	2,874,510	2,622,799	2,657,232	2,779,340	2,929,022
一般会計	65,591,758	68,518,083	63,842,725	63,693,513	67,966,000
一般会計に占める割合	4.38%	3.83%	4.16%	4.36%	4.31%

\*1 中間処理費について、25年度から新武藏野クリーンセンター(仮称)建設事業分は除く。

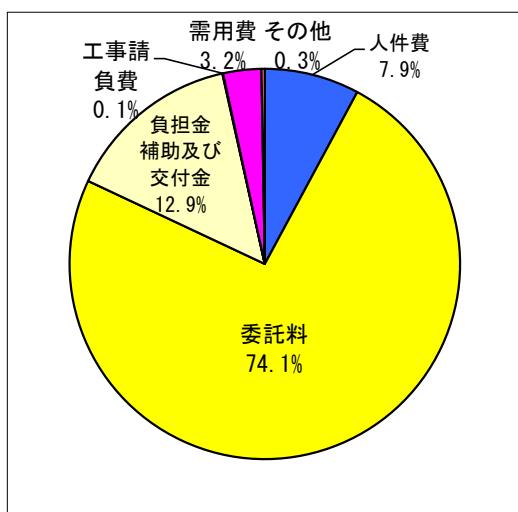
### (2) 家庭ごみの分別品目別処理費用(平成30年度)

	収集経費(千円)	その他(千円)*2	経費計(千円)	収集量(kg)	kg当たり単価(円)
可・不燃ごみ	448,480	565,648	1,014,128	21,413,060	47.4
資源物(びん)	103,324	4,572	107,896	1,400,901	77.0
資源物(古紙・古布)	231,509	-54,791	176,718	5,871,160	30.1
資源物(缶)	117,353	-40,805	76,548	427,460	179.1
資源物(ペットボトル)	105,818	-18,123	87,695	500,730	175.1
資源物(その他プラスチック)	229,405	701	230,106	1,922,510	119.7

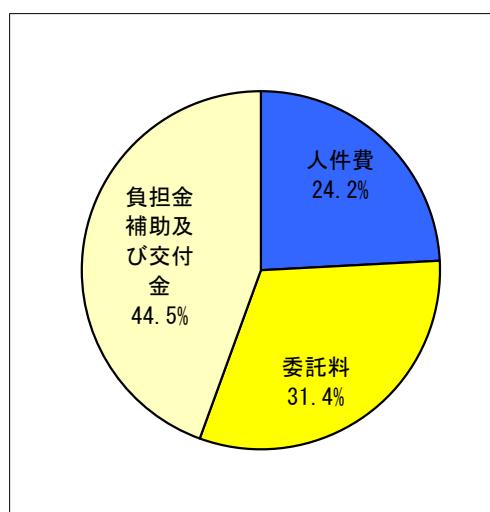
\*2 「その他」はごみ処理手数料(ごみ袋代)、売り扱い代金や保管料・処理委託料等。可・不燃ごみには中間処理費および最終処分費が含まれる。本表は行政収集にかかる費用で、小規模事業所から排出されたごみを含むが民間搬入は含まない。

	27年度	28年度	29年度	30年度
ごみ発生量(t)	44,219	42,713	42,235	42,510
ごみ処理経費(円/t)	64,268	60,702	62,162	64,578
ごみ処理人口(人)*3	143,241	143,910	144,948	146,157
ごみ処理経費(円/人)	19,840	18,017	18,113	18,783

\*3 ごみ処理人口は各月初日の人口の年間平均値。なお、外国人登録人口を含む。



平成30年度 ごみ処理費



平成30年度 し尿処理費

### (3) 手数料収入の推移

①市指定ごみ処理袋取扱店による処理手数料の代理納付（有料ごみ処理袋）\*5 単位:千円

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度予算
家庭ごみ処理手数料	256,326	259,162	261,695	268,394	258,872
事業系ごみ処理手数料	66,623	65,873	65,531	64,395	65,973
粗大ごみ処理手数料（シール券）	27,768	26,804	27,986	32,903	27,304

②クリーンセンターへの持込ごみ処理手数料 単位:千円

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度予算
粗大ごみ持込処理手数料	7,754	7,643	7,581	7,062	7,500
事業系持込可燃ごみ処理手数料	264,404	232,238	229,196	246,313	232,160

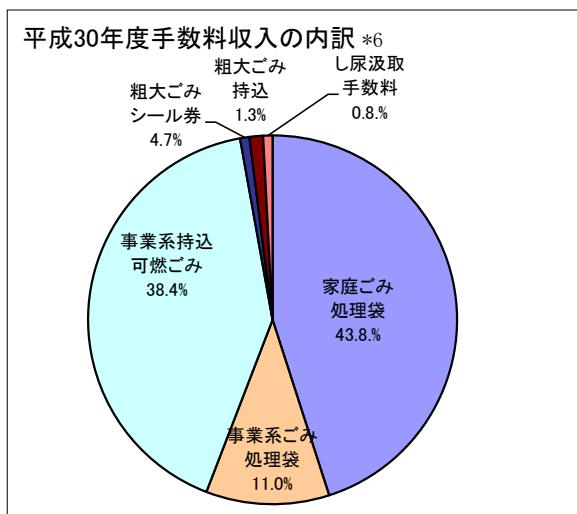
③し尿汲取手数料 単位:千円

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度予算
し尿汲取手数料	4,374	4,030	5,034	4,884	4,598

①・②・③計	627,249	595,750	597,023	623,951	596,407
--------	---------	---------	---------	---------	---------

\*5 平成16年10月1日より、家庭ごみ（燃やしづらいごみ・燃やさないごみ）有料化を実施したことによる収入。

\*6 小数点第2位以下は端数処理をしているため、合計が100%にならない場合がある。



### (4) 有価物売払い等による収入の推移

単位:千円

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度予算
缶（アルミ・スチール）	36,051	29,606	38,495	40,678	36,020
金属選別（不燃・粗大ごみより）	14,125	12,500	17,014	16,690	11,100
古紙類（古紙・古布）	62,430	59,675	65,729	53,043	48,100
分別基準適合物有償入札拠出金*7	18,470	11,328	17,538	17,949	-
再商品化合理化拠出金*8	811	5,207	9,339	117	-
計	131,887	118,316	148,115	128,477	95,220

\*7 日本容器包装リサイクル協会に引き渡すペットボトルなどの容器包装ごみの再商品化（資源化）にあたり、処理料金を支払うのではなく、反対に有価物として扱われ入札されることで収入となるもの。

\*8 同協会に引き渡す容器包装ごみの分別がよく質が高いことやコストを下げるなど、再商品化の合理化に寄与したときに、処理費用の当初予想額と実費の差額で発生した余剰金の半分を、市町村の貢献度に応じて同協会が配分するもの。

## 6 一般廃棄物処理実施計画（平成31年度）

第1 施行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

第2 施行区域 武藏野市全域

第3 一般廃棄物の種類及び収集・運搬計画並びに処理計画  
23ページの表のとおり

第4 一般廃棄物の排出抑制の方策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく武藏野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、平成27年3月に生活排水処理基本計画を含めた武藏野市一般廃棄物処理基本計画として改定し、平成27年度から向こう10年間の新たなごみ処理の基本方針を定めた。当該計画の基本理念である「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市」を目指し、「市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築」という基本方針に沿って以下の施策を実施する。

なお、武藏野市一般廃棄物処理基本計画については、平成31年4月以降に再度の改定が予定されており、改定後は新計画に基づき施策を展開していくものとする。

### 1 主な施策

#### (1) 連携の推進

市民団体の活動支援並びにコミュニティ・ネットワークを整備、及び拡充をし、市民団体による活動がより活発に行われるよう、市民団体と市との連携を推進する。市は、効果的かつ効率的にごみ処理を行うとともに、市民及び事業者がごみ減量等の活動を積極的に取り組むべき理由を明らかにする。また、市民団体の専門的活動と、広く市民を対象とする市の事業との役割分担を意識し、市民の興味及び関心に応じた対応及び参加が可能となるよう、市民団体との連携を図る。

#### (2) ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制

ア 排出者責任の明確化（ごみ発生量の減量の徹底）

市民及び事業者のごみ及び資源物を減らす自主的な取組が行われ

るよう広く呼びかけるとともに、必要となる支援及び仕組みづくりについて検討し、及び実施する。

#### イ　ごみと資源物の取扱いの適正化

ごみ減量の動機付けになるような啓発並びにごみ及び資源物の排出に伴う環境負荷についても啓発を行う。

可燃ごみについては、分別の徹底について普及啓発を強化するとともに、不燃ごみのうち大きな割合を占める小型家電製品については、オリンピック・パラリンピック東京2020大会の入賞メダルを作成する「みんなのメダルプロジェクト」終了後も、小型家電拠点回収によるリサイクルを継続する。また、資源物については、武藏野市ごみ収集の在り方等検討委員会の検討結果を踏まえ、収集頻度の見直しを平成31年4月から実施する。

#### ウ　事業者としての市の率先的取組

事業者としての市は、模範的な取組を率先し、分別の徹底、必要な資源化等をさらに推進していくとともに、発生抑制についてもより一層取り組む。

#### エ　事業系一般廃棄物減量資源化の取組

多量排出事業者への立入検査によるきめ細かな減量資源化指導を維持するとともに、準多量排出事業者等についても、必要に応じて、ごみの分別及び減量資源化を促す。また、行政収集へ移行する小規模事業者への指導を強化し、適正排出率の維持向上を図るとともに、製造及び流通事業者の拡大生産者責任による自主回収、簡易包装化、賞味期限切れによる廃棄物の発生抑制等について働きかけを行う。

### (3) 普及啓発の充実及び拡充

#### ア　分かりやすい啓発活動の実施

市は、ごみ減量行動等を行う意義等を、分かりやすく、かつ、それぞれの主体の日々の取組のきっかけとなるような啓発事業について、継続するとともに、総合的に実施する。

#### イ　情報提供の推進

ごみの発生抑制及び排出抑制の動機付けを図るため、ごみ処理経費、処理に係る環境負荷等の情報を、情報誌、アプリ（武藏野市ごみアプリ）等各種の媒体を用い、より分かりやすく提供する。

#### ウ　環境学習

ごみ問題を身近な自分の問題として考えるきっかけとなるよう、小学生等若年層に対する環境教育の継続及び拡充を図る。

#### エ　優良事業者への表彰制度の推進

市は、事業者に対して、ごみ減量、資源化等の啓発を行うとともに、優良事業者に対する顕彰を行う優良事業者表彰制度を推進する。

#### オ 食品ロス削減対策

燃やすごみの約4割を占める食品廃棄物を削減するため、食品ロスに関する啓発を、市民団体及び事業者と連携して全市的に実施していく。

##### (4) ごみ処理の効率化・環境負荷の低減

###### ア ごみ処理及び資源化経費の経済性の向上

多額のごみ処理経費に対して、常に見直しを進め経済性の向上に努める。資源化経費の経済性を向上する観点から、処理品目、処理方法ごとに、費用対効果の低いものについて、その環境負荷も見据えながら回収方法の見直しを検討する。平成31年4月に実施した一部品目の収集頻度の変更並びに収集品目及び地区割の平準化について、その効果を検証する。

###### イ 収集及び運搬コストの効率化並びに環境負荷の低減

ごみの収集方法及び頻度については、ごみ量の推移を見ながら、市民に過剰な負担を強いることなく、行政サービスが過剰にならないよう、適正化を検討する。

###### ウ 容器包装リサイクル法を踏まえた収集及び分別の徹底

プラスチック製容器包装の分別の周知徹底について、継続して取り組むとともに、コストと環境負荷とを踏まえた適正な取扱いについて検討する。また、容器包装リサイクル事業の法制度の見直しについて、事業者と市町村との役割分担及び費用負担の在り方などの抜本的な問題の解決について、今後も機会あるごとに東京都及び国に要望を行う。

###### エ 小型家電リサイクルの実施

不燃及び粗大ごみに含まれる小型家電製品については、クリーンセンターへの不適物の混入防止、稀少金属資源の資源化率の向上及び「みんなのメダルプロジェクト」への協力という観点から、公共施設等において拠点回収を実施している。「みんなのメダルプロジェクト」は平成31年3月に終了したが、拠点回収事業は継続する。

###### オ 生ごみ、せん定枝及び落ち葉等資源化処理の取扱い

生ごみの資源化及び減量化については、多量排出事業者に対する減量資源化指導を通じて、生ごみの資源化を推進するとともに、市民及び団体の生ごみの資源化及び減量化への取組の推進を図る。

#### カ 集団回収の在り方の検討

ごみ資源化の啓発とそれに対する補助金額とのバランス、活動がごみ減量資源化意識の向上に結び付いていないケースがある等の課題について、検討委員会を立ち上げ、集団回収事業の見直しを検討する。

#### キ 抱点回収の在り方の検討

市が回収を行う抱点回収の紙パック、廃食用油及び年賀はがきの取扱いについて、処理経費、資源化効果等の点から実施継続について検討を行う。

#### ク 自主回収及び店頭回収の拡充の検討

事業者による自主回収及び店頭回収について、行政収集及び集団回収と相互に補完する収集事業として積極的に評価し、回収事業の拡充について事業者への有効な働きかけ及び提案を検討するとともに、各事業に既に取り組んでいる事業者に対する顕彰制度等の創設も検討する。

## 2 市民、事業者及び行政における具体的方策

### (1) 市民の具体的方策

ア 物品の購入時には、次に掲げるところにより、ごみの排出抑制に努める。

(ア) 必要な物だけを購入

(イ) 買い物袋（マイバッグ）を利用し、並びにレジ袋及び過剰包装を断る。

(ウ) 再生品の使用の促進及び使い捨て商品の使用の自粛

イ 物品の取得後は、次に掲げるところにより、ごみの排出抑制に努める。

(ア) 手入れ及び修理による長期使用

(イ) 食材等の消費品目の使い切り

(ウ) 食べ残しをしない。

ウ 排出時には、次に掲げるところにより、ごみの排出抑制及びリサイクルの徹底に努める。

(ア) ごみの分別排出の徹底（特にリチウムイオン電池等の危険・有害ごみの分別）

(イ) 家庭での生ごみの堆肥化及びその利用の促進

(ウ) 集団回収への参加

- (エ) トレイ等の購入店における店頭回収の促進
  - (オ) リユース掲示板の利用による不用品の有効活用
- (2) 事業者の具体的方策
- ア 一般廃棄物と産業廃棄物との分別区分の徹底
  - イ 事業系資源ごみ（雑紙、生ごみ等）の資源化の推進
  - ウ ごみ減量及び再利用の促進による発生源における排出の抑制
  - エ 過剰包装の抑制
  - オ 流通包装廃棄物の排出の抑制
  - カ 使い捨て容器の使用の抑制並びに製造及び流通の事業者による自主回収、店頭回収及び資源化の推進
  - キ 再生品の積極的使用の促進
  - ク レジ袋の使用削減及びマイバッグ使用の推進
  - ケ レジ袋の使用削減等に関する協定の締結
- (3) 行政の具体的方策
- ア 家庭ごみ有料処理の適正な実施
  - イ 戸別収集の管理運営
  - ウ ごみ資源物収集頻度の適正化の推進
  - エ ごみの分別、排出方法等の改善及び啓発の徹底
  - オ ごみの資源化施策の拡充（生ごみ及びせん定枝葉）
  - カ ごみ排出実態調査結果を踏まえたごみの減量及び資源化施策の推進
  - キ ごみの減量及び再利用に関する市民及び事業者に対する情報提供及び啓発
  - ク ごみの広域処理の研究
  - ケ 学校及び地域社会の場における教育啓発活動の充実
  - コ 使い捨て飲食物容器等、容器包装類の排出の抑制についての啓発
  - サ 事業系一般廃棄物排出事業者に対するごみ減量化指導の徹底
  - シ 事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分方法の周知徹底
  - ス 事業系一般廃棄物に関する優良事業者認定・表彰制度の実施による普及及び啓発
  - セ 学校給食残さ資源化の推進
  - ソ 拡大生産者責任の国、都及び事業者への働きかけ
  - タ 集団回収団体の在り方の再検討
  - チ 再生品の率先使用及び再生品の使用促進についての市民及び事業者に対する啓発
  - ツ 市民及び事業者の自主的なごみ減量及び資源化の取組への支援

テ　ごみ処理経費の経済性向上及び情報提供の推進  
ト　埋立処分量ゼロの維持及び最終処分場の有効活用

#### 第5 家庭ごみ有料化に関する事項

条例第19条第1項の規定により、家庭から排出される燃やごみ及び燃やさないごみについては、市が指定する有料ごみ袋により排出するものとする。

#### 第6 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に関する事項

市では特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶及びプラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）の収集及び処分については行わないものとする。

#### 第7 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に関する事項

市では家庭から排出されるデスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、ブラウン管式ディスプレイ及び液晶ディスプレイの収集及び処分については行わないものとする。

#### 第8 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に関する事項

小型家電リサイクル法の施行に伴う対象品目の収集及び再資源化については、「みんなのメダルプロジェクト」が平成31年3月に終了となつたが、引き続き市内公共施設における拠点回収事業を実施する。

#### 第9 市では収集及び処理ができない廃棄物

在宅患者の使用済み注射針、消火器、バイク、バイク部品、自動車部品、プロパンガスボンベ、建築廃材（瓦、コンクリートブロック及びレンガ）、タイヤ、有害なもの（殺虫剤、殺菌剤、農薬及びラベルの剥がれている薬品のびん）、危険性のあるもの（揮発油及び灯油）、F R P船、土砂、石、肥料、ボウリングの球、耐火金庫、ペンキ、ピアノ、多量の事業系ごみその他収集及び処理に著しい支障を及ぼすもの（日曜大工の疊、扉等の建具2枚以上等）

## 第10 一般廃棄物処理の実施主体一覧

### 中間処理施設

	施設名	処理能力	処理方法	運営主体
可燃ごみ	武蔵野クリーンセンター 武蔵野市緑町3-1-5	1日当たり120トン	焼却	市
	武蔵野クリーンセンター 武蔵野市緑町3-1-5	1日当たり10トン	破碎・焼却・選別	市
不燃ごみ ・粗大ごみ	株式会社加藤商事 西多摩郡瑞穂町		選別・圧縮・梱包・保管	
	株式会社尾林造園 西東京市		破碎	
せん定枝木	株式会社清水インダストリー 群馬県高崎市		チップ化	
	北進重機株式会社 群馬県渋川市		チップ化	
	吾妻木質燃料株式会社 群馬県渋川市		チップ化	
	有限会社ホクト商事 府中市		バイオディーゼル化	
	バイオエナジー株式会社城南島食品リサイクル施設 大田区		メタン化事業	
食品残さ (生ごみ)	株式会社アルフォ城南島飼料化センター 大田区		飼料化	
	株式会社ジェイ・アール・エス三ヶ島工場 埼玉県所沢市		飼料化、肥料化	
	株式会社フジコー白井再資源化センター 千葉県白井市		飼料化、肥料化	
	有限会社ブライトピック千葉 溝原工場 千葉県旭市		飼料化	
	株式会社日本フードエコロジーセンターワン社工場 神奈川県相模原市		飼料化	
	太誠産業株式会社愛川第一工場 神奈川県愛川町		肥料化、飼料化	
	株式会社アクト・エア総合リサイクルセンター 神奈川県愛川町		堆肥化等	
	高根商事株式会社エルデガーデン 瑞穂町		肥料化等	
	有限会社大進緑建 羽村市		堆肥化	
し尿	湖南処理場 武蔵村山市大南5-1	1日当たり4.1キロリットル	前処理希釀放流方式	湖南衛生組合

### 最終処分施設

	施設名	処理方法	運営主体
焼却残さ (焼却灰)	二ツ塚廃棄物広域処分場エコセメント化施設 西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地	エコセメント化	東京たま広域資源循環組合
	メルテック株式会社 栃木県小山市	人工骨材化	
	野村興産株式会社イトムカ鉱業所 北海道北見市	水銀精製	
有害ごみ 使用済家電分解品	株式会社リーテム 大田区	貴金属の再資源化	
	有限会社星野商店 群馬県みどり市大間々町	肥料化	
せん定枝木	古川牧場株式会社 群馬県利根郡昭和村	堆肥化	
	株式会社吾妻バイオパワー 群馬県渋川市	バイオ発電	
	宗教法人 慈恵院 府中市	火葬	
動物死体			

### 付 則

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

### 第3 一般廃棄物の種類及び収集・運搬計画並びに処理計画

種類及び分別の区分		収集・運搬計画			処理計画		
		収集・運搬量	主体	収集回数	収集・運搬	中間処理	最終処理
家庭廃棄物 （小規模事業所を含む。）	可燃ごみ 燃やすごみ	20,951 t	市 武藏野クリーンセンター	毎週2回	焼却	東京ガス近畿資源循環組合	エコマネジメント
	燃やさないごみ 新聞、雑誌、段ボール、ざつがみ、古着(着られるもの)	1,087 t	市 武藏野クリーンセンター	隔週	破碎・焼却 ・選別資源化	委託(マルチテック㈱) 委託(マルチテック㈱)	資源化
	古紙・古着 びん	1,428 t	每週1回	戸別収集	委託 (容器リート) (株加藤商店)	資源化	資源化
	缶	439 t	市 武藏野クリーンセンター	毎週	委託 (株加藤商店)	資源化	-
	ペットボトル	523 t	市 委託業者	5,959 t	委託 (株加藤商店) (株・独自ルート)	資源化	-
	プラスチック製容器包装	1,972 t	乾電池、蛍光管、体温計、スプレー缶、小型家電(電池が取り外せないもの)	93 t	戸別収集 (株加藤商店)	資源化	-
	有害ごみ		家具類、大型ごみ(個別サイクル法対象品目を除く。)	1,301 t	申込みの都度・随時	戸別収集 ・持込み 市 武藏野クリーンセンター	資源化
	粗大ごみ		可燃ごみとは別に排出された庭木等をせん定した際に出る枝木	247 t	市 委託業者	委託(株尾林造園) (有)星野商店・吉川牧場株	資源化
	せん定枝木		飲料用紙パック	22 t	毎週2回	戸別収集 ・持込み 市 武藏野クリーンセンター	資源化
	家庭廃棄物 抛点回収		小型家電 (ソニコンを除く。)	1 t	市 委託業者	委託 (有)ホト商事	資源化
粗大再生 集団回収	食用油		再生利用を目的に排出された粗大ごみ	289 t	2か月に1回	戻却((有)ホト商事) 引取り(株リーテム)	-
	小型家電		古紙、古着、アミ缶等	2,860 t	毎時	戸別収集 (公社)シルバー人材センター	資源化
	粗大再生		テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機		毎時	戸別収集 (公社)シルバー人材センター	資源化
	家庭電力サーカル対象品目		テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機		申込みの都度	財家電製品協会	資源化
	指定再資源化製品陸運物		ハソコン		毎時	戸別収集 各事業者	資源化
事業系一般廃棄物(資源物、処理施設の機能に支障が生じるもの)		事業活動に伴つて排出される一般廃棄物 (小規模事業所の廃棄物を除く。)	6,246 t	市許可業者 (社)ハセガワ推進協会	市 武藏野クリーンセンター	一般送棄物処分業者	資源化
事業系一般廃棄物		城外処理分	666 t	市許可業者 (社)ハセガワ推進協会	各々	事業物のみを処分する者	-
事業系一般廃棄物のうち古紙類			642 t	市許可業者	各々	食品リサイクル法に定める登録再生利用事業者等	資源化
事業系一般廃棄物のうち生ごみ			2,527 t	市許可業者	各々	食品残さ再生利用事業者	資源化
動物死体		その他の生ごみ(学校給食残さ)	194 t	市許可業者	194 t	委託(宗教法人慈惠院)	火葬
し尿	飲み取ふん尿、仮設便所、浄化槽汚泥	203 k	市 委託業者	戻設便所は毎週2回	戸別収集	湖南衛生組合	前田希松放流方式

## II ごみ処理

### 1 ごみ処理の概要

#### 〈高度経済成長とごみの分別の始まり〉

昭和22年11月3日の市制施行後、ごみの収集は、大八車、リヤカー等による一般家庭を対象とした申込制から始まりました。当時市内の世帯数は約3,000世帯でしたが昭和47年には52,506世帯へと増加し、また消費経済の発展とともに、ごみはプラスチック製品等が増え、種類が多様化し、量も増大しました。そのため、ごみを完全に処理することが困難となり、また焼却施設の公害対策の不十分さが懸念されていたため、昭和46年よりごみ収集の際に出される紙類、ダンボール、鉄、ガラス製品等の有価物は、極力選別、資源化が行われてきました。

その後、ごみ量の増加、焼却炉の老朽化による焼却能力の低下、最終処分場周辺住民による埋め立てごみ搬入阻止（裁判となり、その後条件付き和解）等が起こり、その対応策として、ごみ減量と資源のリサイクルを全市的に展開する必要が生じました。

そこで昭和53年1月に、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、古布）の分別収集を始め、同年9月からは不燃ごみを、資源ごみ（空き缶類と空きびん類の二分別排出）と埋め立てごみに分けた排出を実施し、大きな成果をあげました。

#### 〈ごみの自区内処理と武蔵野クリーンセンター建設〉

ごみ処理に関して本市では、昭和30年に、隣接する三鷹市とともに、武蔵野三鷹地区保健衛生組合※を設立し、三鷹市内でごみを共同処理してきました。

しかし、公害問題に対する市民意識の高まりから、迷惑の公平負担や清掃工場の分離独立・自区内処理が叫ばれるようになり、本市でも焼却施設と粗大ごみの処理施設を併設した総合ごみ処理施設である「武蔵野クリーンセンター」を建設することとなりました（昭和57年2月建設着手、昭和59年10月完成。建設経過の詳細は、「II 6 ごみ処理施設（1）ごみ処理施設建設の経過と市民参加」を参照）。  
※武蔵野三鷹地区保健衛生組合は平成15年3月末日まで解散し、本市は単独処理となりました。

#### 〈さらなる分別・資源化の推進〉

クリーンセンターが安定して稼動するなかで、昭和60年4月よりごみ分別の方法を一部変更して、埋め立てごみと空き缶類を不燃ごみとして一緒に収集し、クリーンセンターで機械選別することにより、施設の活用と住民負担の軽減を図りました。また、公害防止の見地から、昭和58年10月より水銀含有ごみを有害ごみとして、分別収集を実施しています。

その後のごみ処理に対する状況はより深刻なものとなり、より一層の「ごみ減量と資源のリサイクル」を推し進めなければならなくなりました。

そこで本市は、平成9年10月より、事業者の廃棄物処理責任原則の徹底、事業系ごみの減量・資源化及び排出者間の負担の公平性の確保を目的とした事業系ごみの全面有料化を実施しました。これと同時に、「資源の日」を設け、不燃ごみと同じ日に収集していた従来の資源物（びん、古紙、古布）に加えて缶を資源物として収集するとともに、平成12年7月から新たにペットボトル、その他プラスチック容器包装類を追加し、週2回の資源物収集体制となりました。これにより資源としての品質を高めるとともに、効率的な資源物収集が可能となりました。平成13年4月からは、「家電リサイクル法」が施行され、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機（平成16年4月から冷凍庫、平成21年4月からは衣類乾燥機も対象となった。）については、粗大ごみとしての処理を行わず、家電メーカーにより部品・材料等の再利用・リサイクルを図ることとしました。さらに平成15年10月からは、経済産業省・環境省令の改正により、家庭用パソコンについて製造事業者等によるリサイクルが義務づけられしたことから、粗大ごみとしての処理を行わなくなりました。

### 〈武藏野市13万市民ごみ減量キャンペーンと家庭ごみ有料化〉

一方、平成10年8月に今後10年間のごみ処理に関する基本的な方針を定めた、武藏野市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という）を策定したのち、平成15年8月、この基本計画を数値目標を中心に見直し、調整計画を策定しました。この調整計画は、循環型社会への転換と循環型ごみ処理システムの構築の2つを基本方針とし、ごみの発生を可能な限り抑制することを第一に考え、その上で排出されるごみについて、資源化処理の拡充や埋立処分量の低減など環境負荷の少ない処理を行うため、それぞれの段階において数値目標を定め、その達成に向けて、市民・事業者・行政の三者が取り組むべき基本的な方向を示しました。

調整計画では、重点施策の一つとして排出者責任の明確化を位置づけ、収集方法の変更と家庭ごみの有料化の検討を主な取り組みとして示しました。これを受け、平成15年10月から、「ひとり一人が出す、自分のごみに責任を持つ」というスローガンのもとに「武藏野市13万市民ごみ減量キャンペーン」を展開し、市民意見の聴取や、説明会などを実施しました。

収集方法の変更については、平成16年2月より従来のステーション収集から戸別収集へと段階的に移行し、平成16年10月から市内全域実施とし、同時に家庭ごみ有料化についても、平成16年10月から開始しました。

また、最終処分場の有効利用を目的として平成15年10月より武藏野クリーンセンターで不燃・粗大ごみの選別残渣の焼却を実施したことに伴い、ごみ処理の実態に合わせるため、平成16年8月より、それまで「不燃ごみ」として集めていたごみのうち、破碎・選別の処理を要しないものの分別区分を「可燃ごみ」に変更し、名称も「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」に変更しました。そして、より一層の資源化を図るために、古紙の種類として新たに「雑紙（ざつがみ）」を設け、紙袋等に入れて出せることとしました。

### 〈平成20年度策定「武藏野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画〉

このような取り組みの結果、調整計画におけるごみ減量・資源化等の目標は、すべての項目において達成し、調整計画は平成19年度で終了しました。その後、更なる循環型社会の推進に向けて、ごみの発生・排出抑制、資源化の推進など、市民・事業者・行政が協働して取り組むべき新たな基本方針、計画目標や施策等について「廃棄物に関する市民会議」（ごみ市民会議）を設置して検討を行い、パブリックコメントも踏まえながら、ごみ市民会議からの答申に基づき、平成20年3月に新たにごみ処理基本計画を策定しました。

平成20年度から向う10年間を計画期間とする基本計画では、「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す」ことを基本理念に、「市民・事業者・行政の協働により、資源の消費・廃棄物の発生を抑制する持続可能な都市への転換」と「環境負荷の少ない安全で効率性の高い処理システムの構築」を基本方針に掲げました。

また、ごみ量や資源化率の数値目標を以下のとおり定め、ごみ減量に取り組みました。

目標＼年度	H18(基準年度実績値)	目標値(H29)	H25(目標値)	H25(実績値)	達成状況
市民一人1日当たりの家庭系ごみ*排出量	766 g/(人・日)	680 g/(人・日)以下	696 g/(人・日)以下	675 g/(人・日)	達成
事業系持込ごみ年間当たりの排出量	11,706 t/年	9,781 t/年以下	10,481 t/年以下	6,862 t/年	達成
ごみ発生量(年間)	53,221 t/年	48,993 t/年以下	50,249 t/年以下	44,960 t/年	達成
総資源化率	31.8%	37.4%以上	35.3%以上	33.3%	未達成

## 〈平成27年度策定「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（平成27年度～36年度）」〉

前計画の期間内に家庭系ごみ排出量の原単位や事業系持込み量等のごみの排出抑制についての目標は達成されましたが、環境負荷の少ない省エネルギー・省資源化の持続可能な都市を目指すため、また、社会経済状況の変化や新クリーンセンターの稼働を見据えた効果的なごみ減量施策等を展開するため、前計画期間の終了を待たず全面改訂を行い、平成27年度を初年度とする一般廃棄物処理基本計画を策定しました。当計画の策定にあたっては、第5期市民会議が設置され15名の委員が委嘱され、市民・事業者・行政が取り組むべき新たな基本方針、計画目標や施策などについて検討を行いました。

当計画では、「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す」ことを基本理念として、「市民・事業者・行政の連携の再構築」を基本方針として掲げています。計画の目標としては、ごみの発生抑制と資源化、並びに、ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減を目指しており、以下のとおり数値目標を定めています。

目標＼年度	H25（基準年度実績値）	目標値（H36）	H25比
市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	675 g/(人・日)	600 g/(人・日)以下	75g削減 (11%削減)
事業系持込ごみ年間当たりの排出量	6,862t/年	6,370t/年	492t削減 (7.2%削減)

策定した基本計画をどのように実行していくのかを定めたものが「一般廃棄物処理実施計画」です。（内容は、「I 6一般廃棄物処理実施計画（平成31年度）を参照」）

なお、当計画は長期計画策定に合わせたローリングを想定していることから、第6期長期計画（令和2年度～11年度）に計画内容を反映させるため、令和元年度を初年度として計画の一部改定を行うものとしています。

## 2 家庭ごみの有料化

平成15年10月より、“ひとり一人が出す、自分のごみに責任を持つ”という新しいルールのもと、武蔵野13万市民ごみ減量キャンペーンを展開し、「市長と語る会」や「市民懇談会」、各種アンケートなどで寄せられた市民の皆様の意見をもとに検討を重ねた結果、平成16年6月の第2回市議会定例会で「武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例改正案」が可決され、平成16年10月から家庭ごみ有料化が実施されました。

### （1）家庭ごみ有料化の概要

それまで市販のごみ袋やレジ袋で出されていた「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」を、事前に購入した市指定有料ごみ袋に入れて出すこととし、これ以外の方法で出された場合は収集を行わないこととしました。

なお、資源物及び有害ごみについては、従来どおりの方法で排出できることとしました。

### 市指定有料ごみ袋の種類及び価格

ごみの種類	収集袋の種類	ごみ処理手数料（収集袋の価格）
燃やすごみ 燃やさないごみ 共通	5リットル相当	1枚10円 (10枚1組 100円)
	10リットル相当	1枚20円 (10枚1組 200円)
	20リットル相当	1枚40円 (10枚1組 400円)
	40リットル相当	1枚80円 (10枚1組 800円)

## (2) 家庭ごみ有料化の目的

家庭ごみ有料化の主な目的は以下のとおりです。

- ① ごみの減量・資源化の促進
- ② 最終処分場の有効利用
- ③ ごみ処理費用の負担の公平化
- ④ ごみを出すひとり一人の意識の向上

## (3) 市民説明会

家庭ごみ有料化の実施前に、以下のとおり家庭ごみ有料化に関する市民説明会を開催しました。

- ・ 開催期間 平成16年7月23日（金）～9月12日（日）
- ・ 会場 34会場・・・クリーンセンター、公会堂、市立小学校（12校）、スイングホール（レインボーホール、スカイルーム）、コミュニティセンター（19か所）
- ・ 実施回数 97回
- ・ 参加人数 5,375名
- ・ 開催時間 ①午後2時～3時30分  
②午後7時～8時30分
- ・ 内容 ①スライドによる有料化の説明（資料配布）  
②分別変更について  
③質疑応答

## (4) 家庭ごみ有料化の特例としての減免措置

家庭ごみ有料化の特例として、以下のとおりごみ処理費用の減額・免除を行っています。

対象者	減免の内容
震災その他天災に遭ったもの	免除
火災その他の災害に遭ったもの	ごみ処理手数料の9割以内を減額
生活保護受給者（＊1） 特別障害者手当受給者 児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当受給者 老齢福祉年金受給者 障害者手帳所持者（＊2）	市指定有料ごみ処理袋・中（20リットル相当）を年間110枚を上限に無料で配布する。（4人以下世帯） なお、5人以上世帯には有料ごみ処理袋・中を、220枚を上限に交付する。 なお、対象区分は重複しない。
使用済み紙おむつ	免除。燃やすごみの日に市指定有料ごみ処理袋以外の袋に入れて出す。
枝木又は草葉	免除。燃やすごみの日に長さ50cm以内に束ねるか、45リットル以内の袋に入れて出す。ただし、1回につき戸建住宅の場合、合計3束（袋）、集合住宅の場合、合計10束（袋）まで。10束（袋）以下を直接クリーンセンターに搬入することも可。 別途連絡による指定日収集の場合は50束（袋）まで。
公共の施設を清掃することによって生じるごみ	免除。市役所、市政センター、コミセンにボランティア袋の交付を申請し、交付されたボランティア袋（大45リットル相当、小10リットル相当）に入れて所定の日に出す。

\* 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者も同等

\* 2 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、世帯員全員が市民税非課税（平成19年12月に減免対象を拡大し、申請受付を開始している）の場合

### （5）有料化後のごみ排出量の推移

家庭ごみ有料化の実施により、有料化前に比較して有料化後4年目までに、燃やすごみと燃やさないごみ等のごみ量は約15～18%減少し、一方、資源物は古紙類やその他プラスチック製容器包装廃棄物を中心に全体で約34～43%増加しています。しかし、総量では約1～4%の減少にとどまっており、引き続き資源物を含む総ごみ量の減量が急務となっています。

一人1日あたりのごみ量では、有料化後1年目で約34グラム減少しましたが、その後、2年目には増加に転じ、3年目にはやや減少したものの1年目に比べると増加する結果となりました。しかし、4年目になると有料化前に比べ約47グラム減少し、14年目には約160グラム減少している結果となりました。

ごみ排出量の推移（有料化前1年～有料化後14年目）

単位：トン

	有料化前 1年 H15.10～ H16.9	有料化後 1年目 H16.10～ H17.9	有料化後 2年目 H17.10～ H18.9	有料化後 3年目 H18.10～ H19.9	有料化後 4年目 H19.10～ H20.9	有料化後 5年目から 13年目までは省略	有料化後 14年目 H29.10～ H30.9
燃やすごみ	23,173	21,241	22,116	22,139	22,095		20,153
燃やさないごみ	4,744	1,455	1,331	1,343	1,340		1,070
有害ごみ	103	99	98	99	95		84
粗大ごみ	1,531	1,536	1,575	1,416	1,445		1,534
ごみ計	29,551	24,331	25,120	24,997	24,975		22,841
古紙類	5,350	8,368	8,465	8,307	7,782		5,922
投棄古紙	21	19	19	19	17		0
びん	1,602	1,649	1,685	1,645	1,609		1,414
缶	646	602	574	554	539		439
ペットボトル	444	449	449	468	451		479
その他プラ	851	1,595	1,659	1,649	1,633		1,923
拠点回収	64	58	21	19	29		23
剪定枝木回収	-	-	-	-	-		207
資源物計	8,978	12,740	12,872	12,661	12,060		10,406
総計	38,529	37,071	37,992	37,658	37,035		33,247
一人1日あたりの ごみ量(g)	786.1	752.4	763.8	755.0	739.6		626.1
平均人口(人)	133,920	134,996	136,276	136,645	136,817		145,482

\* 粗大ごみには、粗大ごみ再生分を含む。

\* ペットボトル・発泡スチロールトレイの拠点回収については、戸別収集の開始により、平成17年度中に順次廃止。

\* 投棄古紙は平成21年度より、粗大ごみから中間処理後に資源化されるもの（搬入古紙）と定義を変更。

\* 一人1日あたりのごみ量は、各期間のごみ量の合計を平均人口で割り、さらに年間日数で割った数字。

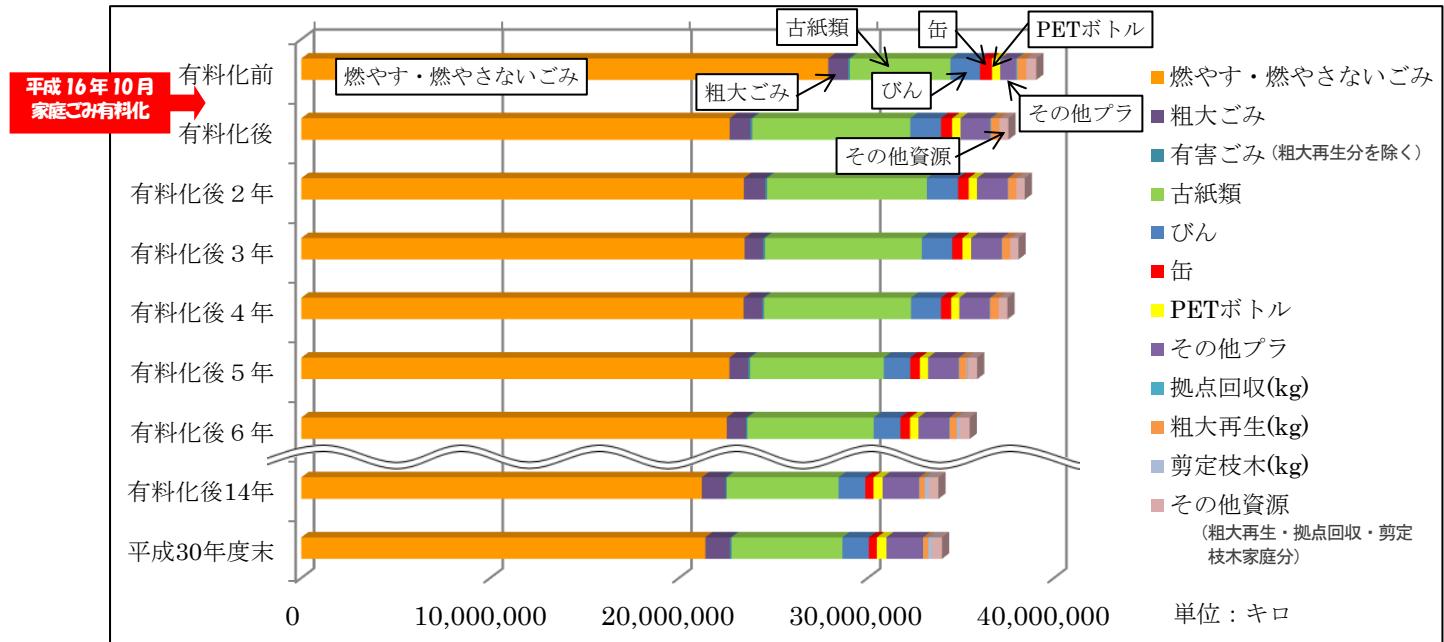
\* 集団回収、事業系持込ごみは含まない。

\* 端数処理の関係で、数値が見かけ上合わない場合がある。

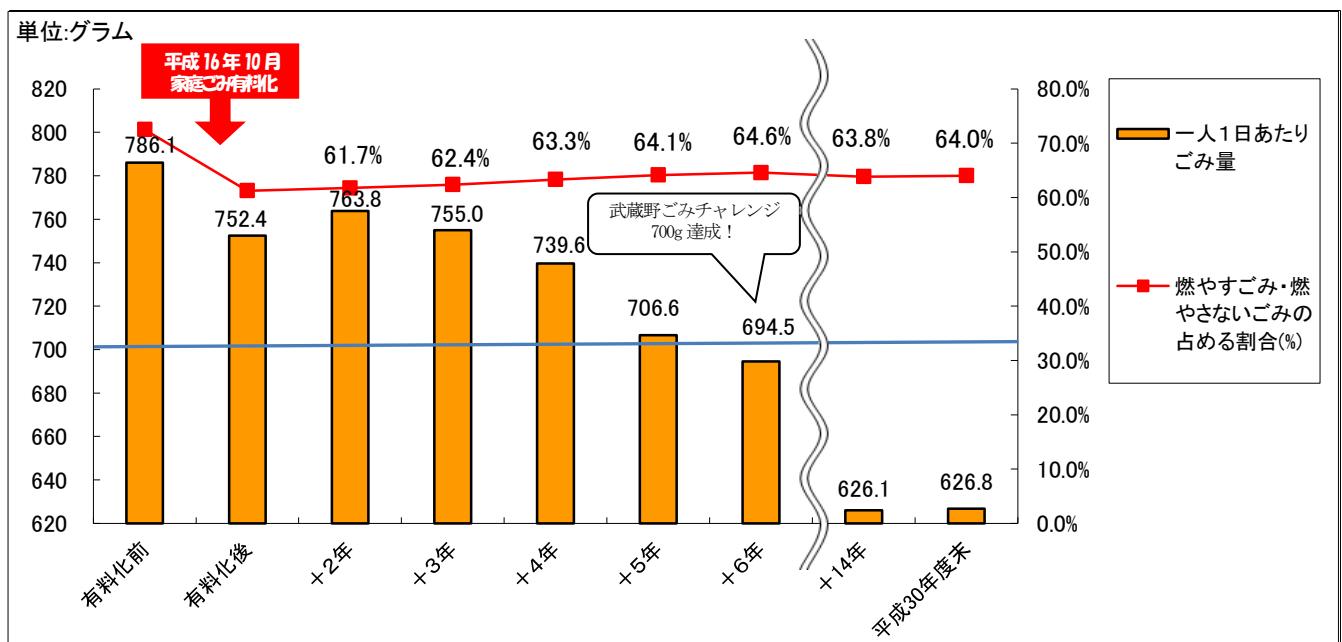
武藏野市では、市民一人が1日に出す家庭ごみ・資源ごみの量を多摩地域平均である700グラム以下に減らすことを目標に掲げ、平成18年度に「武藏野ごみチャレンジ700グラム」を宣言し、平成21年度に目標を達成することができました。

平成22年度からは、新たに「セカンドステージ！武藏野ごみチャレンジ600グラム」を宣言し、600グラム以下を目指して様々な取り組みを行っています。

☆ 家庭ごみ・資源ごみ量の推移（毎年度10～9月までの1年間の実績。平成30年度末のみ4～3月までの実績）



☆ 一人1日あたりの家庭ごみ・資源ごみ量の推移とごみ排出量に占める、燃やす・燃やさないごみの割合（毎年度10～9月までの1年間の実績。平成30年度末のみ4～3月までの実績）



有料化後1年目はごみ排出量が減り、ごみ排出量に占める、燃やす・燃やさないごみの割合がぐんと下がりました。従来は燃やす・燃やさないごみとして排出していた資源化できるものについて、資源への分別が進んだことがわかります。特に古紙類、その他プラスチック製容器包装の伸びが顕著でした。

2年目には有料であることに慣れたためか、多少のリバウンドが見られます。その後、一人1日あたりの家庭ごみ・資源ごみ量は徐々に減少し、平成21年度について目標の700グラムを達成しました。

今後も、廃棄物に関する市民会議・ごみ収集の在り方等検討委員会での検討を踏まえ、資源ごみを含めたごみ減量の実現を目指します。

### 3 戸別収集の実施に伴う訪問調査

平成16年10月よりごみの収集方法がステーション方式から戸別収集方式に移行しました。これに先立ち、「ひとり一人が出す、自分の出すごみに責任を持っていただく」ため、16年2月から御殿山、西久保、桜堤の3地域をモデル地区として指定し、戸別収集を試行しました。

この結果を踏まえ、7月から吉祥寺本町、吉祥寺南町、吉祥寺北町、八幡町、境、境南町の6地域が加わりました。さらに10月からは吉祥寺東町、中町、緑町、関前の4地域が加わり、市内全域での戸別収集が開始されました。

戸別収集への移行にあたっては、市職員が対象地域を一軒一軒訪問（既に敷地内にごみ置場のある集合住宅は、告知ビラの配布のみ）し、戸別収集の趣旨や目的を説明するとともに、住民と相談のうえ、建物ごとに敷地内にごみ置場を設定し管理体制などについても確認を行いました。

#### 戸別収集実施に伴う調査訪問建物件数一覧

【2月試行実施：御殿山・西久保・桜堤】					【7月実施：吉祥寺本町ほか5地域】				
町丁目	戸建	集合	事業所	計	町丁目	戸建	集合	事業所	計
御殿山1～2	435	197	186	818	吉本町1～4	1,495	660	1,451	3,606
西久保1～3	1,509	624	480	2,613	吉南町1～5	2,283	785	1,179	4,247
桜堤1～3	602	231	109	942	吉北町1～5	2,299	613	366	3,278
計	2,546	1,052	775	4,373	八幡町1～4	639	159	146	944
【10月実施：吉祥寺東町ほか3地域】					境1～5	1,487	657	607	2,751
吉東町1～4	2,406	684	323	3,413	境南町1～5	1,905	728	812	3,445
中町1～3	952	520	831	2,303	計	10,108	3,602	4,561	18,271
緑町1～3	375	179	227	781					
関前1～5	1,379	373	253	2,005	合計	17,766	6,410	6,970	31,146
計	5,112	1,756	1,634	8,502	*平成15年度戸籍住民課データより抜粋				

[上記数値の単位は、戸建・集合：棟、事業所：件数]

## 4 ごみの出し方と分別

### (1) 一般家庭ごみの出し方

ごみは収集当日の朝、午前9時までに敷地内の所定のごみ置き場へ出すルールです。

#### ①ごみ・資源物の出し方

燃やすごみ 燃やさないごみ	それぞれのごみの収集日に、家庭用有料ごみ処理袋に入れて所定のごみ置き場に出す。
資源ごみ	びん、缶、 ペットボトル、 その他プラスチック製容器包装 分別して、透明又は半透明の袋に入れて出す。
	古紙（新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・古本・ノート類、ざつがみ） 古着 古紙は種類ごとにひもで束ねるか、袋に入れて出す。 ざつがみ（雑紙）は、紙袋に入れて出すか、透明又は半透明の袋に「ざつがみ」と明記して出す。 古着は透明又は半透明の袋に入れて出す。

#### ②有害ごみの出し方

有害ごみ	市役所、市政センター、コミュニティセンターで配布する有害ごみ袋に入れて出すか、透明又は半透明の袋に「有害ごみ」と明記して出す。
------	---

カセットコンロ用ガスボンベやスプレー缶、ライターは、中身を完全に使いきってから有害ごみ袋か、透明・半透明の袋に「有害ごみ」と書いたものに入れて出します。使い切れない場合は「残あり」と明記して出します。

家電製品などに使用されている電池や充電池は、必ず取り外して出します。取り外せない小型家電は、本体ごと有害ごみとして出します。

#### ③家庭用ごみ処理袋の種類と価格

平成16年10月から実施された家庭ごみ有料化に伴う家庭用ごみ処理袋の種類と価格は以下のとおりです。

ごみの種類	収集袋の種類	サイズ (縦×横cm)	ごみ処理手数料 (収集袋の価格)
燃やすごみ 燃やさないごみ 共通	特小（5リットル相当）	30×18	10枚1組 100円
	小（10リットル相当）	38×29	10枚1組 200円
	中（20リットル相当）	46×35	10枚1組 400円 ばら売り1枚 40円※
	大（40リットル相当）	60×45	10枚1組 800円 ばら売り1枚 80円※

\*平成23年10月から一部店舗でばら売り開始

#### ④家庭用ごみ処理袋の販売

市内のコンビニエンスストアや米穀店、酒屋などを中心に、平成31年3月31日現在、215店舗（内ばら売り取扱店は26店舗）で販売しています。

## (2) 事業系ごみの出し方

事業者は、その事業活動にともなって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項）とされていますが、以下に示すものについては、市が有料で収集を行います。

### ①対象

排出量が1日平均10kg以下等、一定の条件を満たす事業所から排出されたもの。（条件を満たさない事業者については、自己処理又は市が許可した一般廃棄物処理業者により適正に処理を行うこととしています。）

### ②手法

事業系ごみ処理袋を購入し、その袋にごみを入れ、袋に事業所名を書いて排出する。

### ③有料ごみ処理袋の種類と価格

ごみの種類	収集袋の種類	ごみ処理手数料 (収集袋の価格)
燃やすごみ 燃やさないごみ 共通	小 (20リットル相当)	10枚1組 1,100円
	大 (45リットル相当)	10枚1組 2,500円
資源ごみ	30リットル相当	10枚1組 300円

### ④事業系ごみ処理袋の販売

市内のコンビニエンスストアや米穀店、酒屋などを中心に、平成31年3月31日現在、153店舗で販売しています。

### ⑤ごみ・資源物の出し方

ごみの分別、収集日は一般家庭と同様です。その日の朝9時までに所定のごみ置場にごみを出すルールです。

燃やすごみ 燃やさないごみ	びん、缶、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装	それぞれのごみの収集日に、事業系用有料ごみ処理袋に入れて所定のごみ置き場に出す。  資源ごみ
	古紙類	分別して、事業系資源物用ごみ処理袋に入れて出す。  (古紙については、資源回収事業協働組合に依頼して排出する方法もある。)

### ⑥有害ごみの出し方

有害ごみ	市役所、市政センター、コミュニティセンターで配布する有害ごみ袋に入れて出すか、透明又は半透明の袋に「有害ごみ」と明記して出す。
------	---

カセットコンロ用ガスボンベやスプレー缶、ライターは、中身を完全に使いきってから有害ごみ袋か、透明・半透明の袋に「有害ごみ」と書いたものに入れて出します。使い切れない場合は「残あり」と明記して出します。

家電製品などに使用されている電池や充電池は、必ず取り外して出します。取り外せない小型家電は、本体ごと有害ごみとして出します。

### (3) 粗大ごみの出し方

#### ①粗大ごみ収集

##### ・申込方法

以下のいずれかの方法で申し込むことができます。

粗大ごみ受付センター 電話 0422-60-1844	月～土曜日（祝日含む） 午前8時30分～午後7時 *日曜休み *英語対応可
インターネット申込み	市ホームページ>くらしのガイド>ごみ・リサイクル >粗大ごみのインターネット申込み 365日 24時間 申込み可能（作業メンテナンス時除く）

品目、数量、サイズ（高さ・幅・奥行）等により、ポイント数をお伝えしています。

##### ・武蔵野市粗大ごみ処理券（ポイント券）の購入

申込された品目のポイントとご自宅近くの粗大ごみ処理券の購入場所は、電話の場合は粗大ごみ受付センターからお伝えします。インターネットの場合は申込時、画面に表示されます。伝えられたポイント数分の武蔵野市粗大ごみ処理券を購入し、氏名・品目・収集日を記入し粗大ごみに貼付します。

ポイント（点数）は、10ポイント以下は10ポイントに切り上げ、以降1ポイント単位で加算されます。粗大ごみシール券は、100円券（1ポイント※）・1,000円券（10ポイント）・1,500円券（15ポイント）の3種類です。（※1ポイント券は10ポイント以上から使用できます）

##### ・収集日当日

朝9時までに、自分の敷地内に出します（2階建て以上の場合は1階に下ろす）。

市の収集対象は、家庭から出る粗大ごみ（原則40リットルの有料ごみ処理袋に入らないもの）だけで、事業所から出る粗大ごみは、事業所の責任で処理することになっています。

まだ使える家具等については、シルバー人材センターのリサイクル作業所（電話0422-51-3448）へ連絡すると、作業所職員が現物を確認の上、再利用可能なものは引き取ります。

#### ②クリーンセンターへの持込み

粗大ごみは収集で申し込んでいただくことをお願いしていますが、やむを得ない場合に限りクリーンセンターに持ち込むことができます。手数料及び時間は以下のとおりで、支払いは現金払いとなります。

持ち込みできるのは原則本人、事情がある場合は親族です。市内のご家庭から出た粗大ごみであることを確認するため、排出者ご本人の住所を確認できる書類（運転免許証、健康保険証、直近2か月以内の公共料金払込用紙等）をお持ちいただいています。親族の方が代理で持ち込まれる場合は、排出者ご本人の住所確認書類以外に、持ち込まれる方の身分証明書もご提示いただいています。

なお、粗大ごみ以外のごみの持ち込みは行っていません。燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ等と一緒に持ち込まれた場合は、お持ち帰りいただいています。

##### ・持込み手数料

50kg未満	一律1,000円
50kg以上	kgあたり20円

##### ・持込み時間

	午 前	午 後
月～金曜日	9時～11時30分	1時～4時
土曜日	9時～11時30分	持ち込み出来ません

\*日曜日、祝日、年末年始は持ち込み出来ません。

・粗大ごみ受付件数

平成 29 年 2 月より粗大ごみ収集受付を粗大ごみ収集受付センターに委託し、電話受付時間を午前 8 時 30 分～午後 7 時までに延長、土曜日も利用できるようになりました。また、インターネット受付では、24 時間 365 日（システムメンテナンス時を除く）利用できるようにし、市民の利便性の向上に努めています。

品目別

平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月分

収納家具・収納用品	19,279
家具・寝具	24,358
暖房器具・厨房器具	4,539
音響機器・楽器	644
敷物・日よけ・ブラインド	1,981
家電製品・電化製品	3,462
趣味・スポーツ・運動器具	2,827
日用品・その他	15,330
収集不適品・収集制限品	549

(単位:個)

総数

平成 26 年度 計	66,453
平成 27 年度 計	66,513
平成 28 年度 計	63,499
平成 29 年度 計	64,388
平成 30 年度 計	72,969

(単位:個)

#### (4) その他のごみの出し方

##### ①市で収集・処理できないごみの処理

###### ・特定家電製品

テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫・保冷温庫

販売店に返すか、家電リサイクル受付センター（TEL042-485-1681）に連絡

###### ・家庭用使用済パソコン

製造事業者に返すか、製造事業者が不明の場合などはパソコン3R推進協会（TEL03-5282-7685  
URL <http://www.pc3r.jp/home/>）、もしくは、リネットジャパン（<http://www.renet.jp/>）に連絡

###### ・その他

在宅患者の使用済み注射針、消火器、バイク、バイク部品、自動車部品、プロパンガスボンベ、建築廃材（瓦、コンクリートブロック及びレンガ）、タイヤ、有害なもの（殺虫剤、殺菌剤、農薬及びラベルの剥がれている薬品のびん）、危険性のあるもの（揮発油及び灯油）、FRP船、土砂、石、肥料、ボウリングの球、耐火金庫、便器、ベンキ、ピアノ、ドア、フェンス、網戸、障子、畳、多量の事業系ごみ、その他収集・処理に著しい支障を及ぼすもの

専門の処理業者に依頼するか、販売店等に相談

##### ②犬・猫などの死体処理

飼い主が特定できない場合は、ごみ総合対策課（TEL0422-60-1802）へ連絡しますと、収集に向かいります。死体は慈恵院（府中市浅間町）に搬送し、荼毘に付しています。

#### (5) その他

##### ①カラス対策（防鳥ネットの貸出し）

カラス対策が呼ばれる中、本市では他市町村に先立ち平成2年度にゴルフ場の廃ネットを利用した「防鳥ネット」を作成し、平成6年度までに3,000枚弱の貸出しを行いました。

しかし、このネットは網の目が大きく、カラスも慣れて効果が減少したため、平成7年10月から従来よりも網の目が細かく（4mm角）、ひとまわり大きなネット（2m×3m）に変更しました。

なお、平成16年10月から収集方法をステーション収集から戸別収集へと変更し、建物ごとの管理の責任があるというルールにしたことから、現在は、防鳥ネットの貸し出しが行っておりません。

##### ②ごみの分別一覧表の配布

集合住宅などにお住まいの市民の方が、ごみの分別・収集日時を守り、清潔で気持ち良くごみステーションを使えるよう、ごみ収集日一覧表を配布しています（地区ごとの収集日に対応した、屋外掲出用）。

## 5 特別な収集体制

### (1) ふれあい訪問収集

“ふれあい訪問”収集は、一人暮らしの高齢者や身体障害者のみの世帯等でごみを出すことが困難な方を対象に、排出されたごみを、玄関から一般家庭ごみ収集ルートで決められた集積所まで運ぶ「ごみ出し支援」と、その際希望者には玄関先での声かけをすることにより「安否確認」を行う制度です。制度を開始した平成15年4月から平成25年3月までは、市職員技能主任と主事がペアとなり、ごみ収集車（塵芥車）ではなく一般トラックで訪問収集をしていましたが、地域福祉の観点から平成25年4月よりシルバーハウスに業務委託化となりました。

事業開始以来、この間の申請者数は801名、死亡・施設入所等による廃止は610名で、平成31年3月末日現在、登録者数は152名です。利用者の皆さんや遠隔地のご家族からは、「安否確認のための“声かけ”で安心して生活できる。」「両足に障害を持っているので、家の中を這って移動している。玄関前の訪問収集は非常に助かります。」などの声をいただいています。

対象世帯の基準は「①65歳以上の一人暮らしで、要支援2から要介護5までの者 ②身体障害者手帳1級又は2級の方だけで構成される世帯 ③その他市長が必要と認める者」です。

内容審査に健康状態・支援頻度・住宅構造等の客観的資料が必要なため、在宅介護・在宅介護予防の支援を行っているケアマネジャー及び在宅介護支援センターを通じて利用申し込みをいただき、面接等の調査後本人より申請していただきます。

### (2) 狹あい路線特別収集

#### ①路上ステーションの問題解決

平成16年10月以前のごみ収集は、道路上に集積所（ごみステーション）を設置し、半径50mくらいの範囲の住民が利用していました。

パッカー車（2t塵芥車）が通行できない幅員狭小道路では、ステーションまで長距離を歩いてごみ出しをしており、年齢や健康状態又は天候等によってごみ出しに大きな負担をおかけしていました。

これらの路上ステーションの問題を解決するために、「①狭あい道路地域住民のごみ出し負担軽減と利便性の向上 ②路上ステーションのカラス被害防止 ③不法投棄防止 ④収集効率の向上」

⑤街の美観向上」を目的に幅員狭小道路を“狭あい路線”に指定し、軽ダンプ車で1軒ごとに戸別収集をする“狭あい路線特別収集”を開始しました。

事業発足当初の平成15年4月は、市の直営により、18路線（670世帯）で開始しました。その後、収集委託業者の申請等により、平成21年度には69路線（2,206世帯）となり、軽ダンプ車3台で特別収集を実施していました。そして、平成23年4月1日より民間委託になりました。

#### ②全市戸別収集実現への先駆け

狭あい路線特別収集の実施にあたっては、事前に対象道路地域の全世帯を訪問して事業説明をし、事業開始にあたっては事前にお知らせを配布し周知を図りました。

平成16年度の戸別収集実施にあたっては、この経験を基に調査説明・周知の手法を活用して全戸訪問調査を実施して敷地内にごみ置場を決めていただき、約100回の説明会を経て全市戸別収集への実現に至りました。

## 6 ごみ処理施設

### (1) ごみ処理施設建設の経過と市民参加

昭和30年、隣接する三鷹市と一部事務組合（武蔵野三鷹地区保健衛生組合、平成14年度末で解散）を結成、武蔵野市・三鷹市の共同処理場「ふじみ焼却場」（三鷹市新川）を建設し、両市のごみを共同処理してきました。

昭和45年、周辺住民から騒音・悪臭・ばい煙等に対する陳情が行われ、座り込み、デモ行進、ついにはピケにより焼却場入口で本市からのごみ搬入車両が阻止されました。これをきっかけに、「ごみ処理工場建設の早期実現の要望」が市民集会で決議され、行政・市議会・市民が一体となった運動が繰り広げられました。

昭和53年、市長の決断によって「市営プール」を建設地にするという決定を発表しました。ところが、近隣住民から市民不在の決定に対し、「決定の過程が不透明である」「候補地を白紙撤回してやり直すべき」として、大きな反対運動が展開されました。そこで、「市営プール」も含む4候補地の中から建設用地を選定するための「クリーンセンター建設特別市民委員会」が発足し、4公有地周辺住民を含めた市民の参加で建設用地が検討されました。その結果、「最善ではないが、次善の用地として市営総合グランド」が示唆され、建設用地として合意するまでに「総論賛成、各論反対」の壁を乗り越え、周辺住民の「苦渋の選択」を得て、現在地に建設が決まりました。その後、建設と周辺のまちづくりを市民参加で行う「クリーンセンター・まちづくり委員会」が設置され、処理方式・建設デザイン等、クリーンセンターを含むまちづくりについて活発な議論がなされました。また、建設後の運営の基本となる運営協議会の発足についても提起されました。

このような経過を経て、武蔵野市では市独自に不燃・粗大ごみを処理する粗大ごみ処理施設を併設して、両施設を合わせて「武蔵野クリーンセンター」と総称し、今まで市内のごみ処理（中間処理）を行ってきました。昭和59年稼動以来今日まで、運営協議会は安定稼働の継続と地域住民の安全と権利を守るための監視役を担っており、武蔵野クリーンセンター（旧施設）は、用地選定から建設、運営まで全国で類を見ない市民参加「武蔵野方式」で実践されています。

稼動から32年が経過し、主要設備である焼却炉やボイラの耐用年数（約30年間）を迎えていたため、平成26年度より新施設の建設を進め、平成28年10月に新工場棟が完成、11月より機械の試運転、12月よりごみを受け入れ、ごみ焼却施設の運転調整や性能確認を行うための試運転焼却を開始し、平成29年4月より新施設の本稼働を開始しました。



平成26年1月撮影（着工前）



平成29年4月撮影（工場棟完成）

## (2) 武蔵野クリーンセンターの概要

### ① 施設概要

場 所	武蔵野市緑町三丁目1番5号	電話	0422-54-1221
敷地面積	17,000平方メートル		
竣 工	平成29年3月		
本格稼動	平成29年4月		
建 築 物	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨構造		
建築面積	3725.44平方メートル		
延床面積	8871.47平方メートル		

### 1) 焼却施設

能 力	120トン／日 (60トン／日×2基)
	エバラd b式全連続燃焼式 (廃熱ボイラー付き)
発電設備	蒸気タービン発電機 (最大出力2650KW)
	ガスコーチェネレーション設備 (最大出力1500KW)
煙 突	角型鉄筋コンクリート外筒型、内筒3本鋼鉄集合式、高さ59m
建 設 費	93億3,417万円

### 2) 不燃・粗大ごみ処理施設

能 力	10トン／5時間	1基	(低速回転式・堅型高速回転式破碎機)
選別方式	自動選別	により金属 (アルミニウム・鉄類・非鉄金属類)	選別
建 設 費	9億3,414万円		

## ② ごみ処理の流れ

### 1) 焼却施設

#### ごみ (可燃)

- 1 ごみ収集車で搬入されたごみは、計量後、ごみピットへ投入。
- 2 ごみピットに貯留されたごみは、クレーンで焼却炉へ投入。
- 3 焼却炉内に入ったごみは、850°C～1,000°Cの高温で完全に焼却しダイオキシン類の発生を抑制。

#### 排ガス

- 1 焼却により発生した高温の排ガスは、ボイラとエコノマイザで減温しダイオキシン類の再合成を抑制
- 2 排ガス中に重そうや活性炭を噴霧し有害物質を分解。
- 3 排ガスに含まれるちりやばいじんなどの有害物質をろ過式集じん装置で除去。
- 4 ばいじんと有害ガスを除去したクリーンな排ガスを煙突から排出。

## 灰

- 1 焼却炉で燃やしたごみは重さで約10分の1、体積で約30分の1の灰になる。エコセメントの原料にするため、灰の中に混じった金属等を選別設備でふるいにかけ、灰ピットに貯留。
- 2 集められた灰は、天蓋付コンテナ車で東京たまエコセメント化施設に搬入。
- 3 バグフィルタ（ろ過式集じん器）で除去したばいじんやちりも重金属が漏れ出さないように飛灰貯留槽に集められ、ジェットパッカー車に吸引され、積み込まれて東京たまエコセメント化施設に搬送。

## 2) 不燃・粗大ごみ処理施設

### ごみ（不燃・粗大）

- 1 搬入されたごみはいったん不燃・粗大ごみピットに貯留して、一定量ずつ低速の一次破碎機でゆっくり破碎。
- 2 高速の二次破碎機で粉々に粉碎。
- 3 碎かれたごみは、磁力選別機で鉄を回収。
- 4 粒度選別機にかけ、小さな木片やプラスチックの破片を可燃ごみピットへ運び、燃やすごみとともに焼却。
- 5 アルミ選別機にかけ、磁場を使ってアルミ、非鉄金属を回収。
- 6 回収した金属類はそれぞれの専門業者を通じて再利用。

(3) 月別ごみ処理状況

単位 : t

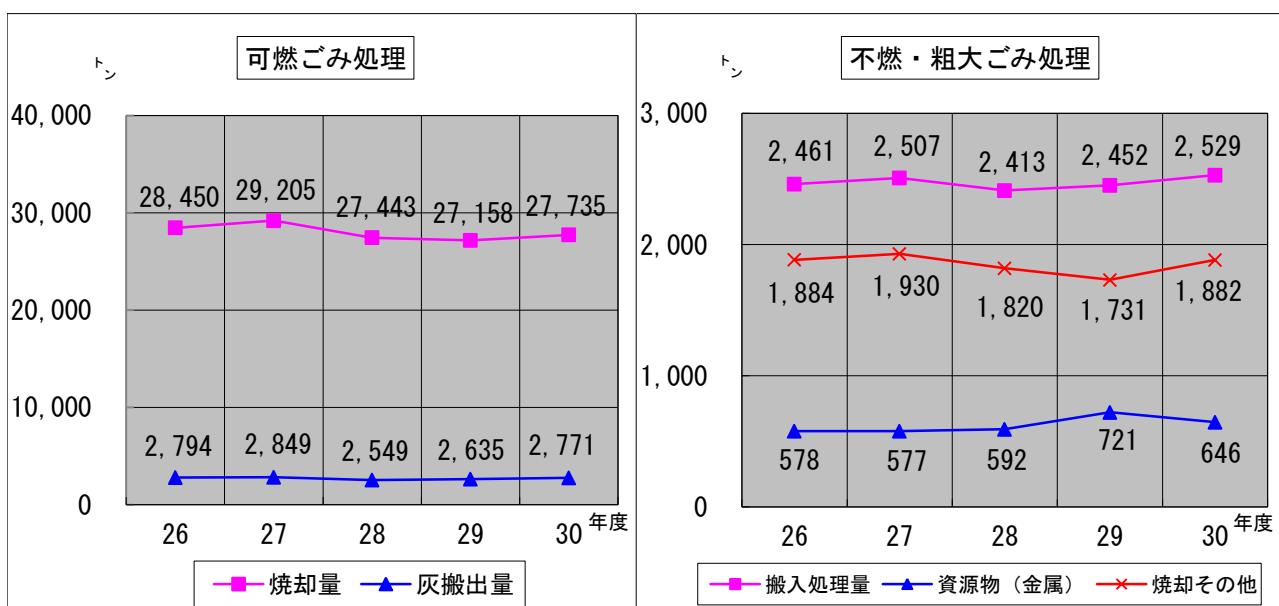
区分 月別	可燃ごみ処理		不燃・粗大ごみ処理		
	焼却量	灰搬出量	搬入処理量	処理内訳	
				資源物(金属)	焼却その他
平成30年4月	2,190.25	213.83	239.35	50.83	7.29
5月	2,084.46	275.35	221.44	51.14	8.89
6月	2,568.45	256.52	199.58	43.84	5.97
7月	1,995.06	189.18	185.37	36.91	6.85
8月	2,934.34	285.97	206.87	44.04	5.72
9月	2,176.87	183.62	201.23	38.65	5.61
10月	2,581.01	273.94	215.02	56.58	9.20
11月	1,665.86	176.21	210.23	48.30	5.72
12月	2,116.53	208.59	246.79	54.22	6.56
平成31年1月	2,692.89	264.17	192.16	44.33	8.68
2月	1,971.87	192.08	193.26	45.91	5.07
3月	2,757.39	251.33	217.38	49.71	6.46
合計	27,734.98	2,770.79	2,528.68	564.46	82.02
					1,882.20

※平成29年4月から新施設での運転を開始しました。

(4) 過去5年間のごみ処理状況

単位 : t

区分 年度	可燃ごみ処理		不燃・粗大ごみ処理		
	焼却量	灰搬出量	搬入処理量	資源物(金属)	焼却その他
26	28,450.30	2,793.87	2,461.36	577.86	1,883.50
27	29,205.47	2,848.86	2,507.06	577.37	1,929.69
28	27,442.82	2,677.41	2,412.53	592.42	1,820.11
29	27,158.26	2,635.27	2,451.81	720.85	1,730.96
30	27,734.98	2,770.79	2,528.68	646.48	1,882.20



## (5) 焼却炉運転状況

年月 炉別	平成30年									平成31年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉												
運転日数	246日	30	20	16	5	31	30	27	0	29	21	6
2号炉												
運転日数	242日	9	21	30	30	21	7	18	28	8	25	28
1炉運転	208日	21	1	14	27	10	23	17	28	21	10	22
2炉運転	140日	9	20	16	4	21	7	14	0	8	18	6
全炉停止	16日	0	10	0	0	0	0	0	2	2	3	0

## (6) 安全対策

新施設は平成29年4月の本稼働以降、消防署による消火が必要となる発煙・発火事故が6回発生している。うち5回は、発火性廃棄物(リチウムイオン電池、ライター、カセットコンロ等)が不燃・粗大ごみ処理施設に混入することで、破碎処理の際に衝撃を受けて発炎し、近傍にある着火物(木製品、ビニル・プラスチック類等)に引火して発煙・発火に至ったと推測している。このことから事故防止対策として、市民への発火性廃棄物の分別周知、発火性廃棄物を施設に搬入させない収集時の対策及び、施設の事故防止対策強化対策を行った。分別周知としては、市報での周知や、分別周知チラシの全戸配布を行った。収集時の対策としては、燃やさないごみの収集時にすべての袋を収集車の荷台で破袋し、充電池等の除去作業を行うことや、市政センター及びコミュニティセンター等15か所に小型家電回収BOXを設置し、拠点回収を開始した。施設の事故防止対策強化対策としては、処理施設内に監視カメラを10か所設置し、作業員による巡回点検を行うこと及び、発煙・発火の発生の可能性があるコンベヤ類に火災検知器及びスプリンクラーの増設を行った。

## (7) 環境対策

### ① 排ガス

ごみを焼却して発生した高温の排ガスは、焼却炉の壁に並んでいる水の通る管（ボイラ）を沸騰させ、排ガスは冷めて200°C未満になります。（この排ガスの熱交換により、高温高圧の蒸気が生まれます。）

ボイラで冷やされた排ガスは、重曹・活性炭が噴霧され有害物質が除去されます。その後、ちりやばいじんがろ過式集じん装置（バグフィルター）を通り、取り除かれます。排ガス処理を終えたきれいな排ガスは、煙突から排出されます。

\*協定基準値とは、武藏野クリーンセンター操業に関する協定の基準値です。

#### ・ばいじん

ごみ焼却時に発生する微小なすすや燃えかすのことばいじんです。

##### 法基準値

0.15 g/m<sup>3</sup>N 以下（旧施設）

0.08 g/m<sup>3</sup>N 以下（新施設）

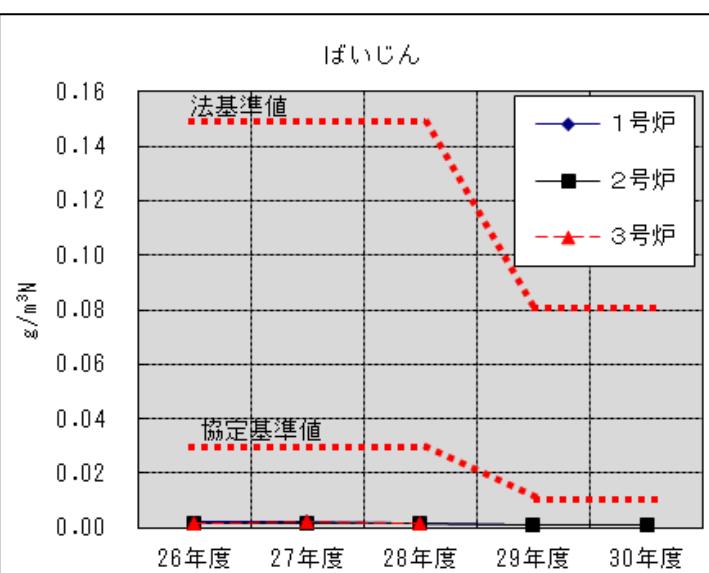
##### 協定基準値

0.03 g/m<sup>3</sup>N 以下（旧施設）

0.01 g/m<sup>3</sup>N 以下（新施設）

※新施設は平成29年度稼働開始

m<sup>3</sup>N（ノルマル立方メートル）とは、1気圧、0°Cの状態の1m<sup>3</sup>の体積を表します。



#### ・いおう酸化物 (SOx)

ごみに含まれる硫黄分が燃焼により酸化し発生します。呼吸器への影響や酸性雨の一因となります。

##### 法基準値

105 ppm 以下

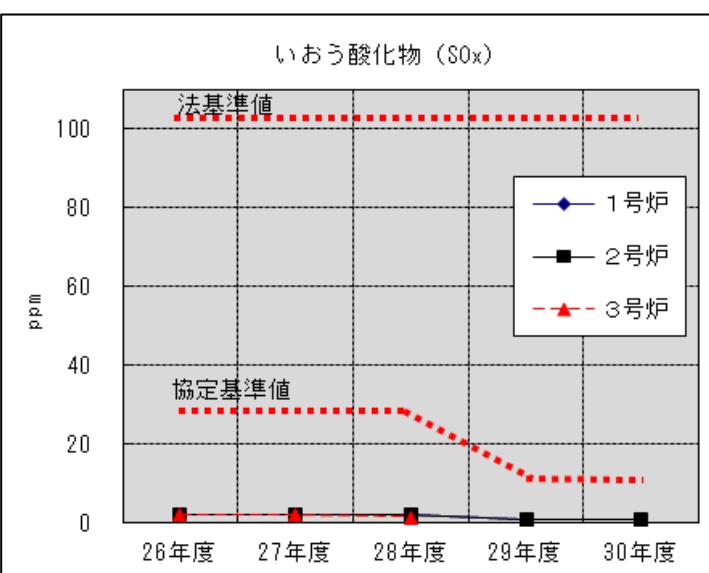
##### 協定基準値

30 ppm 以下（旧施設）

10 ppm 以下（新施設）

※新施設は平成29年度稼働開始

ppm（ピーピーエム）とは、100万分の1を表す比率です。



・窒素酸化物 (NOx)

ごみや空気中に含まれる窒素が燃焼により酸化し発生します。酸性雨の一因でもあり光化学スモッグの原因となります。NO<sub>x</sub>ともいいます。

法基準値

250 ppm 以下

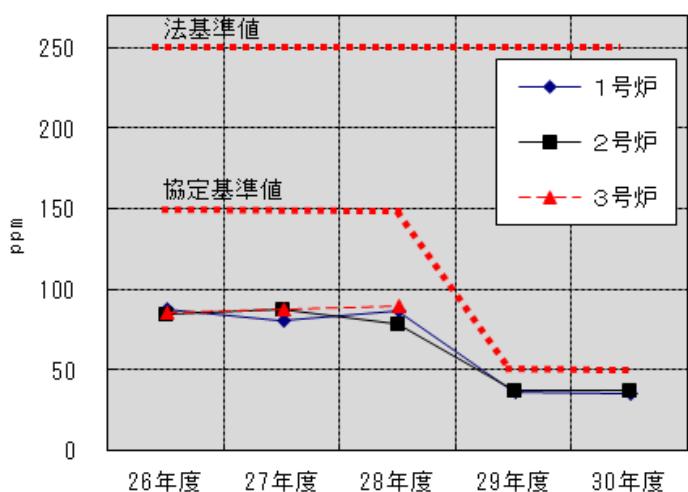
協定基準値

150 ppm 以下 (旧施設)

50 ppm 以下 (新施設)

※新施設は平成 29 年度稼働開始

窒素酸化物 (NOx)



・塩化水素(HCl)

ごみに含まれた塩素の燃焼により、塩化水素が発生します。酸性雨の一因です。

法基準値

430 ppm 以下

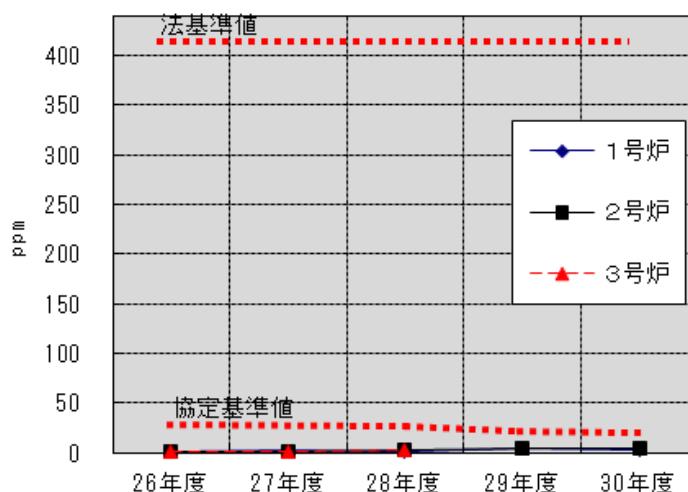
協定基準値

25 ppm 以下 (旧施設)

10 ppm 以下 (新施設)

※新施設は平成 29 年度稼働開始

塩化水素 (HCl)



## ② 排水

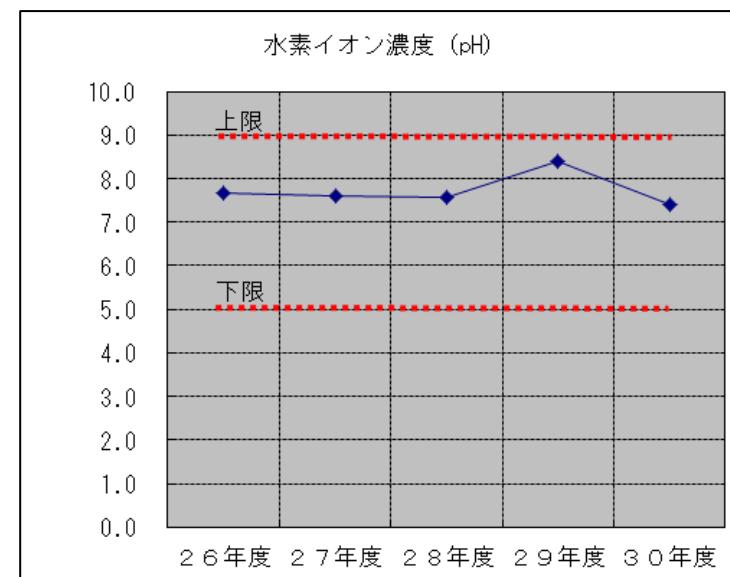
### ・水素イオン濃度 (pH)

pHは、水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。7が中性でそれより大きいときは、アルカリ性、小さいときは酸性となります。

基準値内を推移しています。

法基準値及び協定基準値

5を越え9未満



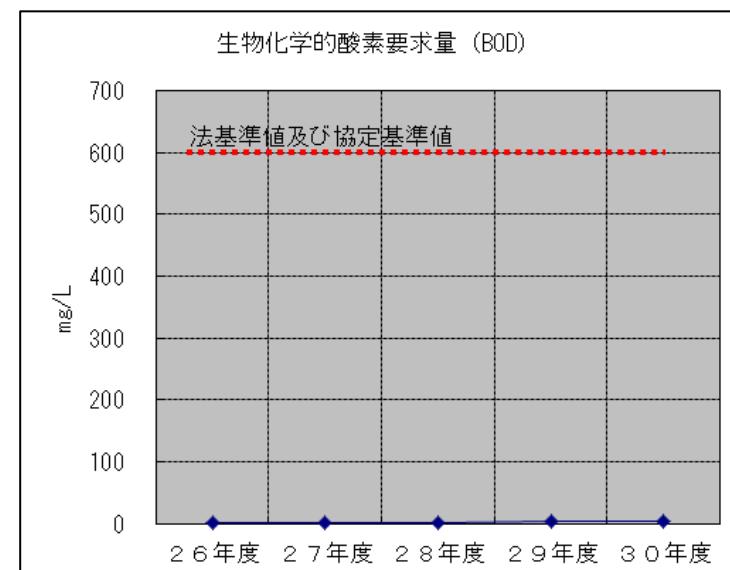
### ・生物化学的酸素要求量 (BOD)

水の有機物による汚れを表す指標です。水中の有機物が微生物により、分解されるときに消費される酸素の量のことといいます。

基準値より、はるかに低い数値となっています。

法基準値及び協定基準値

600 mg/l未満



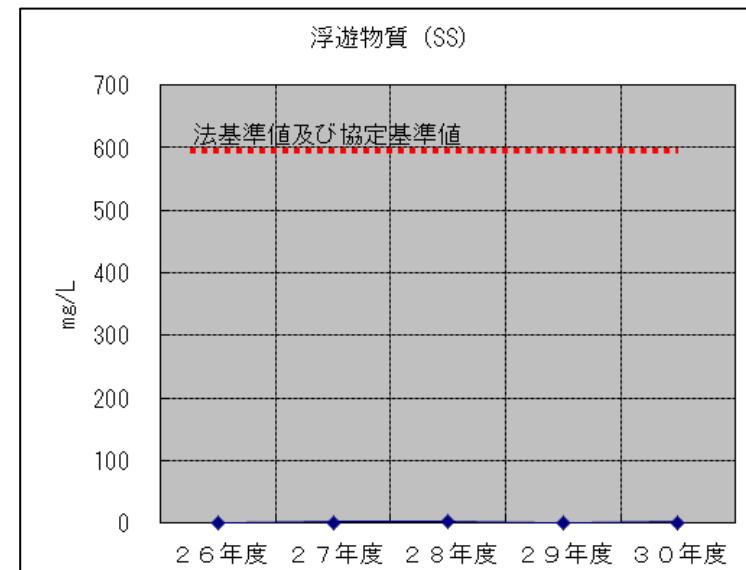
### ・浮遊物質 (SS)

水中に浮遊している粒子状物質の量です。浮遊物質が多いと透明度が悪くなります。

大変低い値で推移しています。

法基準値及び協定基準値

600 mg/l未満



### ③ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) にコプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) を含めたものの総称です。

TEQ とは、最も毒性が強い2,3,7,8-TeCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した毒性等価係数 (TEF) を用いて、ダイオキシン類の毒性を足し合わせた値です。

単位の、n g (ナノグラム) は10億分の1グラム、p g (ピコグラム) は1兆分の1グラムのことです。

#### ・排ガス中ダイオキシン類

850°C以上で燃焼し、ダイオキシン類発生を抑制し、さらに排ガス中に活性炭を噴霧し、バグフィルタで集じん除去されます。

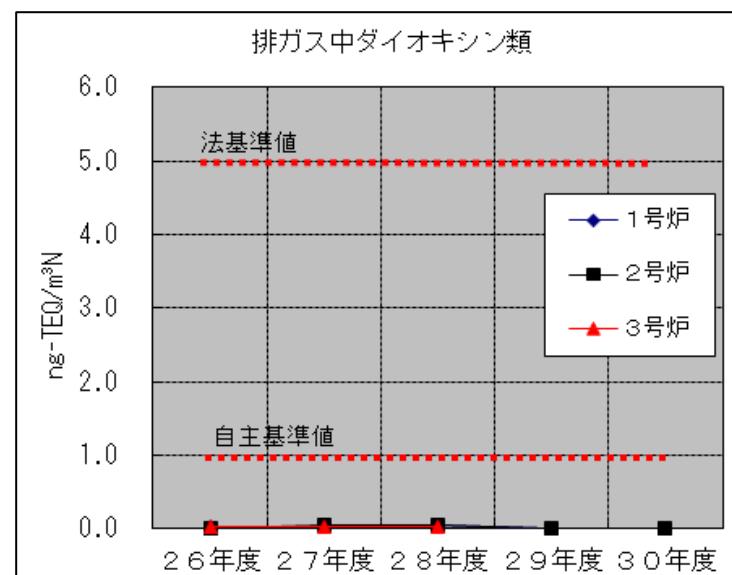
自主基準値と比較して低い値を推移しています。

法基準値

5 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N 以下

自主基準値

1 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N 以下

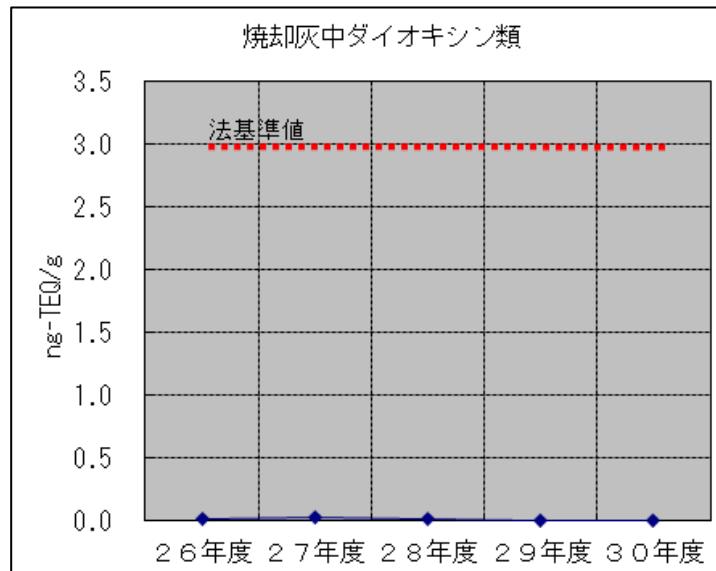


#### ・焼却灰中ダイオキシン類

燃焼によって発生する灰の中にもダイオキシン類が含まれていますが、法基準値を十分に下回っています。

法基準値

3 ng-TEQ/g 以下

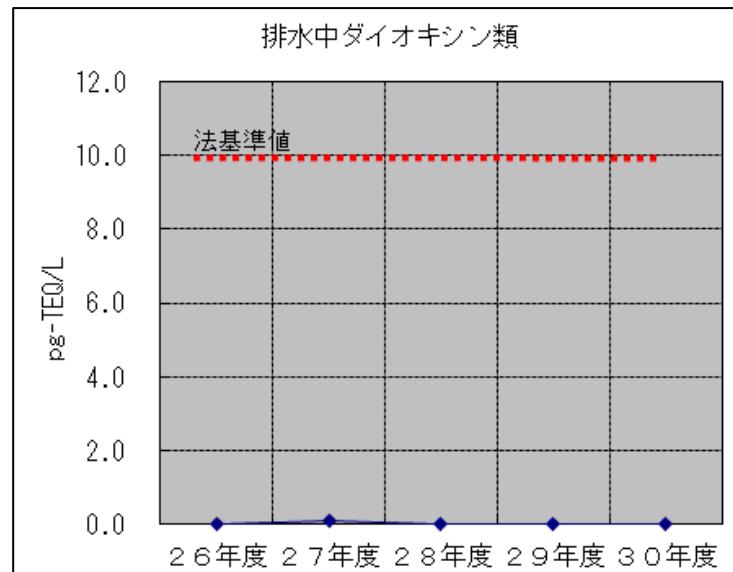


#### ・排水中ダイオキシン類

排ガス中のダイオキシン類の一部は排ガスを洗浄している有害ガス除去装置から排水に入ります。排水処理施設の活性炭塔で、吸着除去して、公共下水道に放流しています。

##### 法基準値

10pg-TEQ/l以下



#### ・土壤中のダイオキシン類

緑町ふれあい広場等の公園3ヶ所と、市内の小学校3ヶ所の合計6ヶ所で、土壤中ダイオキシン類の測定を継続しております。基準値を大きく下回った値となっています。

調査地点は図1参照。

環境基準値 1,000pg-TEQ/g 以下

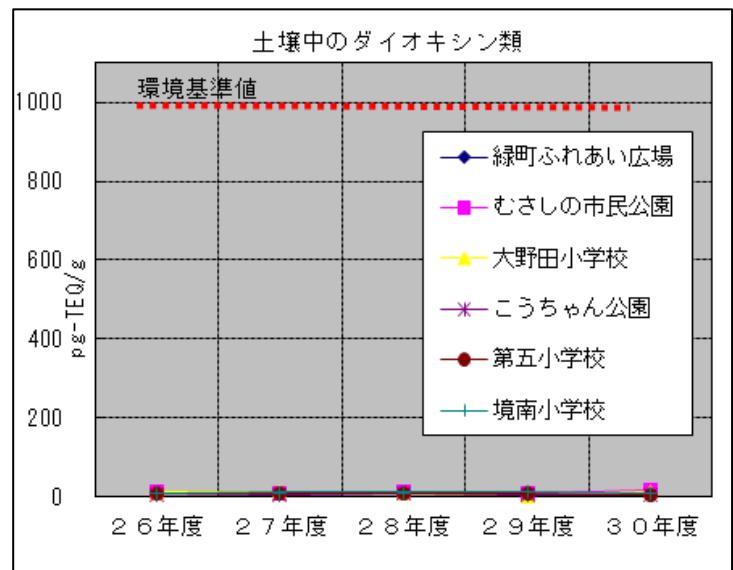




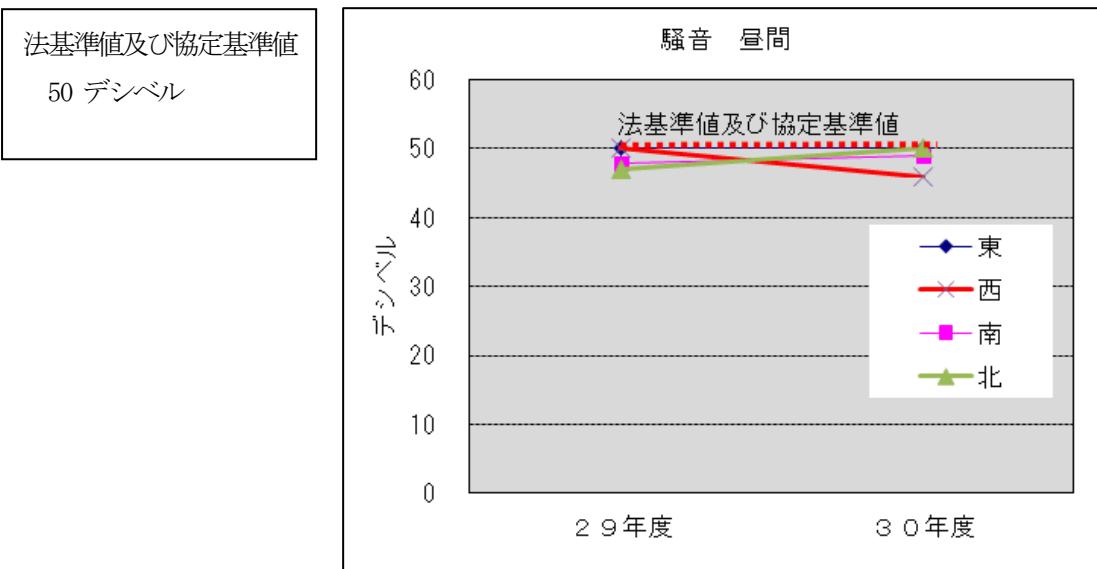
図1 土壤ダイオキシン類調査地点図

#### ④ 騒音

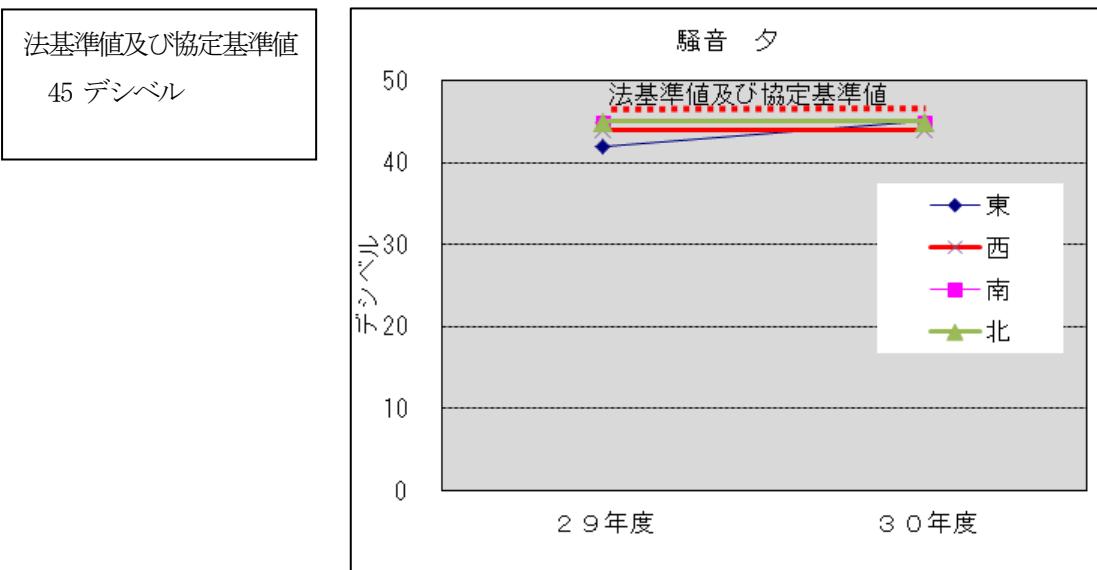
新施設での計測を示します。 (敷地境界東西南北で計測)

工場から発生する騒音について規制があります。隣接道路からの騒音があり、暗騒音が高く、測定値のような結果となっていますが、基準値内に収まっています。

・昼間（8時～19時）



・夕（19時～23時）

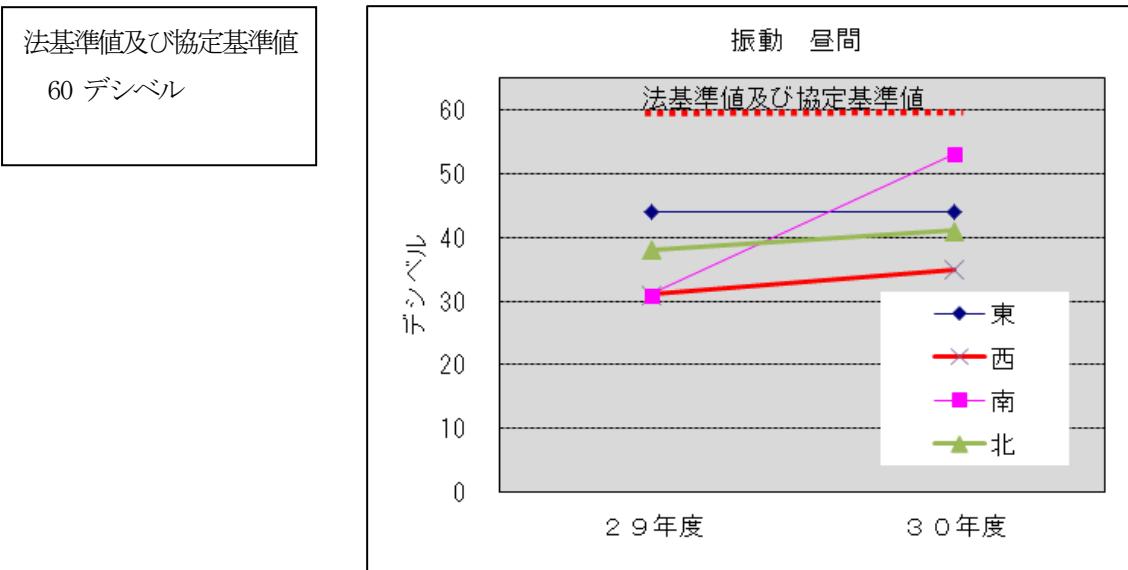


## ⑤ 振動

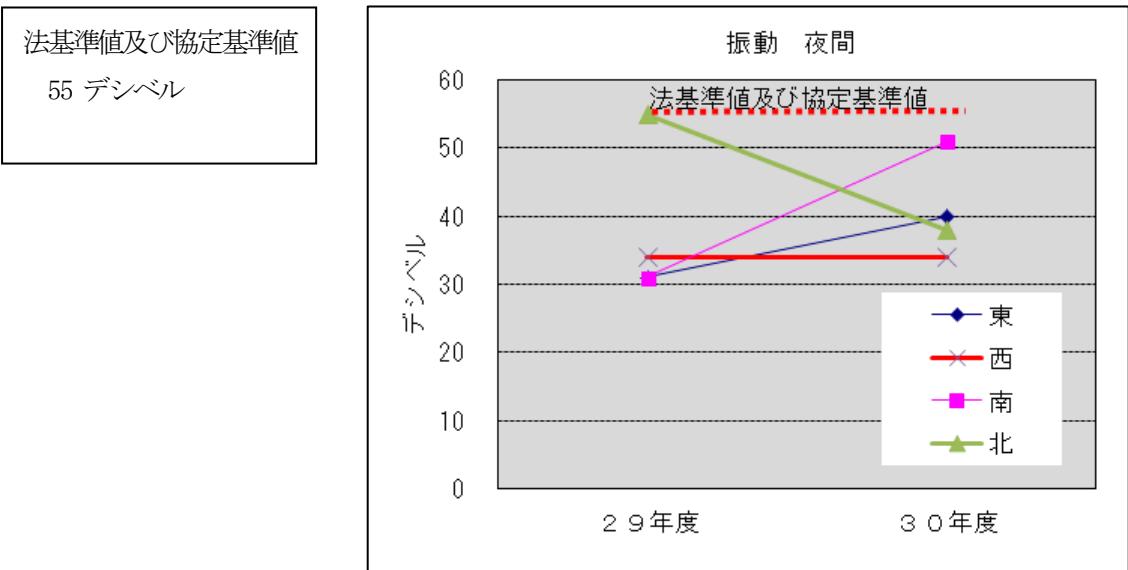
新施設での計測を示します。 (敷地境界東西南北で計測)

工場から発生する振動について規制があります。隣接道路からの振動があり、暗振動が高く、測定値のような結果となっていますが、基準値内に収まっています。

・昼間（8時～19時）



・夜間（19時～8時）



## ⑥ 地球温暖化対策

新施設では、発電設備があり、より効率的な余熱利用が可能となっています。

### エネルギー使用による二酸化炭素排出量

年度	二酸化炭素 排出係数 ※1	二酸化炭素 排出量（トン）
平成 29 年度	0.474	13,449
平成 30 年度	0.462	14,580

クリーンセンター、市庁舎、総合体育館及び緑町コミュニティセンター合計の電気使用量及びクリーンセンター施設運営（焼却・発電等）の二酸化炭素排出量を示します。

※1 二酸化炭素排出係数は、東京電力エナジーパートナー（株）の販売電力量あたりの二酸化炭素排出量。（kg-CO<sub>2</sub>/kwh）

## （8）光熱水量

	電 気		
	発 電 量	買 電 量	売 電 量
平成 29 年度	12,159,370kWh	1,712,845 kWh	3,790,176 kwh
平成 30 年度	12,895,070kwh	1,769,761 kwh	3,885,144 kwh

※クリーンセンター、市庁舎、総合体育館及び緑町コミュニティセンターの電気をクリーンセンターにて一括受電し、配電しています。各数値は各施設とのやり取り後の数値です。

	都市ガス	水 道	下 水 道
平成 29 年度	214,658 m <sup>3</sup>	8,996 m <sup>3</sup>	1,889 m <sup>3</sup>
平成 30 年度	156,588 m <sup>3</sup>	10,848 m <sup>3</sup>	2,137 m <sup>3</sup>

※都市ガスは、ガスコーポレーションシステムの使用分も含みます。

## (9) 武蔵野クリーンセンター運営協議会

武蔵野クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域住民と武蔵野市相互の理解を深め、地域の環境整備、福祉の増進を図るため、武蔵野クリーンセンター運営協議会を設置している。

昭和59年10月稼働以来、定期会議を227回開催、運営協議会だよりを72号まで発行している。

構成は、武蔵野クリーンセンターに隣接する3地域の4団体（吉祥寺北町五丁目町会、緑町三丁目町会及び緑町二丁目三番地域の範囲を構成する武蔵野緑町パークタウン自治会・武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会）の地元委員9人と市委員2人とし、地元委員の中から役員（会長1人、副会長1人、会計2人及び会計監査1人）を選出している。

### 平成30年度活動実績

4月26日 第222回会議開催	平成29年度運営協議会事業報告及び決算について 平成30年度運営協議会事業計画（案）及び予算（案）について 運営協議会委員及び役員の改選について
5月24日 第223回会議開催	平成30年度運営協議会役員の選出について 運営協議会催し物実績について 運営協議会のバス研修について
8月3日 第224回会議開催	イベントの開催について バス研修について 委員研修について
8月31日 運営協議会だより発行	第70号 2,950部
9月26日 第225回会議開催	イベントの開催について 委員研修について
10月7日 バス研修実施	芝山古墳・はにわ博物館、航空科学博物館、空の駅風和里しばやま 参加者 67名
12月2日 環境イベント「エコ広場」	ワークショップ、落書きアート、スタンプラリー クリーンセンター施設見学 来場者 125人
12月17日 第226回会議開催	委員研修について
1月31日 運営協議会だより発行	第71号 2,950部
2月1日 委員研修実施	杉並清掃工場 参加者 15人
2月18日～3月4日 環境健康診断実施	尿検査・血液検査・胸部X線検査・内科検診・心電図・呼吸機能検査 受診者 156人
2月19日 第227回会議開催	平成30年度予算執行状況について
3月31日 運営協議会だより発行	第72号 2,950部

## (10) 新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業

### ①（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設基本構想

平成20年3月、第四期長期計画・調整計画において、「クリーンセンター建替え計画の検討」が盛り込まれました。また、一般廃棄物処理基本計画においても「中間処理施設の更新」が盛り込まれました。これらを踏まえ、施設の建て替えに向けた基本的な考え方として、平成20年6月に「（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」をまとめました。ただし、その内容は新施設に関する課題と検討項目の提起に留まったため、引き続く検討は新たな市民参加による検討委員会に委ねられることとなりました。

### ②（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会

（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設基本構想に基づき、より具体的な検討を進めるため、平成20年8月よりクリーンセンター建て替えの検討における「第一段階」である（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会が設置されました。

検討項目として「新施設の整備用地」「新施設の在り方」「新施設の周辺のまちづくり」がある中、「新施設の整備用地」を検討するためにはまず、どのような施設が建設されるのかが検討されていなければならないという判断があり、ごみ処理全体から「新施設の在り方」について、建て替えの必要性、運営協議会の役割、非焼却処理（生ごみ堆肥化など）の可能性などが検討されました。平成21年3月末に中間のまとめを市長に提出し、パブリックコメント（市民意見）の募集を行い、平成21年6月に最終報告書が提出されました。

- ・（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会委員一覧（敬称略）

◎委員長 ○副委員長

◎寄本 勝美	早稲田大学政治経済学部教授 クリーンセンター建設特別市民委員会専門家委員（昭和54年） クリーンセンターまちづくり委員会委員長（昭和56年）
○田村 和寿	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授 第四期長期計画調整計画策定委員会委員長
早川 峻	武蔵野クリーンセンター運営協議会
越智 征夫	武蔵野クリーンセンター運営協議会
石黒 愛子	武蔵野クリーンセンター運営協議会
広江 詮	クリーンむさしのを推進する会会长
橋 弘之	武蔵野市コミュニティ研究連絡会会长
金子 和雄	武蔵野市商店会連合会会长
佐々木 保英	公募市民（八幡町3丁目）
前川 智之	公募市民（吉祥寺北町3丁目）
村井 寿夫	公募市民（吉祥寺北町5丁目）
井上 良一	武蔵野市 都市企画専門委員（平成21年3月末日まで技監）

### ③（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設についての市の基本的な考え方

（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会において提言された、新クリーンセンター建設に向けた第一段階の道筋を真摯に受け止め、同委員会の中間のまとめ（平成21年3月）に対するパブリックコメント（市民意見）や最終報告書の説明会などを通じて、市民の方々の意見を伺い、市の責任において、平成21年9月、今後の新施設計画について「市の基本的な考え方（案）」をまとめました。

その後、6回の説明会とパブリックコメント（市民意見）を通して市民の方々の意見を伺い、これらの意見を反映しつつ、基本計画の策定及び新施設と施設・周辺整備の素案づくりを進めていくために、「市の基本的な考え方（案）」を編集し直し、方向性をまとめたものとして平成21年12月に「市の基本的な考え方」を策定しました。

### ④新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会

新施設の基本仕様（施設規模・公害防止基準・処理設備・煙突高さ・発電効率等）、環境影響調査計画、概算事業費・事業手法（PFI等導入可能性調査からの考察）などについて、「市の基本的な考え方」を基に有識者の知見を交えながら市民参加で検討するため、平成23年3月に設置されました。1年余りの検討を経て、施設基本計画提言を作成し、平成23年3月に市長へ答申しました。

- ・新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会委員一覧（敬称略）

○委員長 ○副委員長

○田村 和寿	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授
○大江 宏	亜細亜大学経営学部教授
安井 龍治	東京二十三区清掃一部事務組合
荒井 喜久雄	社団法人全国都市清掃会議
越智 征夫	武蔵野クリーンセンター運営協議会（緑町三丁目町会）
狩野 耕一郎	
早川 峻	武蔵野クリーンセンター運営協議会（吉祥寺北町五丁目町会）
高橋 健一	
石黒 愛子	武蔵野クリーンセンター運営協議会（緑町二丁目三番地地域住民協議会）
新垣 俊彦	クリーンむさしのを推進する会
橋 弘之	武蔵野市コミュニティ研究連絡会
金子 和雄	武蔵野市商店会連合会
上原 文夫	公募市民（中町3丁目）
小酒井 恵詞	公募市民（吉祥寺北町3丁目）
佐々木 保英	公募市民（八幡町3丁目）
渡部 敏夫	武蔵野市環境生活部環境政策担当部長

## ⑤新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

「市の基本的な考え方」に基づき、新施設の備えるべき機能、周辺地域のまちづくり等について必要な事項を協議するとともに、周辺地域の住民の意見を反映するために平成22年2月に設置され、平成23年3月に市長へ提言を行いました。

- ・新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会委員一覧（敬称略）

◎会長 ○副会長

◎小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授、第1期ごみ市民会議委員長
○水谷 俊博	武蔵野大学環境学部准教授、第四期長期計画調整計画市民会議アドバイザー
高橋 豊	吉祥寺北町五丁目町会
村井 寿夫	
藻谷 征子	緑町三丁目町会
塩澤 誠一郎	
石黒 愛子	
木村 文	緑町二丁目三番地域住民協議会
千綿 澄子	
島森 和子	けやきコミュニティ協議会
高石 優	
飯村 雅洋	緑町コミュニティ協議会
山崎 君枝	
平田 昭虎	
岡田 敬一	緑懇話会
渡部 敏夫	武蔵野市環境生活部環境政策担当部長

## ⑥合同意見交換会

新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会と新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会が、お互いに連携を図りながら検討を進められるように、平成22年6月から平成23年1月まで3回の合同意見交換会を開催しました。

## ⑦新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画

「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会」および「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」の提言を受け、平成23年5月に、市として「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画（案）」をまとめました。その案について、パブリックコメント（市民意見）や説明会を通して市民の皆様から広く意見を伺い、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画」を策定しました。

## ⑧第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

平成22年3月から平成23年3月の間に設置されていた新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会に引き続き、平成23年9月に設置されました。新施設の建築デザインや配置・動線について検討し、新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会が作成する要求水準書（案）に反映させるとともに、エコプラザ（仮称）の検討、エリア・周辺整備の課題整理に向けたタウンウォッチングなどを実施し、平成25年3月に市長へ報告書を提出しました。

・第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会委員一覧（敬称略）

◎会長 ○副会長

◎小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授、第1期ごみ市民会議委員長
○水谷 俊博	武蔵野大学環境学部准教授、第四期長期計画調整計画市民会議アドバイザー
高橋 豊	吉祥寺北町五丁目町会
村井 寿夫	
早川 峻	
高橋 健一	
藻谷 征子	緑町三丁目町会
塩澤 誠一郎	
越智 征夫	
狩野 耕一郎	
興梠 信子	緑町二丁目三番地域住民協議会
木村 文	
千綿 澄子	
園田 治 ＊平成24年9月まで	
島森 和子(兼任)	けやきコミュニティ協議会
高石 優	
飯村 雅洋	緑町コミュニティ協議会
山崎 君枝	
平田 昭虎	緑懇話会
岡田 敬一	
新垣 俊彦	クリーンむさしのを推進する会
島森 和子(兼任)	武蔵野市コミュニティ研究連絡会
金子 和雄	武蔵野市商店会連合会
渡部 敏夫	武蔵野市環境生活部環境政策担当部長 ＊平成24年3月まで
木村 浩	武蔵野市環境生活部（平成24年10月から環境部）参事 ＊平成24年4月から

・第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会検討経過

回	開催日	内 容
第1回	平成23年10月27日	新施設の建築デザイン、段階整備計画（配置・動線計画）について
報告会	平成23年11月15日	第1回事業者選定委員会の検討経過報告
第2回	平成23年11月17日	新施設の建築デザインについて
第3回	平成23年12月12日	新施設の建築デザインについて
報告会	平成24年1月17日	第2回事業者選定委員会の検討経過報告
第4回	平成24年2月23日	新施設の建築デザインについて
報告会	平成24年3月2日	第3回事業者選定委員会の検討経過報告
視察	平成24年3月17日	多摩ニュータウン環境組合 エコにこセンター、町田市リサイクル公社 町田市リサイクル文化センター

第5回	平成24年5月15日	施設・周辺整備検討の今後の進め方
第6回	平成24年7月24日	エコプラザ（仮称）の検討
視察	平成24年9月6日	エコプラザ用賀、世田谷ものづくり学校、アーツ千代田3331
第7回	平成24年9月25日	エコプラザ（仮称）の検討
報告会	平成24年10月30日	事業者選定経過及び環境影響調査結果の報告
第8回	平成24年11月19日	エコプラザ（仮称）の考え方、エリア・周辺整備の検討
タウンウォッチング	平成24年12月23日	クリーンセンター周辺（東側地域）のタウンウォッチング
第9回	平成25年1月22日	タウンウォッチング報告、報告書まとめ
視察	平成25年3月8日	京エコロジーセンター
第10回	平成25年3月12日	報告書まとめ
報告会	平成25年3月29日	事業者選定結果の報告

#### ⑨新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会

「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画」（平成23年7月）に基づき、DBO方式（施設の設計・施工・20年間の運営を一体的に実施）の事業手法による「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業」の事業者選定のための要求水準書を作成し、事業者選定基準を定めました。平成24年10月の入札公告後、事業者提案の審査を進め、最優秀提案者を選定し、市長へ報告しました。

- ・新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会委員一覧（敬称略）

○委員長 ○副委員長

○大江 宏	亜細亜大学経営学部教授
○小島 紀徳	成蹊大学理工学部教授
水谷 俊博	武蔵野大学環境学部准教授
安井 龍治	日本環境安全事業株式会社東京事業所副所長
荒井 喜久雄	公益社団法人全国都市清掃会議技術部長
野本 修	弁護士
高橋 良一	武蔵野市財務部長 *平成24年3月まで
名古屋 友幸	武蔵野市財務部長 *平成24年4月から
渡部 敏夫	武蔵野市環境生活部環境政策担当部長 *平成24年3月まで
郡 譲	武蔵野市環境生活部環境政策担当部長 *平成24年4月から (平成24年10月から環境部長)

- ・新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会検討経過

回	開催日	内 容
第1回	平成23年10月14日	委員会の運営・進め方の確認、要求水準書作成の考え方について等
第2回	平成23年12月15日	実施方針（素案）・要求水準書（素案）について
第3回	平成24年2月23日	実施方針（案）・要求水準書（案）について
第4回	平成24年5月7日	実施方針に対する意見・質問等の確認、事業者選定基準の考え方の審議等
第5回	平成24年6月25日	事業者選定基準の審議等

第6回	平成24年11月15日	応募参加状況報告、審査の進め方の審議等
第7回	平成25年2月21日	提案内容の確認、提案ヒアリング方法及びヒアリング事項の審議等
第8回	平成25年3月6日	提案内容ヒアリング、提案審査
第9回	平成25年3月18日	総合評価、最優秀提案者の選定、審査講評の審議

#### ⑩第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会に引き続き、平成25年8月に設置されました。新施設の建築デザインに関する施設整備事業者からの提案を踏まえた具体的な協議や、これまでのエコプラザ（仮称）の検討を踏まえた意見交換等を行い、平成28年5月に市長へ報告書を提出しました。

- ・第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会委員一覧（敬称略）

◎会長 ○副会長

◎小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授、第1期ごみ市民会議委員長
○水谷 俊博	武蔵野大学環境学部教授、第四期長期計画調整計画市民会議アドバイザー
高橋 豊	
村井 寿夫	
早川 峻	吉祥寺北町五丁目町会
高橋 健一	
藻谷 征子	
塩澤 誠一郎	
島 英二	緑町三丁目町会
押元 正樹	
興梠 信子	
木村 文	
渡部 直子 ＊平成26年9月から 平成27年3月まで	緑町二丁目三番地域住民協議会
千綿 澄子	
島森 和子(兼任)	けやきコミュニティ協議会
高石 優	
山崎 君枝	緑町コミュニティ協議会
越智 征夫	
平田 昭虎	緑懇話会
岡田 敬一	
新垣 俊彦	クリーンむさしのを推進する会
島森 和子(兼任)	武蔵野市コミュニティ研究連絡会
金子 和雄	武蔵野市商店会連合会
木村 浩 ＊平成25年8月から 平成27年3月まで	武蔵野市環境部参事

・第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会検討経過

回	開催日	内 容
第1回	平成 25年8月 22日	建築デザインについて
第2回	平成 25年9月 24日	建築（煙突）デザインについて
第3回	平成 25年11月 12日	建築（煙突）デザインについて
第4回	平成 26年1月 21日	エコプラザ（仮称）の検討について
事例研究会	平成 26年2月 17日	クリエイティブリユースの事例研究
第5回	平成 26年2月 25日	エコプラザ（仮称）の検討について
視察	平成 26年3月 11日	江東区環境学習情報館、東京ガス環境エネルギー館
第6回	平成 26年5月 26日	工事の進捗報告、視察報告、周辺整備の今後の検討事項
意見交換会	平成 26年6月 17日	廃材活用のプロジェクトについて
第7回	平成 26年9月 23日	工事の進捗報告、現場視察
第8回	平成 26年10月 6日	新施設の外観デザインについて
第9回	平成 26年12月 15日	工事の進捗報告、今後のエコプラザの検討、建設事業地内の緑化計画
視察	平成 27年3月 18日	立川市子ども未来センター、西調布一番街（つくるまちプロジェクト）、武蔵野ふるさと歴史館、他
説明会	平成 27年6月 25日	新施設の建築デザイン等について
作業部会	平成 28年2月 10日	第三期協議会取りまとめ（案）について
第10回	平成 28年3月 2日	第三期協議会取りまとめ（案）について
作業部会	平成 28年3月 25日	第三期協議会報告書（案）について
作業部会	平成 28年4月 15日	第三期協議会報告書（案）について
第11回	平成 28年4月 27日	第三期協議会報告書（案）について

⑪第四期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会に引き続き、平成 28 年 6 月に設置されました。新施設の外構計画、エコプラザ（仮称）、市役所北エリア整備、周辺まちづくりの検討等を行い、平成 31 年 3 月に報告書をとりまとめ、閉会しました。

・第四期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会委員一覧（敬称略）

○会長 ○副会長

○小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授、第1期ごみ市民会議委員長
○水谷 俊博	武蔵野大学工学部教授、第四期長期計画調整計画市民会議アドバイザー
高橋 豊	
村井 寿夫	
早川 峻	吉祥寺北町五丁目町会
高橋 健一	
藻谷 征子	
塩澤 誠一郎	緑町三丁目町会
島 英二	
興梠 信子	
木村 文	武蔵野緑町パークタウン自治会
千綿 澄子	武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会

島森 和子	けやきコミュニティ協議会
高石 優	
山崎 君枝	緑町コミュニティ協議会
越智 征夫（兼任）	
平田 昭虎	緑懇話会
岡田 敬一	
新垣 俊彦	クリーンむさしのを推進する会
越智 征夫（兼任）	武蔵野市コミュニティ研究連絡会
花俣 延博	武蔵野市商店会連合会

・第四期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会検討経過

回	開催日	内 容
第1回	平成28年6月19日	協議会の進め方、新クリーンセンター建設事業の報告
作業部会	平成28年7月3日	エコプラザの検討について
作業部会	平成28年8月4日	東側外構計画について、エリア整備・周辺整備について
意見交換会	平成28年8月31日	東側外構計画について
作業部会	平成28年9月7日	今後の進め方（周辺整備等）
第2回	平成28年9月28日	これまでの経過、今後の進め方（周辺整備・エリア整備・エコプラザ）
意見交換会	平成28年10月12日	東側外構計画について
作業部会	平成28年10月20日	エコプラザの検討について
作業部会	平成28年11月2日	エコプラザの検討について
作業部会	平成28年11月17日	エコプラザの検討について
第3回	平成28年11月30日	エコプラザの検討について
作業部会	平成28年12月12日	エコプラザの考え方について
第4回	平成28年12月20日	エコプラザの考え方まとめ
第5回	平成29年2月3日	エコプラザの考え方まとめ
作業部会	平成29年2月22日	市役所北エリア整備の検討について
作業部会	平成29年3月30日	市役所北エリア整備の検討について
タウンウォッキング	平成29年5月14日	市役所北エリア周辺
作業部会	平成29年5月18日	市役所北エリア整備の検討について
作業部会	平成29年6月22日	市役所北エリア整備の検討について
第6回	平成29年7月12日	市役所北エリア整備の検討について
作業部会	平成29年9月20日	市役所北エリア整備の検討について、周辺整備の進め方について
作業部会	平成29年10月30日	市役所北エリア整備の検討について
作業部会	平成29年11月28日	市役所北エリア整備・周辺まちづくりについて
第7回	平成29年12月19日	市役所北エリア整備中間まとめ（案）について
作業部会	平成30年2月14日	周辺まちづくりについて
作業部会	平成30年3月26日	周辺まちづくりについて
作業部会	平成30年5月29日	周辺まちづくり中間まとめについて
作業部会	平成30年7月27日	エコプラザ（仮称）に関する意見交換

作業部会	平成 30 年 9 月 13 日	市役所北エリア外構設計意見交換、エコプラザ(仮称)まとめについて
第8回	平成 30 年 12 月 19 日	エコプラザ(仮称)パブリックコメント、周辺団体ヒアリング結果について
外構意見交換会	平成 31 年 2 月 13 日	西側植栽計画、市役所北エリア整備について
作業部会	平成 31 年 2 月 25 日	エコプラザ(仮称)管理運営方針、西側外構計画案、第四期協議会報告書（案）について
第9回	平成 31 年 3 月 11 日	第四期協議会報告書（案）について

## ⑪新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業は、新武蔵野クリーンセンター（仮称）の施設整備（設計業務、建設業務）と稼働開始後 20 年間の施設運営を一体的に民間事業者に発注するもので、平成 25 年 3 月の事業者選定委員会による審査結果報告に基づき落札事業者が決定しました。同事業における施設整備について、工事請負契約に関する議案が市議会で審議され、議案の可決を受けて落札事業者と工事請負契約を締結しました。

### ・工事請負契約の概要

契約名称	新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する施設整備
施設整備期間	平成 25 年 7 月 3 日から平成 31 年 6 月 30 日まで
契約金額	111 億 2,468 万 6,400 円（税込）
事業者	代表企業・荏原環境プラント株式会社、構成企業・鹿島建設株式会社

### ・新武蔵野クリーンセンター（仮称）の施設概要

建設地	武蔵野市緑町 3 丁目 1 番 5 号地内		
建築規模等	工場棟	地上 3 階地下 2 階、高さ約 15m、鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）	
	管理棟	地上 2 階、高さ約 10m、鉄骨造	
	その他	煙突（既存補強、高さ 59m）、連絡通路、大階段	
	排ガス処理	乾式処理	
処理能力等	焼却施設	処理方式	ストーカ式焼却炉
		処理能力	120 トン／日（60 トン／日 × 2 炉）
	不燃・粗大ごみ処理施設	処理方式	破碎・選別方式
		処理能力	10 トン／5 時間
発電能力	約 15,000MWh／年		
事業方式	DBO（デザイン・ビルド・オペレート）方式		

### ・工事の経過

平成 25 年 7 月・11 月に周辺地域 4 か所で建設事業の説明会を開催し、平成 25 年 11 月から準備工事を実施しました（アスベスト・不発弾調査、建設用地内の洗車棟や計量棟等の解体・撤去、インフラ設備切り回し、樹木移植・伐採等）。平成 26 年 5 月から本工事に着手し、12 月に地下掘削工事を終え、地下の躯体工事に入りました。平成 27 年 3 月に煙突改修工事（炭素繊維シートによる耐震補強、外壁塗装、アルミルーバー設置）が完了しました。平成 27 年 8 月からは地上工事に着手し、あわせてプラント工事を進めました。平成 28 年 10 月には新工場が完成し、11 月より機械の試運転、12 月よりごみを受け入れ、ごみ焼却施設の運転調整や性能確認を行うための試運転焼却を開始しました。新工場の完成に伴い、旧クリーンセンター施設の解体工事を平成 29 年 2 月より開始し、冷却塔の解体、不燃・粗大ごみ処理施設の解体、焼却設備内壁アスベスト塗装除去、前室・クリーンルームの設置、焼却施設灰だし・除染、外壁塗膜アスベスト除去、煙道解体、前室撤去、焼却施設上

屋解体を実施し、平成30年9月末に完了しました。また、同30年度は新管理棟、連絡通路等の工事を実施しました。

#### ⑬新クリーンセンター広報

- ・広報誌の発行

新クリーンセンターの稼働状況やイベント、旧施設の解体工事の状況等をお知らせする「新クリーンセンターニュース」を平成30年3月に発行し、近隣の住宅に配布しました。また、市ホームページへの掲載や公共施設（武蔵野クリーンセンター、武蔵野市役所、中央図書館、吉祥寺図書館、武蔵野プレイス）での配布も行いました。

- ・市ホームページの運営

武蔵野市ホームページにおいて、新クリーンセンター建設工事の状況や旧施設の解体工事の状況をお知らせするなど、随時情報を掲載しています。

#### ⑭都市鉱山開発事務所

平成23年4月より「都市鉱山開発事務所」を立ち上げ、市内で排出される燃やせないごみ及び粗大ごみの中からピックアップした小型廃家電製品を選別・分解し、そこに含まれる「有用金属・希少金属」を回収し、有用資源を発掘しリサイクルする事業を開始しました。平成24年4月からは、事業を「社会福祉法人 武蔵野千川福祉会」が運営する作業所との協働で実施しています。



#### 回収量

品目 年度	電動機類 (kg)	基板類 (kg)	コード類 (kg)	金属複合物 (kg)	ハードディスク (kg)	合計 (kg)
24	9,610	2,670	1,280	22,900	130	36,590
25	11,350	1,960	1,240	19,640	30	34,220
26	10,750	1,500	910	0	0	13,160
27	10,870	1,560	860	0	40	13,330
28	6,360	980	590	0	0	7,930

\*金属複合物の回収は、平成26年2月以降休止。

\*平成28年12月より、新施設工事のため、休止。令和元年度、管理棟完成後に再開予定。

## 7 ごみの最終処分

### (1) 処分地の経過

武蔵野市におけるごみの最終処分は、終戦直後、爆弾投下跡の穴への埋め立てが行われ、その後、民間委託による砂利穴への処分などにより行われていました。この間処分地周辺住民代表からごみ投棄の中止を求める仮処分申請が出されるなどして、様々な対応に追われてきました。武蔵野市他8市で構成される一部事務組合は、羽村町（当時）及び周辺住民との間に公害防止協定を締結し、昭和55年11月に処分場（羽村処分地）が設けられ、武蔵野市分2万3千トン（全体で15万9千トン）を埋め立てることができましたが、昭和59年3月でこの処分場は満杯になってしまいました。

この間に多摩地区27の自治体は、共通の課題であるごみの埋め立て地の確保に向けてさらに大きな一部事務組合「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」を昭和55年に設立し、日の出町とその地元の町・住民の協力を得てようやく昭和59年4月に広域処分場（谷戸沢廃棄物処分場）を開場しました。

しかし、各市町村がごみ減量対策を進めてきたにもかかわらず、この広域処分場も平成9年度中に満杯となりました。平成10年に日の出町の皆さんのご理解とご協力により、谷戸沢廃棄物処分場とほぼ同規模の新たな広域処分場（二ツ塚廃棄物処分場）が完成し、武蔵野市の焼却残灰や破碎減容した不燃ごみ（破碎残渣）の埋立てを開始しました。

二ツ塚処分場の次の処分場を確保することは大変困難な状況にあり、最終処分場を有効に使用するためにも、ごみの発生抑制、資源化を進めていくことが求められています。

武蔵野市では、平成12年7月より、最終処分場の埋立容積に大きな負荷を与えるプラスチック製容器包装類について、分別収集・資源化を実施しました。搬入量全体に占める破碎残渣の重さは、約3分の1にまで減っていましたが、埋立容積としては、依然として破碎残渣が搬入量全体の6割近くを占めていました。そこで、埋立容積のさらなる減量と埋立基準の遵守のため、平成15年10月より破碎残渣全量の焼却を開始しました。

最終処分場を管理・運営する東京たま広域資源循環組合（多摩25市1町で構成）では、多摩地域のリサイクルをさらに進め、限りある処分場を有効利用することを目的として、「エコセメント事業」に取り組み、平成18年7月より施設を本格稼動しました。ごみを燃やした後に残る焼却灰は、セメントに必要な成分を多く含んでいます。エコセメントとは、焼却灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントで、エコロジーの“エコ”と“セメント”を合わせて名づけられ、日本工業規格（JIS）に定められた土木建築資材です。

現在では、焼却灰のほとんどをエコセメント化しており、平成17年度には構成団体全体で107,416tであった最終処分量は、平成18年7月稼動後、平成30年度には1,409tとなり、平成17年度の約1/76になりました。特に本市においては、不燃ごみを破碎処理したあと焼却しており、搬入した焼却灰はすべてエコセメント化しています。

### (2) 東京たま広域資源循環組合 日の出町二ツ塚廃棄物処分場 処分場の規模

<面積>	総面積	59.1 h a
	・開発面積	31.0 h a
	(埋立地面積)	18.4 h a )
	・残存緑地面積	28.1 h a
<埋立容量>	全体埋立容量	370万m <sup>3</sup>
	・廃棄物埋立容量	250万m <sup>3</sup>
	・覆土	120万m <sup>3</sup>

### (3) エコセメント化施設

面積	施設用地面積 約 4.6ha (二ツ塚処分場全体面積 約 59.1ha)
施設規模	焼却残さ(注1)等の処理量 約 300 トン (日平均) エコセメント生産量 約 430 トン (日平均)
処理対象物	多摩地域 25 市 1 町のごみの焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰 (注2)及び二ツ塚処分場に分割埋立(注3)された焼却残さ他
工事の着工	造成工事 平成 15 年 2 月 建設工事 平成 16 年 1 月
施設の稼動	平成 18 年 7 月
事業費	建設費 272 億円 (消費税込み) 、維持管理費 (計画) 約 26.4 億円/年 (消費税込み)

注1 焼却残さ:焼却灰(焼却後の残さ物)及び飛灰(集じん機により捕集された排ガス中のばいじん)

注2 溶融飛灰:灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじん

注3 分割埋立:埋立てられた焼却残さをエコセメント化施設稼動後に再処理(エコセメント化)を行うため平成 12 年 9 月より、焼却残さと不燃物をそれぞれエリア分けした埋立を開始しました。

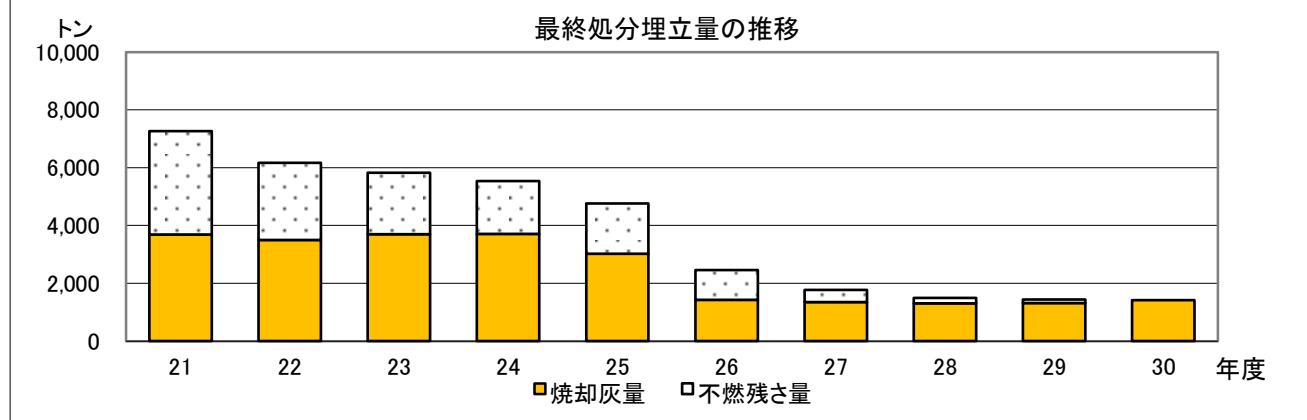


エコセメント化施設の全景（令和元年 8 月撮影）

東京たま広域資源循環組合を構成する25市1町が、日の出町の二ツ塚廃棄物処分場に搬入する、不燃ごみ残さと焼却灰量の推移は以下のとおりです（東京市町村自治調査会編「多摩地域ごみ実態調査（平成30年度版）」より）。

構成団体全体から二ツ塚処分場への搬入量及び最終処分量の推移 単位:トン

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
焼却灰 搬入量計	78,821	75,601	77,660	81,818	80,861	80,182	77,141	80,921	81,077	80,982
エコセメント化量	75,138	72,104	73,963	78,111	77,843	78,757	75,790	79,615	79,761	79,573
焼却灰 埋立量	3,683	3,497	3,697	3,707	3,018	1,425	1,351	1,317	1,316	1,409
不燃残さ 搬入・埋立量	3,582	2,662	2,127	1,821	1,744	1,033	416	184	115	0
埋立量計	7,265	6,159	5,824	5,528	4,762	2,458	1,767	1,501	1,431	1,409



平成10年1月搬入開始時の埋立地



令和元年8月現在の埋立状況



平成30年12月末現在で、約44.7%が埋め立てられています。

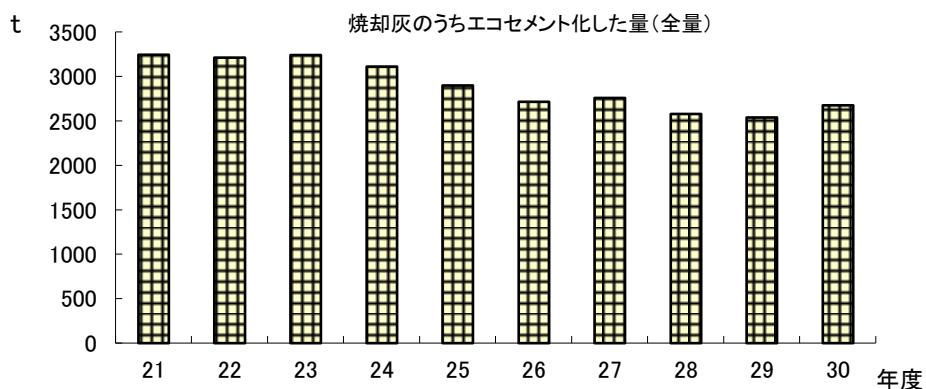
#### (4) 最終処分場搬入実績

武蔵野市から二ツ塚処分場に搬入された焼却灰及び不燃物量を以下に示します。

不燃物は、焼却試験を経て平成15年度に焼却を本格実施したため、平成16年度からは焼却灰のみ搬入しています。平成18年7月より焼却灰は全量エコセメント化されていましたが、19年度からエコセメント化施設への焼却灰は搬入配分容量（武蔵野市の割当て量）を超えていましたが、26年度は初めて下回りました。

（広域資源循環組合搬入時の計測値 単位：t、ただし搬入配分容量の不燃物の単位はm<sup>3</sup>）

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
焼却灰	3,246	3,214	3,243	3,112	2,900	2,717	2,759	2,580	2,540	2,675
不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3,246	3,214	3,243	3,112	2,900	2,717	2,759	2,580	2,540	2,675
エコセメント化	3,246	3,214	3,243	3,112	2,900	2,717	2,759	2,580	2,540	2,675
搬入配分容量										
（焼却灰）	3,016	2,874	2,705	2,587	2,613	2,797	2,817	2,855	2,742	2,904
（不燃物）	385	237	160	104	67	57	63	0	0	0



#### (5) エコセメント利用実績

「東京都土木材料仕様書」には、エコセメントを使用したコンクリート二次製品の原則使用が規定されています。また、組合の構成団体が平成29年度に発注した工事のうち、418件（うち本市は25件）でエコセメントを使用するなど、公共の道路舗装工事を中心に積極的に活用しています（平成30年度実績は令和元年10月公表予定）。

平成30年度における武蔵野市のエコセメント利用実績は以下のとおりです。

主な工事の種類	主な使用製品の種類	エコセメント使用量計
市道 道路整備工事	インターロッキングブロック	インターロッキング ブロック 2,612m <sup>2</sup>
市立公園 新設・改修・整備工事	地先ブロック	
市道 人孔口環改修工事 雨水貯留施設 増設工事	汚水栓、側溝	その他の製品 72.6t

## 8 相互支援

### (1) ふじみ衛生組合との相互搬入

焼却処理施設の整備や検査のために炉の運転を一時的に休止する際及び、緊急時の可燃ごみ処理を、近隣のふじみ衛生組合と相互に協力して行っています。平成 30 年度の実績は以下のとおりです。

武藏野市からふじみ衛生組合			ふじみ衛生組合から武藏野市		
5月 14 日から 25 日	299.70 t	130 台	6月 1 日から 23 日	321.08 t	152 台
※6月 12 日	31.00 t	17 台	1月 21 日から 2月 1 日	279.86 t	143 台
11月 19 日から 30 日	230.53 t	101 台			
※2月 14 日	44.06 t	22 台			

※6月 12 日及び2月 14 日は、武藏野クリーンセンターでの不燃粗大処理施設の火災により、可燃ごみの搬入が不可となり、相互支援の一環の緊急支援として、ふじみ衛生組合へ搬出しました。搬出超過分は次年度調整をおこないます。

※ふじみ衛生組合は、三鷹市及び調布市が組織する一部事務組合で、可燃物を含めごみに関する共同処理事務を行っています。

※武藏野市に搬入されるものは、三鷹市の可燃ごみです。

### (2) 小金井市との相互搬入

不燃粗大ごみ施設の突発的な休止を伴う故障の際に、処理を近隣の小金井市と相互におこなうよう相互に協定を結んでいます。また、双方の搬出する不燃ごみが互いのごみ処理施設での処理に支障がないこと等を確認するため年 1 回の試験搬入処理をおこなっています。平成 30 年度の実績は以下のとおりです。

武藏野市から小金井市			小金井市から武藏野市		
5月 24 日	510 k g	1 台	5月 25 日	550 k g	1 台
※2月 14 日	900 k g	1 台	3月 22 日	880 k g	1 台

※2月 14 日は、武藏野クリーンセンターでの不燃粗大処理施設の火災により、不燃ごみの搬入が不可となり、相互支援の一環の緊急支援として、小金井市へ搬出しました。3月 22 日はその返却分の搬入です。

### III ごみ減量と資源化の推進

#### 1 ごみ減量・資源化の概要

##### (1) 背景

武蔵野市のごみは、生活水準の向上と消費形態の変化に伴い、種類が多様化し、発生量も増加する傾向にありました。現在はやや減少傾向にあるものの、この間、ごみの中間処理施設の能力が追いつかず、加えて最終処分場確保の困難さを背景として、より一層のごみの減量と資源化を推進していく必要性が増大してきました。

このような状況の中で平成5年6月に、条例を全面改正し「武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例」を施行しました。それまでの条例が、排出されるごみを適正に処理・処分していくという考えに基づいていたところを、新条例は、物の生産から流通、消費、そして最終処分にいたるまでの各段階で、市と市民、事業者が連携し、ごみ発生の抑制と徹底した再利用を行なうことで、ごみの減量と資源化を図るという考えに改められました。

平成10年8月には「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの発生を可能な限り抑制することを第一に考え、その上で排出されるごみについて、資源化処理を拡充するために、数値目標を設定しました。この基本計画は平成15年8月に見直しを行い、平成19年度までにごみ量を平成13年度の水準より10%以上削減し、総資源化率（総資源化量／ごみ発生量）を25%以上、埋め立て処分率を10%以下とすることを当面の数値目標としました。これらの数値目標を達成し、同計画が平成19年度をもって終了するため、「廃棄物に関する市民会議」による検討を行い、更なる循環型社会の推進に向けて、ごみの発生・排出抑制、資源化の推進など、市民・事業者・行政が協働して取り組むべき新たな基本方針、計画目標や施策等について、平成20年度から向こう10年間の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を平成20年3月に策定しました。しかし、ごみを取り巻く社会状況の変化や市のごみ処理施策の展開等を踏まえ基本計画の計画期間を前倒しし、平成27年度から10年間の「一般廃棄物処理基本計画」を平成27年3月に策定しました。計画に示された環境負荷の少ない省資源・省エネルギー型の都市を目指すため、平成28年1月には「武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会」を設置し、合理的なごみ収集事業の在り方について議論を重ねてきました。平成30年9月に最終報告書をまとめ、平成31年4月から行政収集の収集頻度変更及び地区割と収集日ごとの収集量の平準化を実施しました。

国の動きとしては、平成9年4月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」（容器包装リサイクル法）がスタートし、平成12年4月からはその対象品目に「その他のプラスチック製容器包装」と「その他の紙製容器包装」が加わり、法が完全施行となりました。

また、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布されました。この基本法は、資源消費の抑制と環境負荷の低減が図られる社会の形成を推進するための基本的な枠組みとなるもので、「循環型社会」の定義、「循環資源」の位置付け、ごみ処理の優先順位付け、事業者や国民の「排出者責任」の明確化、「拡大生産者責任（EPR）」の一般原則の確立などが盛り込まれています。

さらに、平成13年4月には家電4品目について、メーカー・小売業者に再商品化の義務を課す「家電リサイクル法」が施行、平成15年10月には「資源有効利用促進法」に係る省令が改正され、家庭用使用済パソコンの回収・リサイクルがパソコンメーカー等に義務付けられました。平成16年4月からは家庭用電気冷凍庫が、平成21年4月には、液晶・プラズマテレビ及び衣類乾燥機も「家電リサイクル法」による回収・リサイクルの対象となりました。平成25年4月には、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促す「小型家電リサイクル法」が施行されました。

## (2) 事業の経緯

- ・昭和52年1月に、不燃ごみに多く含まれる金属やびんを選別し資源化するための不燃物選別施設をつくり、ごみの減量を目的とした事業を実施。
- ・昭和53年1月下旬から可燃ごみの中から古紙類（新聞・雑誌・ダンボール）古布の分別収集を開始。
- ・昭和53年7月には選別施設の移転に伴う一時停止を契機に、同年9月から缶類とびん類を加えた分別収集をスタート。
- ・昭和59年6月に金属類の機械選別ができる中間処理施設「武藏野クリーンセンター」が完成し稼働開始。
- ・昭和60年4月から平成9年9月までは缶類を不燃ごみと一緒に回収。
- ・平成3年6月から牛乳パック、同年9月には廃食用油、平成6年9月からはペットボトルと発泡スチロール製トレイを事業者等の協力により拠点回収方式で回収開始。
- ・平成9年10月からは事業系ごみの減量を目的とした事業系ごみの全面有料化を実施。
- ・平成9年10月から、週1回資源物を回収する「資源の日」を設定し、古紙・古着・びん・缶について他のごみの回収日と曜日を分け、資源物としての品質を高めるとともに効率的な資源物回収を行なうことになりました。
- ・平成12年7月1日からは、「ペットボトル」と「その他プラスチック製容器包装」の分別収集を行なう「プラスチック容器資源の日」を新たに設け、あわせて可燃ごみ収集を週3回から2回に変更しました。
- ・平成16年8月2日からは、可燃ごみと不燃ごみの分別内容を一部変更し、それまで不燃ごみとしていた資源外プラスチック等を可燃ごみとしました。また、古紙においては、袋出しを可能にすることで、より分別、資源化されやすいように新たに「雑紙（ざつがみ）」を設けました。また、あわせて雑紙についての説明を印刷した紙袋（雑紙袋）を全戸配布し、周知をはかりました。
- ・平成16年2月より段階的に実施していた戸別収集を同年10月4日より市内全域で実施し、排出者責任の明確化をはかりました。
- ・平成16年10月1日より家庭ごみの有料化を実施しました。
- ・平成21年4月1日より、燃やさないごみの収集日を週1回から月2回へ変更しました。
- ・平成31年4月1日より、ビン、缶、ペットボトル、危険・有害ごみの収集頻度を週1回から2週間に1回、燃やさないごみを月2回から2週間に1回に変更します。併せて、これまで市内を8つに分けていた地区割を地区ごとの世帯数が概ね同程度になるように10地区に再編し、分別収集品目もそれぞれの曜日ごとの収集量が一定になるよう調整し、平準化を図りました。また、収集品目の名称を「その他プラスチック製容器包装」から「プラスチック製容器包装」に、「有害ごみ」を「危険・有害ごみ」に変更しました。

## 2 資源物の分別収集

武藏野市における資源物の分別収集は上述のとおり、週2回「資源の日」を設定し、古紙・びん・缶・古着・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装の分別収集を実施しています。これは、可燃ごみに含まれる紙類の資源化を求めるとともに、不燃ごみとして埋め立て処分を行っていたため日の出町の最終処分場に大きな負荷をかけていたプラスチックのうち、ペットボトルとその他プラスチック製容器包装類を分別収集することで、ごみの発生抑制と最終処分場の有効利用を図るものです。

なお、資源物の分別収集による平成30年度の資源物の資源化量は9,851トン、武藏野市のごみ発生量の約23.2%に相当する量となっています。

### 3 収集事業の見直し

市では、環境負荷の低減と事業効率化によるコスト削減を目的として、収集品目や処理方法ごとに収集頻度や分別・回収方法の見直しを検討しています。平成 28 年に「武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会」を設置し、学識者や事業者、市民・市民団体、行政の各関係者により、ごみ収集の在り方を議論し、平成 30 年 9 月に将来的展望も含めた見直しの方向性を示した最終報告書をまとめました。

これを受け、平成 31 年（2019）年 4 月から、一部資源物と燃やさないごみの収集頻度の隔週化、収集地区割と収集品目の平準化、一部収集品目の名称変更という事業見直しを行いました。今後もトータルでの環境負荷の低減や事業効率化を目指し、ライフサイクルアセスメントの観点を取り入れた合理的な収集運搬体制、中間処理手法の検討を続けます。

## 4 資源物の拠点回収

資源物の分別収集とは別に、紙パック・廃食用油・小型家電については、コミュニティセンター等の協力を得て回収し資源化を行っています。

資源物の拠点回収による平成30年度の資源物の資源化量は約22トンで、武蔵野市のごみ発生量の約0.06%が資源物の拠点回収にて資源化されました。

### (1) 紙パック

回収量	回収枚数*	回収拠点
21,350kg	640,500枚	市役所・各市政センター・コミュニティセンター等 計21か所

\* 1 kg当たり紙パック30枚で換算

### (2) 廃食用油

回収量	回収重量*	回収拠点
1,085ℓ	977kg	市役所車庫棟前、吉祥寺南町コミュニティセンター(工事休館中は本宿コミュニティセンター)、吉祥寺北コミュニティセンター、西部コミュニティセンター、境南コミュニティセンター、計5か所 各会場2ヶ月に1回、回収拠点を設けて回収。

\* 1 ドルあたり0.9kgで換算。

### (3) 小型家電

回収重量	回収拠点
707.8kg	市役所、各市政センター、吉祥寺東コミュニティセンター、本宿コミュニティセンター、吉祥寺南町コミュニティセンター、本町コミュニティセンター、吉祥寺西コミュニティセンター、吉祥寺北コミュニティセンター、西久保コミュニティセンター、緑町コミュニティセンター、八幡町コミュニティセンター、西部コミュニティセンター、桜堤コミュニティセンター、計15か所

## 5 資源物集団回収事業

古紙類や古着、アルミ缶等をごみとして排出せず、資源物として回収することで、資源の有効活用とごみの減量並びにごみ問題に対する市民の関心を高めることを目的に、市内の住民団体等による集団回収事業の運営を推進しています。

実施団体に対しては1 kgあたり10円、その回収事業者には2円の補助金を年2回（4月～9月期、10月～3月期）に分けて交付しています。また、団体の活動を推進するために必要なぼり旗等の貸し出しや団体発行の広報紙等の印刷、自主的な研修や活動に対する相談や支援等を行っています。

平成31年3月末日現在、191団体（活動を休止している団体を含む）と17事業者が市に登録し、地域での資源物回収を実施しています。

### (1) 交付補助金額（平成30年度実績）

	団体数・事業者数	参加世帯数	補助金額
団 体	188団体	20,258世帯	29,058,360円
事業者	17社	—	5,622,120円
合 計			34,680,480円

\*団体には事務費補助として年額4,000円をあわせて交付している。

\*団体数・事業者数及び参加世帯数は10月～3月期の数。

(2) 回収数量

品目	回収数量 (kg)	構成比 (%)	品目	回収数量 (kg)	構成比 (%)
新聞	1,124,646	39.7	布類	134,508	4.8
雑誌	1,013,280	35.8	アルミ缶	45,966	1.6
段ボール	476,245	16.8	スチール缶	21,511	0.8
紙パック	15,024	0.5	ガラスビン類	0	0.0
その他紙類	0	0.0	合計	2,831,180	100.0

資源物集団回収事業による平成30年度の回収・資源化量は約2,831トンで、武蔵野市のごみ発生量の約6.7%が資源物集団回収事業により資源化されました。

(3) 集団回収資源回収事業者名簿

(平成31年3月31日現在)

	登録事業者名	代表者氏名	住所	回収品目							
				新聞	雑誌	段ボール	紙パック	布類	アルミ缶	スチール缶	ガラスビン類
301	アップル商会	望月 三十士	国分寺市	○	○	○	○	○	×	×	×
302	大月紙業	大月 勇	調布市	○	○	○	○	○	○	○	×
303	奥山商店株式会社	奥山 慎吾	小平市	○	○	○	○	○	○	○	×
307	株式会社三祐商会	小林 広之	渋谷区	○	○	○	○	○	○	×	×
310	竹内商会	竹内 欽尉	西東京市	○	○	○	○	×	×	×	×
311	有限会社土井商店	土井 三幸	小平市	○	○	○	○	○	○	○	×
312	常磐紙業	鈴木 明	西東京市	○	○	○	○	○	×	×	×
315	株式会社山田洋治商店	南波 満雄	練馬区	○	○	○	○	×	○	×	×
321	多丸屋商店	鶴野 敏雄	練馬区	○	○	○	×	○	○	×	×
324	紙材開発株式会社	西内 向子	新座市	○	○	○	○	○	○	○	×
325	王子斎藤紙業株式会社 杉並営業所	所長 堀川 一夫	杉並区	○	○	○	○	○	○	×	×
327	武蔵野リサイクルネットワーク	小川 成人	志木市	○	○	○	○	○	○	○	×
328	株式会社高岡 新座事業所	高岡 和佐	新座市	○	○	○	○	○	○	×	×
330	リサイクル リンク	山本 信之	武蔵野市	○	○	○	○	○	×	×	×
331	井出紙業株式会社	井出 正宏	杉並区	○	○	○	○	○	○	○	×
333	株式会社伊藤国商店	伊藤 剛	小金井	○	○	○	○	○	○	○	×
334	株式会社市川商店	市川 哲也	練馬区	○	○	○	○	○	○	○	×

(4) 集団回収登録団体名簿（地区別）

(平成31年3月31日現在)

町名	丁目	登録番号	登録団体名
吉祥寺東町	3	38	新生会
		39	本田北クラブ
		208	吉祥寺レジデンシア管理組合
	4	40	光和会
吉祥寺南町	1	42	吉祥寺コーポ管理組合法人
		43	吉祥寺パインクレスト管理組合
		165	ルネ吉祥寺管理組合
		204	吉祥寺パークロイアルマンション管理組合
	2	44	みなみ会
		167	パークハウス吉祥寺エクシオ管理組合
	3	45	吉祥寺南町3丁目町会資源回収促進協力会
		47	新日本婦人の会武蔵野支部
		48	ニュー井の頭マンション管理組合
		191	井の頭公園パークハウス吉祥寺南町管理組合
	4	49	セージの会
		58	吉祥寺南町コミュニティ協議会ごみネット
		148	グループさつき
		149	あかね小路
		203	井ノ頭サマリヤマンション管理組合
御殿山	1	52	井の頭第2パークサイドマンション管理組合
		54	メゾン井の頭管理組合
		55	井の頭パークサイドマンション管理組合
		183	吉祥寺ハイム管理組合
		231	吉祥寺御殿山HOUSE管理組合
	2	209	ルフォン吉祥寺
吉祥寺本町	1	150	グローリオ吉祥寺本町管理組合
		164	サンクタス吉祥寺ハートランド管理組合
		229	サンウッド吉祥寺フラツツ管理組合
	2	169	エスト・グランディールカーロ吉祥寺本町管理組合
		179	アピス吉祥寺ハイセレサ管理組合
		182	パーク・ハイム吉祥寺本町管理組合
		205	ベルハイム吉祥寺本町管理組合
		235	ハイツ扇山管理組合
	4	50	武蔵野市立第一小学校PTA校外委員会
		166	パークスクエア吉祥寺本町管理組合
		172	ライオンズマンション吉祥寺管理組合
		232	ヒルクレスト吉祥寺管理組合
		1	JR東日本吉祥寺北町1丁目アパート自治会
吉祥寺北町	1	2	野田北公団自治会
		3	ブライ特吉祥寺管理組合
		4	吉祥寺ドミトリー
		5	雅グループ
	2	7	JR吉祥寺北町アパート自治会1・2号棟
		8	JR北二十自治会
		9	JR東日本北町アパート自治会10号棟
		10	JR東日本吉祥寺北町社宅13号棟
		11	JR吉祥寺北町アパート12号棟
		12	JR吉祥寺北町アパート14号棟

町名	丁目	登録番号	登録団体名
吉祥寺北町	2	13	JR北町アパート16号棟
		14	JR吉祥寺北町アパート17号棟
		15	JR吉祥寺北町アパート18号棟
		16	北町JRアパート15号棟
		17	JR北町アパート9棟
		18	JR吉祥寺北町アパート11号棟
		20	JR北町アパート8号棟自治会
		194	パークハウス吉祥寺北町管理組合
		22	イトーピア吉祥寺マンション
		23	ルネ吉祥寺北町子供会
中町	3	26	エステート吉祥寺管理組合
		27	木の花会
		33	資源回収北町第二地区
		151	グローリオ吉祥寺北町管理組合
		173	メゾン吉祥寺北町管理組合
		198	山一武蔵野ハイツ
		228	パークホームズ吉祥寺北町三丁目管理組合
		29	武蔵野中央幼稚園ボランティア部
		152	グローリオ吉祥寺アーツ管理組合
		154	ひまわりの会
中町	4	234	サンステージ吉祥寺管理組合
		34	扶桑資源回収有志の会
		35	辻竹中工務店吉祥寺家族寮
		162	ヴェルビュ武蔵野中町管理組合
		170	イトーピア武蔵野ブランマーク管理組合
		180	グランプレオ武蔵野管理組合
		185	コト一三鷹管理組合
		188	マイスクエア
		207	武蔵野タワーズ団地管理組合
		59	三鷹コーポラス管理組合
中町	1	60	武蔵野マンション管理組合
		176	クリオレミントンハウス武蔵野管理組合
		212	東海ミタカマンション管理組合
		214	リビオ武蔵野中町管理組合
		236	パークホームズ吉祥寺ウエスト・コート管理組合
		239	ザ・パークハウス武蔵野中町
		63	愛の会
		64	武蔵野中町スカイハイツ管理組合
		65	武蔵野コーポラス管理組合
		67	リサイクルグループ櫻美会
中町	3	68	武蔵野ビューハイツ管理組合
		71	ライオンズガーデン三鷹管理組合
		168	武蔵野レジデンシア管理組合
		174	シーアイマンション武蔵野管理組合法人
		177	アクティス武蔵野中町パークサイド管理組合
		195	イトーピア武蔵野マンション
		206	武蔵野プレジオ管理組合
		245	プラウドシティ武蔵野三鷹団地管理組合

町名	丁目	登録番号	登録団体名
西久保	1	83	武蔵野市西久保一丁目町会
		244	ディアスター武蔵野翠の邸管理組合
	2	85	西久保愛光会
		189	藤和武蔵野西久保ホームズ管理組合
		210	西壅住宅2号館
		230	吉祥寺西管理組合
		242	エコ東町
	3	90	武蔵野郵政宿舎さつき寮
		91	西久保みどり会
		199	西久保三丁目集団回収グループ
		202	アルベルゴ武蔵野管理組合法人
		233	ザ・パークハウス武蔵野管理組合
		237	都営西久保3丁目アパート自治会
		222	武蔵野緑町ヒルズ管理組合
緑町	1	238	資源回収緑町1丁目町会
		78	都営武蔵野アパート自治会
	2	81	武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会
		82	緑町パークタウン自治会
		171	武蔵野ガレリア団地管理組合
		175	三井住友銀行武蔵野社宅A棟
		186	サンマジン武蔵野緑町ガーデンハウス管理組合
八幡町	1	72	青空子ども会
		241	千川保育園通り自治会
	2	73	スバル子供会
		74	クラルテ武蔵野管理組合
	3	75	総友会
		76	千川子ども会
		178	シルバービア八幡町
関前	1	93	関前1丁目リサイクル会
		96	関前久保親交会
		97	福祉竹の子会
		98	むつみ会
		99	緑の会
	2	221	藤和シティホームズ武蔵野関前管理組合
		101	ビバ・クリーンクラブ
		103	リハビリ友の会
		104	関前三丁目東町会
	3	105	サンサン会
		181	ベルフィユ武蔵野(公立学校共済組合女子学生会館)
	4	106	関前4リサイクル会
		107	桜橋自治会
		108	武蔵野桜橋マンション管理組合
	5	109	樋口橋グループ
		113	興栄マンションむさしの管理組合
境	1	193	クリーンむさしのほんむら
		217	サンパレス武蔵野管理組合
	2	122	朝日武蔵野マンション管理組合
		196	ザ・ライオンズ武蔵野管理組合

町名	丁目	登録番号	登録団体名
境	2	201	グランクレスト
		218	センチュリー境管理組合
		220	センチュリー武蔵境管理組合
	3	117	さくら会
		197	グランドメゾン武蔵野管理組合
	5	121	むさし境衛生部会
		123	東京電力武蔵境寮
		124	都営境5丁目アパート自治会
		156	グローリオ武蔵野管理組合
		159	ニューハイツ武蔵野管理組合
	1	161	デライトシティ団地管理組合
		187	ライオンズ武蔵境レジデンス管理組合
		126	境南一丁目会
境南町	2	128	武蔵境ビューハイツ管理組合
		129	武蔵境スカイハイツ管理組合
		130	武蔵野エイトマンション管理組合
	4	138	武蔵野デュープレックスⅡ管理組合
		145	栄エコファミリーの会
		153	境南エコ・セブン
		155	境南親和会
	2	160	ファミレス武蔵境管理組合法人
		184	ゼファー武蔵境管理組合
		215	藤和シティコーポ武蔵境Ⅱ管理組合
		216	THE HILLS 武蔵境管理組合
		224	ヴィラージュ武蔵野管理組合
桜堤	3	227	シティテラス武蔵境管理組合
		240	シティハウス武蔵境管理組合
		243	ルネステージ武蔵境管理組合
	4	132	境南町3丁目都営アパート自治会
		133	武蔵境セントラルハイツ管理組合
		200	資源化推進委員会
	5	211	センチュリー境南IV
		94	チャレンジャー
		143	ハートらんど富士見
	1	226	パークハイツ武蔵境
		136	境南弥生会
		147	境南五丁目会
合計	1	111	サンヴァリエ桜堤自治会
		140	テラス武蔵野桜堤Ⅱ管理組合
		142	テラス武蔵野桜堤管理組合
	2	84	市営桜堤住宅自治会
		144	ロイヤルアーク武蔵野管理組合
		157	桜会
	2	192	桜堤庭園フェイシア管理組合
		219	パークシティ武蔵野桜堤管理組合
		223	桜堤庭園テラス管理組合
		225	パークシティ武蔵野桜堤桜景邸管理組合

合計	191団体
----	-------

## 6 その他の資源化施策

### (1) 生ごみの資源化

#### ①生ごみ処理機による資源化事業

公共施設等から多量に発生する生ごみを減量し、堆肥として有効利用するため、業務用の生ごみ処理機を、平成6年度から小学校、老人ホーム等の市関連施設に、平成10年5月からは市庁舎にも設置を行い、公共施設で発生する生ごみの資源化に取り組んできました。平成11年10月からは、旧都市基盤整備公団桜堤団地（現：独立行政法人都市再生機構サンヴァリエ桜堤（全約1,100世帯））の建て替えに際し、生ごみ処理機の設置を行い、生ごみの資源化に取り組んできました。本事業は、生ごみ処理機による堆肥をさらに市内の農家が使用することでリサイクルを推進し、ごみを減量化するという市の政策を実現・検証するため、一定の成果をもたらしたものと評価できます。

しかし、本事業は①維持管理経費等で年間約1,700万円もの費用を要すること、②平成16年10月に家庭ごみの有料化を実施したことにより、ごみ処理費用を負担するうえで公平さを欠くこと、③東日本大震災に端を発した電力事情や大型のコンポスター生産事業から多くの事業者が撤退している状況等を勘案し、当該事業は終了すべきと判断しました。その結果、平成24年度には市関連施設の生ごみ処理機を、平成25年度にはサンヴァリエ桜堤の生ごみ処理機を撤去しました。

現在、生ごみの資源化については堆肥だけではなく、バイオガス化やエタノール化などのバイオマス事業の研究も行われていますが、他自治体での事例を見てもパイロット事業の域を出ていないことから、現在ではダンボールコンポスト（「生ごみ活かす君」）などの普及・啓発事業を中心に行っております。平成27年度からは「生ごみみたい肥で野菜を作り、ごみを減らそう」講座を開催しております。今後も普及・啓発講座を継続していきます。

#### ②家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付制度

ごみの減量と資源化を推進するために、家庭用生ごみ処理機器を購入して家庭から排出される厨芥類を自家処理する方に対し、機器の購入額に応じて最高3万円を限度に補助を行う制度です。最終処分場延命化の一つとして平成7年度より実施しました。

平成20年に実際の補助対象者にアンケート調査したところ、利用しているという割合が約40%であり、残りの60%については補助金交付の成果が十分でないことが判明しました。

また、平成7年当時の価格は10万円前後であったものが、平成19年には安価なものでは2万円程度で購入することができるようになっており、生ごみ処理機の普及という目的は達成されたと判断しました。

さらに、生ごみ処理機の利用により、生ごみの減量・資源化に一定の効果があるものの、電力使用により、新たな二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)が発生することが懸念されます。

以上のことを踏まえ、家庭用生ごみ処理機器購入費補助金制度は、平成20年度をもって廃止しました。

### (2) 剪定枝葉の資源化

一般廃棄物として焼却されていた、家庭から排出された剪定枝葉の一部を平成19年7月から堆肥化しています。

	回収量（t）	処理費用（円）
平成30年度	約220.5	12,134,205

### (3) 収集後の金属選別回収

収集した不燃ごみ及び粗大ごみについては、中間処理施設クリーンセンターの破碎機で細かく碎いた後、磁力選別機で鉄分を、アルミ選別機でアルミを選別回収し資源化しています。

平成30年度の資源化量は約646トンです。

### (4) 粗大ごみ再生事業

排出される粗大ごみで、まだ使用が可能なものを再生することで、ごみの減量と資源化を図ることを目的に、昭和52年に廃棄物再生利用事業実施要項をつくり、電気製品（現在は取り扱っていない）、家具類の再生事業を開始しました。また、昭和53年度からはこの活動を高齢者の働く機会の拡大に結びつけ、現在の公益社団法人武藏野市シルバー人材センターとの再生事業に関する協定を結び、減量の啓発と高齢者の生きがいをもたらす事業として活発に行われています。

#### ①協定の目的

ごみ問題に対する市民意識の向上とごみ減量を図り、人材センター事業を長期にわたり推進し、助成するため、次の事を要旨とした協定書を昭和53年4月に締結しました。

##### ○市の努めること

- ・再生事業に適する廃棄物の確保を図る。
- ・再生事業に関する必要な技術指導を行う。
- ・「市報むさしの」を通じて、市民へのPRをはかる。
- ・再生事業を推進するため、必要な協力をう。

##### ○人材センターの努めること

- ・再生技術の向上及び再生品の有効適正な処分を図る。
- ・再生事業の目的に沿うよう積極的に取り組むこと。

#### ②事業内容

シルバー人材センターリサイクルセンターにおいて、市内の家庭で不要になった粗大ごみを下見し、再生可能なものを引取り、修繕販売しています。

#### ③粗大ごみ再生利用状況

平成30年度

品 名	再生点数	売却額 (円)		再生点数	売却額 (円)
自 転 車	183	1,447,300	合 計	7,403	11,199,715
自 転 車 修 理	419	871,450	配 送 料	679	477,700
洋 服 タ ン ス	36	231,000	設 置 料	136	138,000
食 器 棚	108	611,100	搬 出 料	182	291,700
整 理 タ ン ス	98	477,950	防 犯 登 錄 料	168	88,600
机	37	219,100	鉄 層 販 売 料	1	3,240
ベ ツ ド	62	411,900	総 計	8,569	12,198,955
テ ー ブ ル	174	862,900			
椅 子	436	1,832,100			
木 工 品	534	1,705,300			
そ の 他	5,316	2,529,615			

所在地 公益社団法人 武藏野市シルバー人材センター 武藏野市中町3-5-16  
事務局 TEL 0422-55-1231 リサイクルセンター TEL 0422-51-3448

なお、粗大ごみ再生事業による平成30年度の資源化量約274トンは、武藏野市の粗大ごみ発生量約1,571トン（行政収集量とリサイクルセンター収集量の合計）の約17.4%に相当する量となっています。

#### （5）年賀はがき等の回収

不用となった年賀はがきや古はがきの回収ボックスを設置し資源化を図っています。

実施期間 平成31年1月20日～平成31年2月14日 延べ26日間

回収場所 市役所、市内郵便局16か所、コミュニティセンター16か所、市政センター3か所  
計36か所

回収量 1,430kg 約572,000枚 ※枚数換算(1kg400枚で換算)

#### （6）不用品再利用掲示板事業「むさしのエコボ」

不用になった日常生活用品のリユース（再利用）を促進し、「譲ります」「譲ってください」の情報を市民同士が交換するエコ掲示板「むさしのエコボ」を平成24年3月から設置しています。また、平成24年6月より武藏野市のホームページでも公開しています。

設置場所 市内公共施設13か所

（市役所8階食堂前、クリーンセンター、総合体育館、市民会館、中央図書館、吉祥寺図書館、0123吉祥寺、0123はらっぱ、吉祥寺市政センター、中央市政センター、武蔵境市政センター、吉祥寺南町コミュニティセンター、境南コミュニティセンター）

※市政センターではファイル綴じで設置。

掲示実績 平成30年度 149件（うち86件成立）

## 7 ごみ排出状況の把握と指導

ごみ問題を解決するには、ごみの発生の抑制と資源物の再資源化など事業者や市民などの理解と協力に支えられるところが大きく、自分自身がごみの被害者であるとともに加害者でもあるとも言えますので、ひとり一人の意識改革が重要な課題です。市ではごみの減量および資源化を推進するにあたり、事業者や市民などが排出するごみの状況の把握を行っています。事業系ごみについては、有料ごみ処理袋による排出状況を確認し、必要な場合は指導を行っています。また、家庭ごみにおいては、必要な場合は分別指導を行うとともに、市内全域を対象にパトロールを実施しています。

平成30年度 ごみ排出状況の把握・指導

家庭系ごみ収集箇所数	戸建住宅：約19,600箇所、集合住宅：約6,400箇所
事業系ごみ収集箇所数*	約4,800箇所
家庭系ごみ指導件数	254件（月平均：21.2件、日平均：0.7件）
事業系ごみ指導件数	46件（月平均：3.8件、日平均：0.1件）
不法投棄監視・指導件数	167件（月平均：13.9件、日平均：0.5件）

\*事業系ごみ収集箇所は、1日平均10kg以下の量を排出する市内事業所。

## 8 ごみ減量と資源化に関する委員会

### (1) 武蔵野市廃棄物に関する市民会議

武蔵野市廃棄物に関する市民会議（以下「ごみ市民会議」という。）は、「武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例」に基づき設置されるもので、資源の再利用、廃棄物の発生抑制・減量、まちの美化に関する基本的事項について学識経験者、市民、事業者、行政が協議する場です。第6期ごみ市民会議は、平成29年7月21日に設置され、15名の委員が委嘱されました（任期2年）。

第6期ごみ市民会議では、第6期長期計画の策定時期に合わせた「一般廃棄物処理基本計画」（平成36年度まで）の一部改定における内容を検討しました。

第6期武蔵野市廃棄物に関する市民会議委員一覧（敬称略） ◎委員長 ○副委員長

氏名	職等
◎山谷 修作	東洋大学経済学部教授
○田口 誠	成蹊大学経済学部教授
花俣 延博	武蔵野市商店会連合会会长
沢村 哲志	株式会社東急百貨店 吉祥寺店 庶務人事 統括マネジャー
加藤 慎次郎	株式会社加藤商事 代表取締役
茂木 勉	株式会社いなげや ロジスティクス部 環境管理
西上原 節子	武蔵野市ごみ減量協議会会长
能勢 方子	武蔵野市コミュニティ研究連絡会推薦者
新垣 俊彦	クリーンむさしのを推進する会推薦者
木村 文	武蔵野クリーンセンター運営協議会推薦者
金井 憲一郎	公募委員
松井 理依子	公募委員
吉安 晶子	公募委員
木村 浩	武蔵野市環境部参事 *平成30年3月まで
荻野 芳明	武蔵野市環境部参事 *平成30年4月から

## (2) 武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会

市民、事業者および市が協働で、「武蔵野ごみチャレンジ 700 グラム」の達成を図ることを目的に、平成 19 年 9 月に武蔵野市ごみ減量協議会が発足しました。平成 21 年度末に武蔵野ごみチャレンジ 700 グラムを達成し、「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ 600 グラム」の達成に向けて、市が推進するごみの減量に関する取組を検証し、並びに市民、事業者及び市が協働でごみの減量を推進することを目的として開催されてきましたが、平成 27 年度から平成 36 年度を計画年次とする一般廃棄物処理基本計画において、ごみ減量協議会はこれまでの位置づけを見直し、課題検討組織とする旨の変更が示されました。それを受け、平成 28 年 1 月より新たに「ごみ収集の在り方等検討委員会」を設置したことにより、ごみ減量協議会は現在休止としています。平成 30 年度のごみ収集の在り方等検討委員会では、環境負荷及びごみ処理費用の低減に資する資源ごみの収集頻度と分別区分の見直しや、集団回収の在り方及び店頭回収等を支援する施策の創出に関する事項について、4 回に亘り具体的な見直し内容を検討し、平成 30 年 9 月に最終報告書にまとめ、市長に答申を行いました。

その結果を受け、市は平成 31 年 4 月より、一部資源物の隔週化や地区割及び収集品目の平準化といったごみ収集事業の見直しを行いました。

氏名	職等
◎田口 誠	成蹊大学経済学部教授
○西上原 節子	前武蔵野市ごみ減量協議会 会長
加藤 慎次郎	株式会社加藤商事 代表取締役
花俣 延博	武蔵野市商店会連合会会长
濱中 洋子	セブンイレブン武蔵野閑前 3 丁目店長
平岡 直樹	株式会社朝日新聞吉祥寺販売名聞社 代表取締役
茂木 勉	株式会社いなげや ロジスティクス部 環境管理
山本 信之	武蔵野市資源回収事業協同組合
今木 仁恵	クリーンむさしのを推進する会推薦者
能勢 方子	武蔵野市コミュニティ研究連絡会推薦者
白石 ケイ子	前武蔵野市ごみ減量協議会 委員
竹下 登	前武蔵野市ごみ減量協議会 副会長
前田 美和子	前武蔵野市ごみ減量協議会 委員
阿部 迪子	廃棄物に関する市民会議（公募委員）
岡内 歩美	廃棄物に関する市民会議（公募委員）
迫田 洋平	廃棄物に関する市民会議（公募委員）
木村 浩	武蔵野市環境部参事 * 平成 30 年 3 月まで
荻野 芳明	武蔵野市環境部参事 * 平成 30 年 4 月から
齋藤 尚志	武蔵野市ごみ総合対策課長

武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会（敬称略）◎委員長 ○副委員長

## 9 啓発事業

### (1) 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（平成27年度～36年度）策定により

「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ 600 グラム」はスローガンから具体的目標へ

平成16年10月に家庭ごみの有料化・戸別収集を開始し、当初ごみ排出量はごみを出す市民ひとり一人が責任を持つことにより減少したものの有料化2年目は、増加に転じました。また、本市の家庭ごみ・資源物量は、一人1日あたり763.8g（平成17年度実績）で、多摩地域平均の約700gを大きく上回り、多摩26市中で7番目に多い状況でした。

このような状況の改善に向け、平成18年11月より、市民にごみ減量への意識を持っていただくために「武蔵野ごみチャレンジ 700 グラム」を宣言し、一人1日あたりのごみ・資源物量を700g以下にするため、ごみ減量キャンペーンの継続的な実施や市報、市ホームページ等でごみ減量の提案をしました。

継続的な取り組みが実を結び、平成21年度に「武蔵野ごみチャレンジ 700 グラム」を達成しました。そして、平成20年度多摩地域の一人1日あたりごみ排出量最小水準である600グラムまでごみの削減を進めようという高い目標を掲げ、平成22年5月に新たに「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ 600 グラム」を宣言し、引き続きごみ減量に努めてきました。平成25年度には一人1日あたり675グラムを達成し、武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（平成20年度～29年度）の目標値の680グラムを計画最終年度より4年早く達成しました。

このことにより、平成26年度には武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（平成27年度～36年度）を策定し、平成36年度には一人1日600グラムが具体的な目標値となり、市民・市民団体・事業者・行政の連携で、より一層のごみ減量が求められる中、平成30年度には627グラムまで減量されてきています。

### (2) ごみ減量と意識向上のための取組

#### ① 啓発用冊子の作成とホームページ、ごみアプリの運営

ごみの分別収集徹底を推進するため、ごみの分別方法の案内・ごみ問題の現状と課題を盛り込んだ市民向け啓発用冊子「ごみ便利帳 eco ブック」、各家庭において実践してもらいたい減量行動や、ごみの現状、ごみに関するトピック等を盛り込んだ情報紙「武蔵野ごみニュース」などを作成し、配布しています。また、平成31年4月からの収集頻度等の見直しにともない、収集日を地区ごとにまとめた「ごみと資源の収集カレンダー」を作成し、配布しました。

また、ごみ総合対策課からのお知らせ、分別方法、戸別収集の申込方法、ごみ減量に関する情報等を市公式ホームページに随時掲載しています。平成28年3月からはスマートフォン利用者向けに「ごみアプリ」を開発し、利便性を高めました。

・ごみ便利帳 ecoブック 作成部数 100,000部

配布方法 全戸配布 84,434部

転入者に対する配布（市民課・市政センター）

・ごみと資源の収集カレンダー 作成部数 114,300部

配布方法 全戸配布 85,086部

転入者に対する配布（市民課・市政センター）

・ごみ減量情報紙(武蔵野ごみニュース vol. 21、22)

作成部数 78,500部(vol. 21)、78,500部(vol. 22)、計 157,000部

配布方法 全戸配布（事業所を除く）

## ②ごみ分別案内所の開設

3月末から4月上旬の転出入の多い時期に、他市から転入してくる市民を主な対象として、自治体によって異なるごみの出し方について、ごみ分別案内を行い、①円滑にごみを出すことができるようになること、②ルールを理解してもらうこと、③ごみの減量や発生抑制について考え、家庭での実践につながるきっかけとしてもらうことを目的とし、実施しています。

日 時	平成31年3月25日（月）～3月29日（金）
場 所	市役所1階南棟ロビー
相談件数	595 件
運 営	クリーンむさしのを推進する会と協働事業として運営
対 象	市内に転入する市民及び市役所へ来庁した市民
内 容	(1) ごみ分別方法の案内 (2) ごみ収集手続きの案内 (3) ごみ減量取組みの紹介 (4) ごみ分別相談等

## ③イベントのごみ分別指導と回収

多くの市民が集うイベント等において、来場者にごみ減量と資源化の意識を高めてもらうことを目的として、下記の取り組みを実施しています。イベントごみ回収については、26年度をもってごみ総合対策課の技能労務職が廃止されたこと等により、27年度以降、一部の清掃イベントを除き、市による回収は行っていません。

- ・資源物を中心としたごみの7分別推進（燃やすごみ、缶、プラスチック製容器、包装、割り箸、串類、ざつ紙、生ごみ）のための用具貸出。
- ・地域イベントに関しては、正しく分別してあることを前提に回収を実施。（26年度まで）
- ・桜まつり（4月7日開催）、青空市（11月11日開催）での、クリーンむさしのを推進する会、ボランティアと協力して、ごみの分別指導、集積所の管理を実施。

(件)

年度	用具貸出し	イベントごみ回収	イベントごみ持込み
26	40	34	1
27	35	4	1
28	42	2	1
29	37	2	1
30	24	2	1

## ④3R環境講座

平成21年度から平成26年度までクリーンセンターにて実施していた環境講座を、平成27年度よりごみ総合対策課が引き継ぎ、ごみ減量などのテーマを中心に環境を学ぶ講座を実施しています。環境や3Rについて楽しみながら学ぶことのできる講座を開催し、体験を通じてごみと環境について考えるきっかけにすることを目的としています。

回	開催日	講座内容（実施団体）	参加者数	保育サービス利用者数
第40回	平成30年4月14日～ 平成30年9月8日	全6回連続講座 「生ごみみたい肥で野菜を作り、ごみを減らそう」 (クリーンむさしのを推進する会)	19	0
第41回	平成30年11月24日	「これであなたも料理マイスター!?ちよつとした料理のコツお教えします!」(マノ料理学園)	32	0

\*回数は、平成22年3月に開始した「クリーンセンター環境講座」からの通算回数です。（ただし、第10回目は、東日本大震災の影響で中止しています。）

#### ⑤イベントによる啓発事業

クリーンセンターでわかりやすい啓発事業を行うことで、身近な生活の中におけるごみを考えるきっかけを作り、ごみ減量への理解を推進していく。

開催日	内容
平成30年11月11日	環境フェスタの一部として実施 小型家電回収、パネル展示 (会場:武蔵野クリーンセンター 2F 見学者コース等)

#### ⑥ごみ減量出前講座

ごみに関する講演の要望があった際に、ごみの減量や資源化に関する啓発活動を行っています。  
(実施例)

団体名	実施内容
クリーンむさしのを推進する会	クリーンむさしのを推進する会地域集会（12カ所） クリーンむさしのを推進する会市民集会

#### ⑦後援事業

ごみ減量、分別に対する市民意識向上につながることから、市では次の事業を後援しています。

##### ・第30回 環境寄席

実施日 平成30年5月19日（土） 場所 武蔵野公会堂

環境・福祉・防犯・防災・交通安全を題材にした、武蔵野市在住の林家カレー子さんによる事業です。

#### ⑧クリーンセンター施設見学・環境啓発

平成29年度より稼働した新しいクリーンセンターでは、予約不要で自由に施設見学ができるようになりました。市内の小学4年生の社会科見学を含め、事前申込制での団体見学の案内も行っています。

年 度	自由見学	小・中学校		その他		合計	
		団体数	人数(人)	団体数	人数(人)	団体数	人数(人)
26	-	12	1,004	25	217	37	1,221
27	-	10	779	29	183	39	962
28	-	13	733	11	140	24	873
29	12,563	14	1,035	239	3,505	253	4,540

年 度	合計	自由見学		団体見学			
		人数(人)	団体数	人数(人)	社会科見学団体数(内数)	社会科見学人数(内数)	
30	24,714	21,448	175	3,266	〈14〉	〈947〉	

※自由見学には、市主催事業に併せて実施した施設開放時の来場者や、武蔵野クリーンセンター運営の一環として、市と共に運営事業者である株式会社むさしのEサービスが行ったエコマルシェ、子どもワークショップ等の啓発事業の参加者を含みます。

### 平成30年度実績

- ・イベント実施回数 16回
- ・延べ参加人数 11,827人

## 10 子ども向け環境学習の推進

### (1)夏休みごみ探検隊

次世代を担う子どもたちに、中間処理施設の見学・自然観察、最終処分場見学を通じ、ごみの排出・処理・ごみの行方について知ってもらうことで、ごみの減量・ごみと環境の関わり・自然環境保全に対する認識を深めてもらうことを目的としています。

実施日	平成30年8月22日（水）
参加者数	64名
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野クリーンセンター見学</li> <li>・風の子太陽の子広場で自然観察（青梅市）</li> <li>（むさしの自然史研究会講師：山崎 誠、井上 晓生、佐藤 尚衛、手塚 小織）</li> <li>・二ツ塚最終処分場見学（日の出町）</li> </ul>

### (2)副読本「ごみトコトン減らし読本」の作成

平成19年度より「ごみと生活」という副読本を配布していましたが、内容を訂正し新たに平成23年に副読本「ごみトコトン減らし読本」を作成しました。

子どもたちが、自分たちの暮らしと環境にどのような関わりがあるかを知り、環境に配慮した生活を行うようになることを目的に作成しています。

なお「ごみトコトン減らし読本」は、市主催事業に参加した子どもに適宜、配布しています。

### (3)ゲストティーチャー（出前授業）の実施

市内の小学校や中学校の授業にごみ総合対策課の職員が出向き、ゲストティーチャーとして授業に参加し、ごみ分別・減量・現状等についての講義を行っています。

30年度は井之頭小学校6年生に、武蔵野市の抱えるごみの課題について説明を行いました。

## 11 レジ袋削減の推進

市では、「ごみ減量協議会」の提言を受けて平成21年1月より「レジ袋削減会議」を立ち上げ、武蔵野市におけるレジ袋削減に関する現状・課題の把握及び実験を行い、市の実情に応じたレジ袋削減手法を、学識経験者・市民・事業者・行政で協議を行ってきました。

平成22年3月に武蔵野市レジ袋削減会議より市に提言書が提出され、市では提言書に基づいて市、武蔵野市ごみ減量協議会、事業者の協力のもと、レジ袋削減についての取り組みをはじめました。

### (1) レジ袋削減の目的

すぐにごみとして捨ててしまいがちなレジ袋を削減することで、ごみの減量を実現するとともに、「不要な物はもらわない」という意識を根付かせ、使い捨てのライフスタイルそのものを見直すきっかけとなります。

### (2) スーパーマーケットとの連携

「武蔵野市レジ袋削減会議」にて提言された、「武蔵野市におけるレジ袋削減に関する協定」を平成22年11月に締結、平成30年4月には取り組み内容に食品ロスの削減を加え、協定の名称を「武蔵野市におけるレジ袋削減等に関する協定」に変更しました。

レジ袋の使用削減とマイバッグの持参促進、食品ロスの削減など生活の中で市民の環境意識を向上させる取り組みを協働で進め、「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市」の形成を目指します。

「武蔵野市におけるレジ袋削減等に関する協定」締結事業者一覧

株式会社アトレ	サミット株式会社
株式会社イトーヨーカ堂	生活協同組合コープみらい
株式会社エコス	株式会社東急ストア
株式会社紀ノ國屋	株式会社ビッグ・エー
株式会社ダイエー	株式会社ライフコーポレーション
株式会社京王ストア	

### (3) コンビニエンスストアとの連携

平成25年3月、日本フランチャイズチェーン協会（JFA）がコンビニエンスストア各社の本社環境担当を集めて行う環境委員会に諮り、武蔵野市レジ袋削減協力店としてコンビニエンスストア全社一括でJFAを通じて参加することが了承されました。

市内協力店は、客に声かけをすることや、従業員の教育に取り組むことでレジ袋の使用を減らしていくことを目指します。

武蔵野市レジ袋削減協力店一覧

会社名	実施店舗
国分グローサーズチェーン株式会社	コミュニティ・ストア
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	セブン-イレブン
株式会社ファミリーマート	ファミリーマート
ミニストップ株式会社	ミニストップ
株式会社ローソン	ローソン
株式会社ローソンストア100	ローソンストア100

#### (4) レジ袋削減の取組

- ・環境にやさしい買い物キャンペーン（10月1日～10月31日）

日々の買い物の方法を工夫することが廃棄物の減量につながることを呼びかけるキャンペーンにおいて、レジ袋の削減を呼びかけました。

スーパーマーケットで啓発物品を配布したほか、コンビニエンスストアのレジ周辺にスタンドポップを掲示、市内路線バスと公共施設にポスターを掲示、三鷹駅と武蔵境駅の構内に横断幕を設置、市内商店街にフラッグを掲示しました。

#### スーパーマーケットでの啓発物品の配布概要

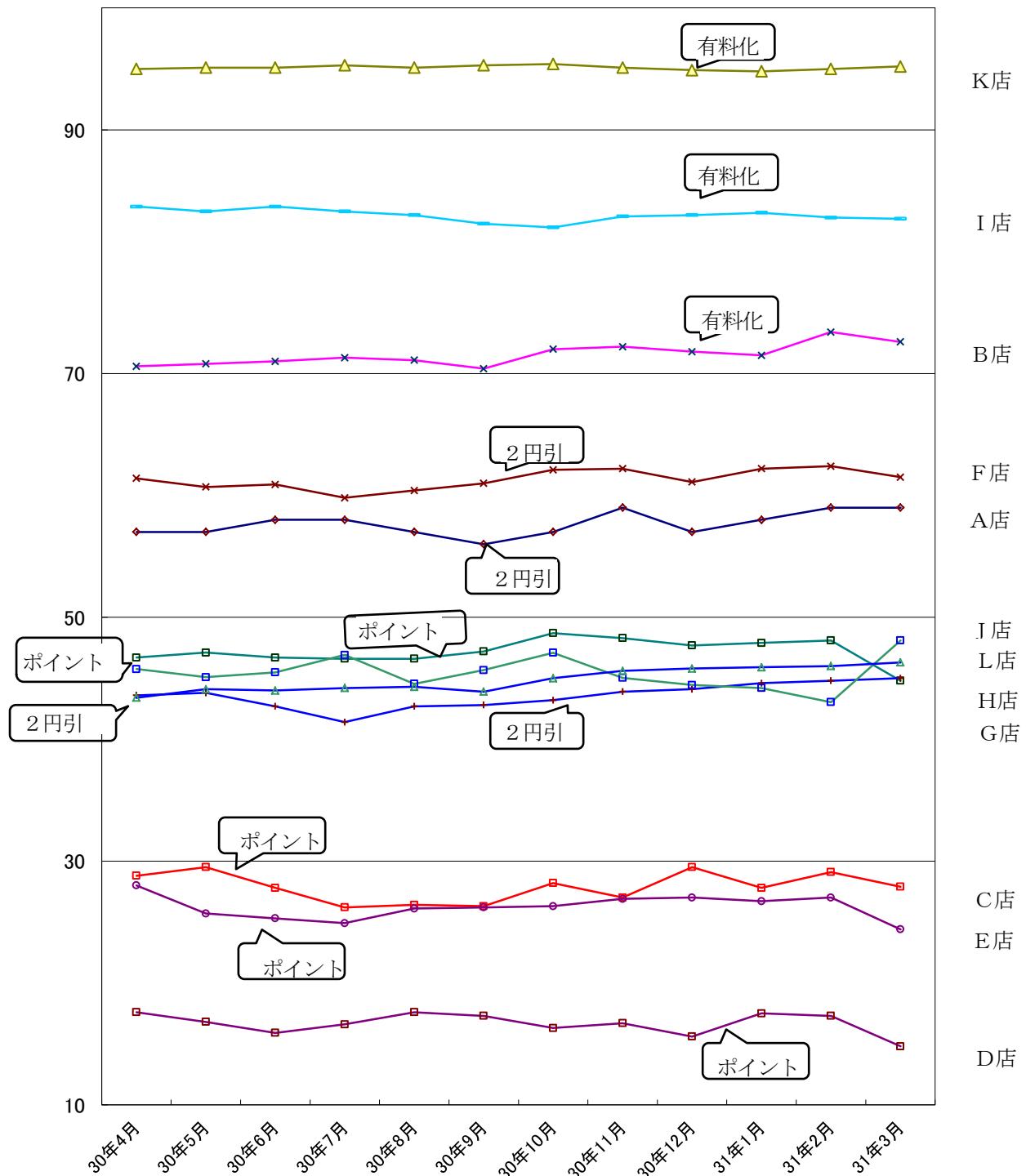
場所	日時	配布物（内は配布数）
グルメシティ武蔵境店 (境南町)	10月1日（月）16:00～17:00	ウェットティッシュ（205個）
紀ノ国屋吉祥寺店 (吉祥寺本町)	10月5日（金）11:00～12:00	ウェットティッシュ（163個）
ライフ吉祥寺駅南店 (吉祥寺南町)	10月17日（水）15:00～16:00	ウェットティッシュ（600個）
キッチンコート三鷹店 (中町)	10月24日（水）10:30～11:30	ウェットティッシュ（530個）
配布数 合計		1,498個

## (5) レジ袋辞退率について

平成22年11月に締結した「武蔵野市におけるレジ袋削減に関する協定」に基づき、毎年市内各店舗からレジ袋辞退率の報告を受けています。平成30年度の実績は以下のとおりです。

### 武蔵野市におけるレジ袋削減に関する協定締結事業者 平成30年度 市内店舗辞退率

(%)



(※ … レジ袋を辞退した場合の各店の対応 平成31年3月現在)

## 12 クリーンむさしのを推進する会との連携

市では、全市的な規模で組織された環境市民団体「クリーンむさしのを推進する会」に補助金を交付し、活動の支援を行っています。また、「武藏野ごみニュース」の全戸配布・イベントごみの分別指導等を、市との協働事業として運営しています。

同会は、地域においてごみ減量・資源化への協力、リサイクル活動、集会の開催など積極的な活動を市と協調、連携しながら行っています。また、生ごみ処理容器の普及斡旋なども行っています。

### (1) クリーンむさしのを推進する会の主な活動

#### ・定期集会の開催

定期総会 平成30年5月23日（水）武藏野市役所811会議室 参加者：97名

地域集会 12会場 12地域 373名

役員会（年12回）、支部長会（年6回）、地域活動（12支部）、研修（年2回）

市民集会 平成31年2月25日（月）芸能劇場 参加者：129名

集会テーマ「4月から資源ごみ収集が減ります～どうする？ごみがたまっちゃう？～」

#### ・各イベントへの参加

イベント名	実施日	開催場所など
武藏野桜まつり	平成30年4月1日（日）	むさしの市民公園
くらしフェスタ	平成30年9月28日（金） ～9月29日（土）	武藏野プレイス
環境にやさしい買い物キャンペー	平成30年10月	・グルメシティ・紀ノ国屋 ・ライフ・キッチンコート
むさしの青空市	平成30年11月11日（日）	むさしの市民公園
市内一斉清掃	平成30年11月25日（日）	市内全域
ごみ分別案内所	平成31年3月25日（月） ～3月29日（金）	市役所ロビー (来訪者数：595名)

#### ・環境にやさしい買い物キャンペーン

実施期間 平成30年10月

内 容 レジ袋削減・マイバッグ持参の意義を周知。市内各店舗・商店会と連携して、店頭でのウェットティッシュの配布といったキャンペーンに参加しました。

#### ・専門部会、チーム活動

クリーンむさしのを推進する会の基本問題の検討、生ごみチームの生ごみ減量・堆肥化・啓発、落葉チームの落葉の堆肥化、容器チームのペットボトルの発生抑制と店頭回収、お茶碗チームのお茶碗リユースなど年間を通じて実施。

#### ・お茶わんリユース

コミセンでの配布	吉祥寺東町、吉祥寺南町、吉祥寺北、けやき、吉祥寺西、中央、西久保、八幡町、境南、桜堤、緑町、関前、本宿、西部	配布量 858kg
イベントでの配布	武蔵野桜まつり、むさしの青空市、ごみ分別案内所、エコマルシェ	

#### ・生ごみ処理容器の斡旋

昭和59年より実施

平成30年度斡旋台数 コンポスター6件（中古品含む）

平成30年度「生ごみ活かす君」モニター48件

#### （2）協働事業への会員参加

##### ・「武蔵野ごみニュース」全戸配布

11月実施 198名 77,478枚配布

3月実施 195名 77,824枚配布

##### ・イベントごみの分別指導

さくらまつり … 会員実働29名

青空市 … 会員実働25名

### 13 環境美化推進員制度（平成29年度をもって廃止）

条例に基づき、廃棄物の発生の抑制・減量・地域環境の美化等自ら実践するとともに、ごみの減量・リサイクル、地域の環境美化などについて行政と市民をつなぐパイプ役として、市の施策への協力及び提言、その他の活動を目的として、市長が委嘱していました。

任期（12期目） 平成28年4月1日～平成30年3月31日（2年任期）

推進員数 71名（平成29年度末時点）

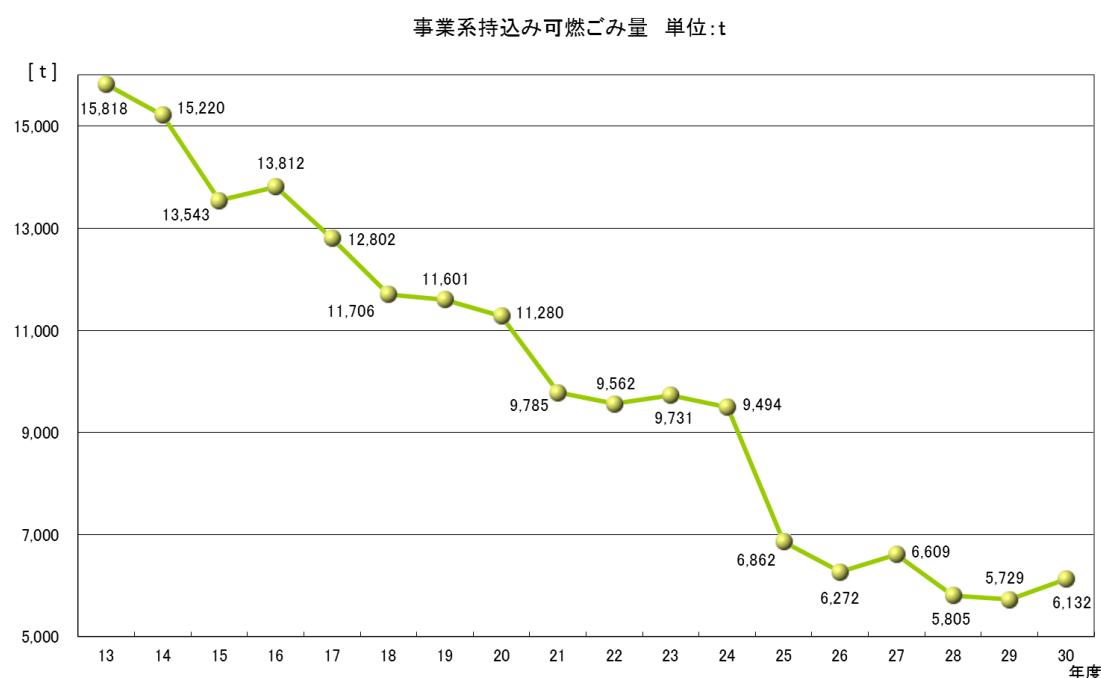
なお、戸別収集が開始された平成16年10月以降、主たる目的であった地域のごみステーションの美化の問題が解決されたこと、また、それ以後も地域全体のまちの美化に軸足をづらして活動を続けてきたものの、その状況も改善されてきましたこともあり、本制度は平成29年度をもって廃止しました。

## 14 事業系一般廃棄物の減量・資源化の取組

### (1) 事業系ごみ対策と経過

「吉祥寺」という都内有数の繁華街をもつ武蔵野市では、バブル崩壊後も右肩上がりで増え続ける事業系ごみをいかに削減させるかが大きな課題でした。そのため、平成14年4月に事業系ごみ対策専門の調査指導係を新設し、「事業系ごみの減量指導」を強化して事業系ごみの減量に努めました。

まず、月に10トン以上の廃棄物を排出する多量排出事業者に対し、平成14年・15年度は雑紙資源化指導、17年度は廃プラ分別指導、18年・19年度は生ごみ資源化指導などの取組を強化することにより、クリーンセンター搬入量大幅減量の成果を上げ、平成13年度実績と比較すると平成30年度は、約39%の搬入量となっています。その取組の一つとして市では、事業系一般廃棄物の雑紙や生ごみの全量資源化を実践してきた多量排出事業者に対し、ごみ減量資源化推進事業者（Ecoパートナー）として認定表彰しています。また、より一層の事業系ごみの削減を図るため、平成25年4月より、多摩地区でもっとも安い設定となっていた事業系一般廃棄物処理手数料を改定し（20円/kg→40円/kg）、事業系ごみ資源化の促進を図りました（手数料改定前後の生ごみ資源化量の推移については、次ページのグラフ「事業系生ごみの資源化量」参照）。今後は、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に起因した流入人口の変動及び中国の廃棄物資源禁輸措置の影響による搬入量の増加が予想されるため、事業者数、景気及びリサイクル市場の動向に注視し、引き続き事業系ごみの減量指導の取り組みを検証・継続します。また、事業系生ごみの資源化施設（登録再生利用事業者）の受け入れの動向（受け入れ基準の変更等）も隨時把握する必要があります。



### (2) 多量排出事業者への指導

廃棄物の処理と清掃に関する法律第6条の2第5項は、「市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる」と、定めています。

また、武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例（以下「条例」という）では、「多量の廃棄物を排出する事業者は、廃棄物の発生の抑制・減量及び適正な処理を図るため、廃棄物管理責任者を選任し、再利用に関する計画書を市長に提出しなければならない」と規定しています。

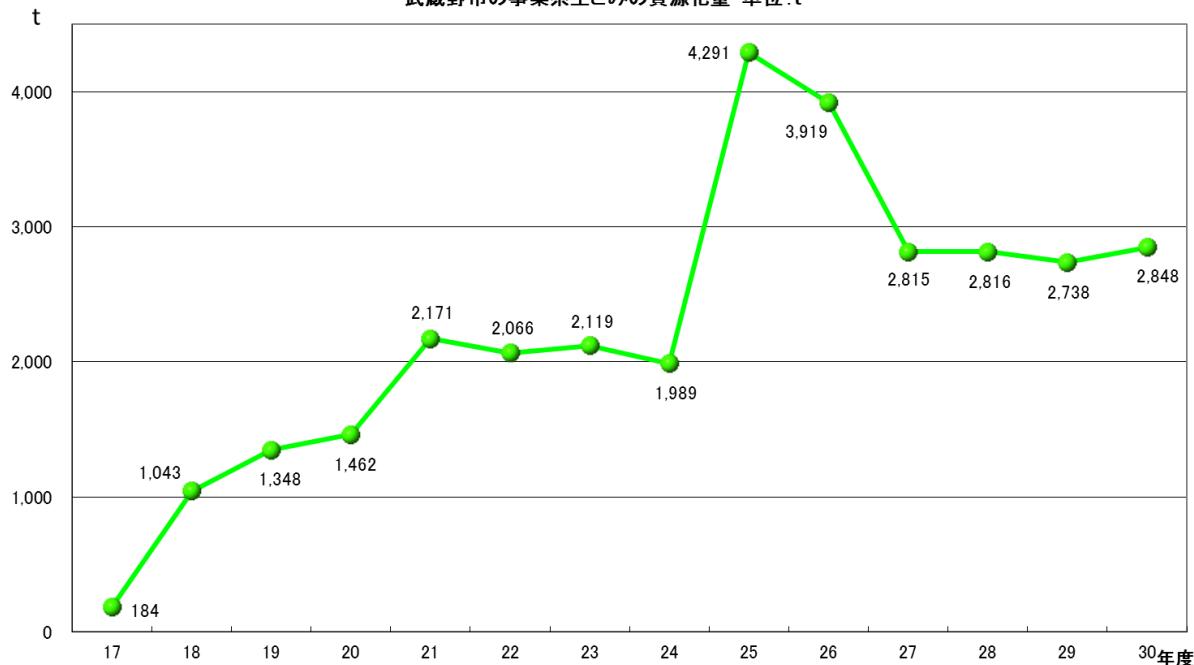
条例の規定による多量の廃棄物とは月に10トン以上の排出量を指し、該当する事業所（平成30年度・市内43箇所）に対しては、再利用計画書の実施状況の確認及び廃棄物の減量・再利用を推進するため、年間100回程度の立入検査を実施し、それにもとづいた指導（詳細な検査報告書を作成し訪問指導）を行っています。

平成30年度までに提出された再利用計画書の廃棄物の資源化・再利用計画量及び事業系生ごみの資源化実績量は以下のとおりとなっています。

再利用計画書計画量

年度	事業所数	発生量 (t)	資源化量 (t)	資源化率 (%)
21	39	12,353	9,071	73
22	38	11,715	9,123	78
23	37	11,407	9,172	80
24	40	11,727	9,391	80
25	40	11,612	9,214	79
26	43	12,337	10,065	82
27	43	11,848	9,646	81
28	43	11,654	9,379	80
29	43	11,343	9,152	81
30	43	12,040	9,552	79

武蔵野市の事業系生ごみの資源化量 単位:t



## ※多量排出事業者への減量・資源化指導のながれ



### (3) その他の取組

#### ①事業系持込みごみ搬入検査及び展開検査、並びに事業系一般廃棄物処理手数料の改定

都内有数の商業地域である吉祥寺地区を抱える本市としては、より一層の事業系ごみの削減を図ることが必要です。そのため、収集運搬を担当している一般廃棄物処理業許可業者に対して、持込みごみの搬入検査（目視による内容物検査）及び展開検査（検査機による内容物検査）を実施して適正排出指導を行っています。また、平成 25 年 4 月より、多摩地区最低料金となっていた事業系一般廃棄物処理手数料を改定し（20 円/kg→40 円/kg）、事業系ごみの適正な負担及び減量資源化の促進を図りました。

#### ②小規模事業者への排出確認調査

小規模事業者（一日平均 10 kg 以下のごみを排出する事業者）が有料ごみ処理袋で排出するごみは市が収集しています。これらの排出確認調査は、平成 9 年度の事業系ごみ有料化以降、市職員数名により収集前の有料ごみ処理袋を開封するなどの形で実施してきました。しかし調査対象事業所数（市内約 4,800 箇所）が膨大なため、すべての事業所の調査を一巡するのに数年を要していましたこと、また平成 16 年 10 月から実施した家庭ごみの有料化以降、事業系有料ごみ処理袋より安価な家庭用有料ごみ処理袋を使用して不適正な排出をする事業者が確認されてきたことを受け、平成 21 年度からは可燃ごみ収集委託業者と連携して開封調査等を実施しました。その結果、適正排出事業所は 4,134 箇所（平成 31 年 3 月 31 日現在）となり、事業系有料ごみ処理袋の適正排出率は実施前の 44.0%（平成 19 年度）から 86.2%（平成 30 年度末）へ向上しました。

#### ③優良事業者表彰制度（Eco パートナー）

ごみの分別・減量及び生ごみ・雑紙の全量資源化を実施してきた優良な事業者を表彰することにより、その功績を認定する制度を創設しました。市報などにおいて公募し申請のあった事業者に対して立入検査、確認調査、審査などをおこない認定表彰事業者を決定しています。また審査過程においては公平性を期するため、商店会連合会役員等を含めた第三者委員会を設置しています。平成 26 年度より認定基準を見直し、市内すべての事業者にごみの減量及び資源化を動機付ける制度として新たな形で継続しています。平成 30 年度は 29 事業者が認定表彰されました。

平成 30 年度 ごみ減量資源化推進事業者（Eco パートナー）認定表彰者

亜細亜学園	アトレ吉祥寺店	イトーヨーカ堂武蔵境店
いなげや武蔵野桜堤店	いなげや武蔵野関前店	いなげや武蔵野西久保店
井の頭自然文化園	NTT 武蔵野研究開発センタ	エフエフビル管理組合
吉祥寺第一ホテル	吉祥寺東急 REI ホテル	キラリナ京王吉祥寺
コピス吉祥寺	サミットストア武蔵野緑町店	J R 吉祥寺駅
成蹊学園	西友吉祥寺店	ダイヤパローレビル
東急百貨店吉祥寺店	パルコ吉祥寺店	ファミリープラザビル
丸井吉祥寺店	三鷹東急ストア	ミニコーポ武蔵野店
武蔵野給食センター	武蔵野赤十字病院	モンテローザ
横河電機	ヨドバシ吉祥寺	

## IV まちの美化と喫煙マナー

### 1 清掃活動

#### (1) 市内一斉清掃

##### ①ごみゼロデー～市内三駅周辺一斉清掃～

実施日：平成30年6月3日（日）

清掃場所：吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅周辺

参加人数：953名

ごみ回収量：可燃 90kg

不燃 50kg

##### ②市内全域一斉清掃

実施日：平成30年11月25日（日）

清掃場所：吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅周辺、主要道路、公園・遊歩道他

参加人数：4,923名

ごみ回収量：可燃 1,540kg

不燃 110kg

#### (2) 朝一番隊清掃

平成14年3月から吉祥寺駅周辺において、有償ボランティアによる「吉祥寺朝一番隊」を立ち上げ、平成15年4月からは三鷹駅、武蔵境駅周辺にも「三鷹朝一番隊」「武蔵境朝一番隊」を拡充し、毎週日曜日の早朝に三駅周辺の清掃活動を実施しています。

#### 平成30年度 朝一番隊清掃実績

名称	内容	構成員	登録者	毎回参加予定者	延べ参加者
吉祥寺朝一番隊	毎週日曜日8時～9時の1時間三駅周辺で啓発の呼びかけや清掃活動		25名	20名	779名
三鷹朝一番隊	（但し、ごみゼロデーと市内一斉清掃日を除く）	一般公募市民	28名	15名	661名
武蔵境朝一番隊			21名	20名	809名
計			74名	55名	2,249名

#### (3) ミカレット

“美化”と“トイレット”的2つの言葉をあわせた名前の公衆トイレ「ミカレット」は、昭和45年にJR吉祥寺駅南側に設置されたことに始まり、現在では市内4箇所に設置されています。

名称	所在地
ミカレット きちじょうじ	吉祥寺南町2-2 *
ミカレット みたか	中町1-14
ミカレット さかいみなみ	境南町2-3
ミカレット さくらづみ	桜堤2-1

\*ミカレットきちじょうじ：平成26年3月末、京王井の頭線高架橋下に移転新設。

## 2 ようこそ美しいまち推進事業（喫煙マナーアップ）

路上での喫煙は、煙が不快感を与えるだけでなく、他人にやけどを負わせる危険があります。また、たばこのポイ捨てはまちの美観を損ねます。このため、平成16年4月より吉祥寺駅周辺を、平成17年7月からは三鷹駅北口と武蔵境駅周辺を路上禁煙地区に指定し、さらに、各駅に設置された「ようこそ美しいまち委員会」を中心に協働して喫煙マナーを向上させるキャンペーンを継続的に開催し、「安全で清潔な美しいまち武蔵野」をめざしてきました。路上禁煙地区の指定以来、歩行喫煙者や煙草のポイ捨てが減少し、喫煙マナーは大きく向上しました。しかし、広場などの公共空間での喫煙は、市民や来街者など、多くの方々から受動喫煙により不快な思いをされることが多く、マナーポイント（喫煙場所）の廃止を希望する意見が多く寄せられていました。それらの意味等を踏まえ、平成26年2月には吉祥寺駅北口広場内のマナーポイントが廃止され、平成26年4月には三鷹駅北口及び武蔵境駅北口・南口のマナーポイントが廃止されました。

### （1）マナーポイントの廃止に至るまでの経緯

平成16年の吉祥寺駅周辺をはじめとして、段階的に三鷹駅北口及び武蔵境駅の三駅周辺を路上禁煙地区に指定し、マナーポイントで喫煙する分煙方式をとどきました。

そのような中、平成24年12月に吉祥寺駅周辺の関係者から、平成26年4月に吉祥寺駅北口広場の整備や南北自由通路の完成、京王吉祥寺駅ビルのリニューアルなど大きく街が変わるタイミングに、玄関口である駅前に喫煙所があるのはふさわしくないと、駅前広場ロータリー内に設置しているマナーポイントを移設してほしいという要望がありました。また、武蔵境駅周辺でも、平成26年度より北口駅前広場の整備事業を開始するため、2か所あるマナーポイントの移設先の確保が課題となっていました。

このような状況を踏まえ、市としては、移設場所の検討を続けましたが、新たな場所を確保することが困難な状況でした。そこで平成25年10月から、今後のマナーポイントの在り方を街として検討するため、「ようこそ美しいまち委員会」の再設置に向け、地元関係者と協議に入りました。吉祥寺駅周辺については、現在吉祥寺駅周辺のまちづくりについて協議する組織「吉祥寺活性化協議会」（商店会、大型店舗、交通関係者などで構成）で議論していく方法をとり、三鷹駅北口周辺及び武蔵境駅周辺については、地元商業関係者、市民団体、交通関係者などで構成する「ようこそ美しいまち委員会」を平成25年12月に再度立ち上げました。「ようこそ美しいまち三鷹駅北口委員会」及び「ようこそ美しいまち武蔵境委員会」はそれぞれ2回開催し、「吉祥寺活性化協議会」では、協議会内に設置している「環境整備委員会」、「商店会部会」及び全体会の「幹事会」において、マナーポイントのあり方について協議しました。

その結果、代替場所の設置は困難であり、来街者が気持ちよく街に来ていただくために、三駅周辺に設置しているマナーポイントを廃止するとの方向性が示されました。市としてもこの結果を重く受けとめ、マナーポイントの廃止を決定しました。

これを受け、吉祥寺駅北口広場内のマナーポイントについては、平成26年4月のJR吉祥寺駅南北通路完成及び京王吉祥寺駅ビルの完成に合わせ、広場の整備工事開始日になっていた平成26年2月12日をもって廃止しました。また、三鷹駅北口及び武蔵境駅北口・南口のマナーポイントについても、平成26年4月1日に廃止しました。

(2) 路上禁煙エリア（マナーポイント廃止後）

① 吉祥寺



② 三鷹



③ 武藏境



### (3) マナーポイント廃止前後の喫煙マナー

マナーポイント廃止後の喫煙マナー状況の把握のため、定点の調査地点を定め、年2回、歩行者数、喫煙者数及び路上のたばこの吸い殻本数の計測を行っています。

- ① 吉祥寺駅周辺（サンロード、ダイヤ街、元町通り、平和通り、パークロード）

#### 【歩行喫煙者数の推移】

(単位:本)

観測時期	廃止前			廃止後(平成30年度)							
	平成26年2月7日(金):晴			平成30年9月6日(木):曇時々晴				平成31年2月27日(水):曇時々晴			
	歩行者数 (人)	喫煙者数 (人)	喫煙率 (%)	歩行者数 (人)	喫煙者数 (人)	喫煙率 (%)	廃止前との 喫煙者の 増減	歩行者数 (人)	喫煙者数 (人)	喫煙率 (%)	廃止前との 喫煙者の 増減
朝 (7時30分～8時30分)	8,000	11	0.14	8,134	4	0.05	△7人 (△0.09)	9,026	7	0.08	△4人 (△0.06)
昼 (12時～13時)	13,745	1	0.01	10,186	0	0.00	△1人 (△0.01)	13,813	2	0.01	1人 (0.00)
夕 (17時～18時)	13,680	2	0.01	16,015	5	0.03	3人 (0.02)	14,836	5	0.03	3人 (0.02)
計	35,425	14	0.04	34,335	9	0.03	△5人 (△0.01)	37,675	14	0.04	0人 (0.00)

#### 【吸い殻の散乱状況の推移】

(単位:本)

回収時期	廃止前		廃止後(平成30年度)			
	平成26年2月 7日(金):晴		平成30年9月6 日(木):曇時々 晴	吸い殻 廃止前との増減	平成31年2月 27日(水):曇 時々晴	吸い殻 廃止前との増減
朝(7時～7時30分)	305		331	26 増	149	156 減
夕(18時～18時30分)	21		23	2 増	58	37 増
計	326		354	28 増	207	119 減

- ② 三鷹駅周辺（中央大通り、桜通り、中町新道）

#### 【歩行喫煙者数の推移】

(単位:本)

観測時期	廃止前			廃止後(平成30年度)							
	平成26年3月18日(火):晴			平成30年9月10日(月):晴のち雨				平成31年3月1日(金):曇			
	歩行者	喫煙者	喫煙率 (%)	歩行者数 (人)	喫煙者数 (人)	喫煙率 (%)	廃止前との 喫煙者の 増減	歩行者数 (人)	喫煙者数 (人)	喫煙率 (%)	廃止前との 喫煙者の 増減
朝 (7時30分～8時30分)	9,770	5	0.05	11,231	2	0.02	△3人 (△0.03)	12,074	2	0.02	△3人 (△0.03)
昼 (12時～13時)	4,017	0	0.00	3,283	1	0.03	1人 (0.03)	4,476	0	0.00	0人 (0.00)
夕 (17時～18時)	5,601	5	0.09	5,268	4	0.08	△1人 (△0.01)	6,313	0	0.00	△5人 (△0.09)
計	19,388	10	0.05	19,782	7	0.04	△3人 (△0.01)	22,863	2	0.01	△8人 (△0.04)

### 【 吸い殻の散乱状況の推移 】

(単位:本)

回収時期	廃止前		廃止後(平成30年度)			
	平成26年3月18日(火):晴	平成30年9月10日(月):晴のち雨	吸い殻 廃止前との増減	平成31年3月1日(金):曇	吸い殻 廃止前との増減	
朝(7時~7時30分)	50	47	3減	17	33減	
夕(18時~18時30分)	87	11	76減	22	65減	
計	137	58	79減	39	98減	

- ③ 武蔵境駅周辺（すきっぷ通り、境南ふれあい広場北側道路、武蔵野プレイス東側道路、イトヨーカドー東館北側および西側道路）

### 【 歩行喫煙者数の推移 】

(単位:本)

観測時期	廃止前			廃止後(平成30年度)							
	平成26年3月25日(火):晴			平成30年9月7日(金):曇時々晴			平成31年3月5日(火):晴				
	歩行者 (人)	喫煙者 (人)	喫煙率 (%)	歩行者数 (人)	喫煙者数 (人)	喫煙率 (%)	廃止前との 喫煙者の 増減	歩行者数 (人)	喫煙者数 (人)	喫煙率 (%)	廃止前との 喫煙者の 増減
朝 (7時30分~8時30分)	3,192	2	0.06	3,776	3	0.08	1人 (0.02)	3,870	3	0.08	1人 (0.02)
昼 (12時~13時)	5,712	1	0.02	5,060	4	0.08	3人 (0.06)	4,059	1	0.02	0人 (0.00)
夕 (17時~18時)	5,825	3	0.05	5,248	2	0.04	△1人 (△0.01)	5,768	3	0.05	0人 (0.00)
計	14,729	6	0.04	14,084	9	0.06	3人 (0.02)	13,697	7	0.05	1人 (0.01)

### 【 吸い殻の散乱状況の推移 】

(単位:本)

回収時期	廃止前		廃止後(平成30年度)			
	平成26年3月 25日(火):晴	平成30年9月7日 (金):曇時々晴	吸い殻 廃止前との増減	平成31年3月5 日(火):晴	吸い殻 廃止前との増減	
朝(7時~7時30分)	42	57	15増	39	3減	
夕(18時~18時30分)	30	21	9減	11	19減	
計	72	78	6増	50	22減	

### (4) 市の路上喫煙対策について

- ① マナー推進員の巡回指導の強化

平成25年度までは、マナー推進員2名が1チームとなり、路上禁煙地区の周知と喫煙者に対する指導のため巡回を行い、路上禁煙地区内で喫煙している人に対しては、マナーポイント(喫

煙所)で喫煙するよう指導していました。

平成26年度より、路上禁煙地区内に設置していたマナーポイント(喫煙所)を撤去したことにより、巡回日数を増やしました。吉祥寺駅周辺については、平成25年度116日を平成26年度214日と約1.8倍に、三鷹駅北口・武蔵境駅周辺については、平成25年度102日を平成26年度194日と約1.9倍に増やしました。

## ② マナーアップキャンペーン

平成30年度に喫煙マナー啓発フラッグを作成し、三鷹駅北口地区、武蔵境駅地区の各商店街の街路灯に計566枚を掲示しました。

## ③ 今後の検討について

日本たばこ産業(JT)と情報交換しながら、受動喫煙の影響の少ない喫煙場所のあり方、民間事業者が公共的喫煙場所を設置することに対する支援等について研究を行っていきます。

市内の駅周辺の路上及び市内の店舗、事務所等の室内における喫煙に係る総合的かつ効果的な対策について検討及び調整を行うため、平成30年7月に喫煙対策庁内調整会議を設置し、検討を行っています。

## V し尿処理

### 1 し尿処理の概要

#### (1) 概要

本市の下水道の普及状況は、昭和42年でわずか17.8%であり、建設費についてもほとんど一般財源に依存していましたが、昭和45年4月から受益者負担金制度の実施にともない国の補助金や起債が大幅に増えたため、普及率は急激に上昇し、昭和45年1月には第1処理区、昭和49年3月には第2処理区が処理開始となり第3処理区については昭和62年4月より処理開始となりました。これによって全市域 100%が供用を行っています。汚水管渠整備率では昭和55年度末で100%となりました。

公共下水道処理面積、推定処理人口及び普及率

年度	住民基本台帳人口(A)	排水面積(B) : ha	処理面積(C) : ha	推定処理人口(D)	水洗化人口(E)	面積(C/B)	処理対象(D/A)	水洗化人口(E/A)
平成 26	142,108	1,073	1,073	142,108	142,099	100.0%	100.0%	99.9%
平成 27	143,251	1,073	1,073	143,251	143,242	100.0%	100.0%	99.9%
平成 28	143,864	1,073	1,073	143,864	143,855	100.0%	100.0%	99.9%
平成 29	145,016	1,073	1,073	145,016	145,008	100.0%	100.0%	99.9%
平成 30	146,128	1,073	1,073	146,128	146,122	100.0%	100.0%	99.9%

\*住民基本台帳人口は10月1日現在の数字、外国人登録人口を含む。

\*水洗化人口には、し尿槽人口を含む。

#### (2) し尿収集のしくみ

収集の形態は、当初より直営及び業者に委託し、処理していました。汲取り収集量は、昭和47年当時1日100～120kℓで一旦、中継所構内のし尿中継槽に集められ、大型バキューム車(6,200ℓ)に積み換えて約17km先の湖南衛生組合処理場に搬送して処理していましたが、昭和58年9月より中継槽を廃止し、組合まで直送しています。収集は、月2回汲取りし、作業は毎日直営1台、委託1台により全市を直営8地区、委託13地区に分けて1日1地区の割合で収集していました。しかし、湖南衛生組合処理場稼動後は昭和41年度の収集量50,203.8kℓを最高に減少し続けています。昭和62年度に、公共下水道の普及率が100%になったことにともない、昭和63年6月1日より市の直営を廃止し、委託10地区、収集回数を月2回とし、委託1台としました。

なお、し尿処理手数料については、東京都の無料化にともない、本市も昭和54年4月より一般家庭のし尿汲取り手数料を廃止しました。しかしながら、全市域で下水道供用開始後10年を経過した平成9年4月より再び有料化を実施しました。

また、平成30年度仮設トイレのし尿汲取りは、年間378件の申請にもとづき458仮設便槽の収集を実施しました。

### 2 し尿槽の清掃

し尿槽の清掃は、民間の業者に許可を与えて処理し残渣物は100倍に希釈し、構内下水放流装置により処理していましたが、昭和52年8月で中止し、中継所内の中継槽に溜め、大型バキューム車で、し尿と同じ湖南衛生組合のし尿処理場へ搬入していました。

しかし、昭和58年9月には中継槽を廃止し、組合まで直送しています。

### 3 し尿処理量の推移

#### し尿処理

年度	総人口	下水道 人口	浄化槽 人口	し尿 人口	し尿 収集量 (kℓ)	直 営 (kℓ)	委託 (kℓ)	し尿槽 清掃 (kℓ)
平成 21	137,552	137,542	—	10	61	—	61	67
平成 22	138,285	138,275	—	10	68	—	68	69
平成 23	138,278	138,269	—	9	65	—	65	52
平成 24	138,582	138,573	—	9	98	—	98	56
平成 25	140,598	140,589	—	9	121	—	121	60
平成 26	142,108	142,108	—	9	91	—	91	65
平成 27	143,251	143,251	—	9	80	—	80	72
平成 28	143,864	143,864	—	9	74	—	74	83
平成 29	145,016	145,008	—	8	91	—	91	112
平成 30	146,128	146,122	—	6	81	—	81	167

\*総人口は10月1日現在の数字、外国人登録人口を含む。

\*し尿収集量には、仮設便所汲取量を含む。

### 4 し尿処理施設

#### 処理場の概要

設立年月日	昭和36年6月1日
名 称	湖南衛生組合（湖南処理場）
所在地	東京都武蔵村山市大南5丁目1番地 電話 042-561-1551
構成団体	武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市 当初「武蔵野・小金井・村山地区衛生組合」として設立許可。 昭和40年5月1日「湖南衛生組合」と名称変更と共に小平市及び大和町（現東大和市）が加入。
組 織	組合議会議員10名（平成23年4月1日より） 管理者1名、副管理者4名、監査委員2名、会計管理者1名 一般職員3名
処理能力	4. 1 kℓ/日 前処理希釈放流方式

\*平成28年4月、新処理施設稼働開始。

## VI 資料

### 1 廃棄物処理手数料の変遷

施行年月日	分類区分	単価(円/kg)		徴収基準	動物の死体 (1体につき)	し尿	家庭廃棄物
		収集	持込				
S23. 6. 1	(廃木清掃手数料)					1ヶ月 3円	
S24. 4. 1	(廃木・雑芥)					1ヶ月 10円	
S27. 4. 1						1ヶ月 20円	
S29. 9. 13	(汚物手数料) ごみ・燃えがら・汚でい・ふん尿・犬、 猫、ねずみ等の死体	1	0.5	1日の平均10kg以上の 排出者について徴収 出者	200円	1世帯2人以下 3人以上 多量=従量制 多量=従量制 一般家庭のし尿料金無料化	30円 50円+30円 (人数-2) 360 30円
S38. 4. 1	(汚物手数料) ごみ・燃えがら・汚でい・ふん尿・犬、 猫、ねずみ等の死体	1	0.5	月平均100kg以上の排 出者		野良犬、野良猫などのみで飼 犬などは、受け付けず	
S42. 4. 1						600円	一般家庭無料 1ℓ 3円
S45. 4. 1		7	3			1,300円	一般家庭無料 1ℓ 5円
S47. 4. 1	(廃棄物処理手数料) ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚でい・ふ ん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の 死体その他の汚物又は不要物であつて固 形状又は液状のもの	11	5			1,300円	一般家庭無料 1ℓ 9円
S51. 8. 1	(廃棄物処理手数料) ごみ・粗大ごみ・ふん尿・動物の死体	18	10	1日の平均10kg以上 の排出者の排出量200kg以 上の排出者		1,500円	一般家庭無料 1ℓ 9円
S55. 6. 1		22				2,000円	一般家庭無料 1ℓ 11円
S60. 4. 1				占有者が 同時に多 量に排出 した場合			一般家庭無料 1ℓ 20円
H1. 4. 1	(廃棄物処理手数料) ごみ・粗大ごみ・ふん尿・動物の死体	32	20			2,500円	一般家庭 1月 2,000円 1ℓ 20円
H5. 6. 15	(廃棄物処理手数料) ごみ・粗大ごみ・ふん尿・動物の死体						
H9. 4. 1	(廃棄物処理手数料) ごみ・粗大ごみ・し尿・動物の死体						
H9. 9. 1	(H9. 10. 1 (廃棄物処理手数料) 実施) 事業系廃棄物・し尿						
H16. 10. 1	※一日平均10kg以下の場合で、行政収集 を利用した際の事業系廃棄物処理手数料	32	20	1日の平均が10kg以 下の事業者 *3		4,000円	
H17. 4. 1	*3・可燃共通用 200袋 110円/枚 450袋 250円/枚 ・資源物用 300袋 30円/枚			1日の平均が10kgを 超える量の事業者 *2 (H25. 4. 1～*5)			
H21. 4. 1						廃止	一般家庭 1月 2,000円 1回1便 橋 10,000円
H25. 4. 1		32 *1	55 *5	20 *1	40 *5		

\*1 粗大ごみその他の家庭廃棄物を臨時に排出する占有者  
市長が指定する場所に直接搬入する者は事業者  
\*2 平成9年10月1日から実施された事業系廃棄物処理手数料  
\*3 平成16年10月1日から実施された家庭用一般廃棄物処理手数料  
\*4 事業系一般廃棄物を排出する事業者（し尿を排出する場合を除く。）  
\*5 粗大ごみシール券による一般廃棄物処理手数料については「II (3) ①粗大ごみの出し方」参照

## 2 あゆみ

### (1) 清掃事業のあゆみ

明治 22	4月 1日 吉祥寺・西窪・関前・境の4カ村が1村となり武藏野村となる 人口3,000人、戸数485戸
33	3月 7日 汚掃除法公布(明治33年4月1日施行)
昭和 3	11月 10日 町制施行 人口13,000人、戸数2,600戸
22	11月 3日 市制施行 人口60,000人、世帯数15,700世帯
23	4月 24日 武藏野市汚物掃除規定制度 4月 24日 武藏野市塵芥掃除手数料徴収条例制定 5月 28日 市課に関する条例改正告示 衛生課にあつた清掃係を独立させ清掃課新設 9月 20日 武藏野市塵芥掃除受託規定制度 中村組の請負によるごみ収集実施 対象は申込制による、約3,000世帯
24	市の直営にきりかえる 収集作業員11名、6,000世帯から年間1,907t収集 手数料一世帯10円 8月 清掃課を衛生課に吸収、清掃係へ
25	塵芥は市内養豚農家へ、雑芥は多摩村菊地焼却場及び市内や周辺地の爆弾の穴へ処分。オート三輪、荷車により各戸収集
26	各戸収集した雑芥は、仮集積所(市内4カ所)に一時集積し、自動車で運搬処理。雑芥の処分地は全面的に市外となる
27	厨芥の排出量が増加し、厨芥桶を100本試験的に使用。収集作業員17名、自動車1台、オート三輪1台、リヤカー1台、手車15台の体制となる
28	トレーラーを3台購入し、手車より積みかえ、ジープで牽引して処分場へ搬入 塵芥焼却場用地交渉不成功。候補地は、 ① 境1,698番地(桜堤2丁目) ② 境上水北當団西側(桜堤3丁目) ③ 小平町長窪 ④ 田無町西原2,494
29	収集月量10万貫(375t)越す。 吉祥寺北口ごみ捨場を閉鎖し、振鈴によりトレーラーに持ち込む。 4月 22日 清掃法公布 7月 1日 清掃法施行 9月 13日 武藏野市清掃条例公布施行 9月 13日 武藏野市塵芥掃除手数料条例廃止
30	1月 31日 武藏野三鷹地区保健衛生組合設立(総行地収第30号許可) 三鷹市内に焼却場用地物色
31	人口増加に伴い、ごみ排出量が増加。6カ所の仮積場に殺菌、防臭のため薬品散布。 <この年神武景氣でにぎわう> 埼玉県武蔵町(現在の入間市)の町有地1,800坪を借地契約し、埋立処理を開始する。
32	都営、公団住宅等の建設により人口急増。収集世帯が1万を越す。 これに対応するためアルバイト作業員およびオート三輪1台増車。
33	2月 焼却工場用地 三鷹市新川18番地(津村順天堂他52,519m <sup>2</sup> )を買収。 用地買収費を含め32,169,000円。 9月 5日 バッチ式固定焼却炉(三機式自然通風炉)10基完成 処理能力37.5t/日 建設費13,350千円 9月 15日より焼却業務を開始 雜芥のみで厨芥は養豚飼料又は埋立処分を行う。 <経済的にはナベ底景気の年>
34	人口増加が続き、ごみ排出量も年間12,078tとなる。前年比29.8%増。 <34年~36年 岩戸景気とさわがれた> 不燃性無機物の処分地がなくなり、一時収集中止。養豚業者が減少し、厨芥を市で業者まで輸送する。 11月 22日 バッチ式固定焼却炉増設、処理能力75t/日となる。建設費6,990千円。
35	ごみ排出量29%増。 吉祥寺駅周辺の雑芥を2t車による直接収集に切り換える。 厨芥収集を行う三輪車が10台となり、迅速な処理ができるようになった。
36	リヤカーによる収集を小型四輪車による直接収集に切り換える。
37	6月 24日 焼却場に自動計量器を設置し、ごみの計量を開始 厨芥の割合が大きくなり、機械炉の建設を検討。
38	機械炉建設のため観察を行う。 3月 20日 武藏野市汚物掃除規定廃止

39	1月 4日 清掃事務所設置 5月 1日 テストケースとして、定時定置収集（現行のステーション方式）を吉祥寺北町1、2丁目で行う。 (厨芥用ポリバケツを8世帯に1個無償支給) <オリンピック東京大会開催>
40	武三保組合、機械炉建設開始
41	9月 1日 ロータリー、キルン式機械炉運転開始（バッチ炉廃止） 9月 1日 厨芥・雑芥混合で「定時定置収集」制となる。ごみ停留所3,800カ所、週2回収集。 燃えないごみは月2回。 <この年から消費の増大に支えられた高度成長期に入る>
42	4月 1日 一般家庭ごみ処理手数料を廃止（無料化）。パッカー車を導入。 両市の不燃物処理、武三保組合で行うことになる。
43	8月 21日 激増するごみを焼却するため、機械炉の運転時間を16時間より24時間（3交替）に延長する。 12月 25日 機械炉の増設工事に着手
44	資源回収運動団体第一号誕生 11月 反逆炎式機械炉完成
45	6月 20日 地元調布市民より焼却場からの騒音、悪臭、煤煙等の公害防止について陳情 6月 26日 新炉の本格運転開始 能力360t／24H 8月 7日 住民代表が処理場公害に対して三鷹市役所前に座り込む。 8月 25日 武三保組合は、都より改善勧告を受ける。これを受け9月30日、ロータリーキルン式機械炉（1、2号炉）の全面的補修及び改善を行う。 12月 25日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（旧清掃法の全部改正）公布、46年9月24日施行
46	1月 24日 住民約100名、三鷹駅前をデモ行進 2月 8日 焼却場周辺住民が炉の即時操業停止を求めて、ピケにより搬入を阻止 10月 1日 武蔵野市の不燃ごみ集積所を焼却場内から移転 12月 10日 周辺住民、焼却炉夜間運転の中止を要求 12月 三鷹市長は、三鷹市議会全員協議会にて、「焼却場の共同使用を向こう2年をメドにやめ、単独運営にしたい」と表明。 11月より可燃ごみ収集週2回（月木、火金）から3回（月水金、火木土）へ移行
47	1月～3月 3号炉の防音及び天井クレーン騒音低減工事。汚水沈殿槽の改修等の工事を実施 2月 14日 市内婦人団体によるノーパック運動開始 6月 1日 不燃物中継所用地として八幡町2丁目通研正門前に決定 6月 20日 市議会廃棄物対策特別委員会を設置 7月 5日 2号炉爆発により炉内の煉瓦の破損（電気集塵器設置）、羽村、瑞穂両町の砂利穴へ埋め立てる。
48	3月 28日 第1期清掃対策市民委員会発足 5月 21日 自区内処理を主張して武蔵野市の可燃ごみ搬入廃止 6月 21日 廃棄物対策特別委員会は市内に第2処理施設の検討をする旨報告 7月 3日 多摩地域21市2町により廃棄物終末処理対策協議会設立 7月 18日 掃対策本部設置
49	12月 23日 三鷹市長よりごみ処理対策について再度文書、50年3月までの焼却場武蔵野市内建設の約束は如何。期限は定めていないと反論。
50	3月 21日 清掃対策市民委員会は、第1回修繕市を開催する。 6月 17日 八幡町2丁目の中継所設置反対の請願が再提出される。 12月 8日 第2期清掃対策市民委員会発足。 羽村・瑞穂両町の終末処分地の公害防止のため、終末処分地の消毒及びバトロールを実施するが、十分な効果は得られず。
51	4月 羽村・瑞穂両町住民が廃棄物投棄差し止めを求める仮処分命令申請を東京地裁八王子支部に提出 8月 2日 両町住民と和解成立 9月 16日 処理施設建設費等に使用するための基金条例可決 10月 自区内に最終処分場の確保が困難な9市が共同して、東京都市廃棄物処分地管理組合設立
52	1月 5日 アメリカンスクールの跡地の一部に不燃物仮選別所完成 7月 5日 環境整備部の新設、同時に清掃事務所を清掃課に名称変更、清掃計画担当の設置 9月 8日 ごみ対策を推進する会主催「もうごみ捨て場がない！みんなで考えよう」第1回ごみ問題市民集会開催（参加450名）、減量運動として、資源物集団回収の実践を市民へ呼びかける 12月 7日 第2期清掃対策市民委員会、早急に建設用地の選定を提言

53	<p>焼却場修理による減量努力として、1月23日から不燃ごみ収集日に資源分別排出を始める（古紙類）</p> <p>1月 武藏野・三鷹両市長、新炉問題で協議      ① 53年度から5カ年計画で建設      ② 53年度に用地と機種を決定する      ③ 58年4月稼働をタイムリミットとする      ④ 「ふじみ焼却場の第2工場」とし、機種の選定にあたっては、組合と協議して決める</p> <p>1月 「ごみ対策を推進する会」の参加団体を拡げる</p> <p>4月 1日 集団回収団体補助金制度発足 1kg 2円</p> <p>5月 1日 八幡町2丁目仮選定所の建設合意の覚書を取り交わす</p> <p>5月 24日 保谷市坂上親睦会に建設計画説明、住民は反対の意志表明</p> <p>7月 19日 焼却炉爆発</p> <p>7月 20日 市議会に対し八幡町2丁目ごみ選別所設置について保谷市民反対の陳情</p> <p>7月 28日 不燃物仮選別所閉鎖、清掃課内で仮中継を行う</p> <p>8月 2日 粗大ごみ仮中継所（八幡町1丁目）工事着手 翌3日地元代表工事中止の申し入れ</p> <p>9月 1日 全域対策として、不燃ごみの細分別排出収集開始</p> <p>9月 20日 第2回ごみ問題市民集会開催（参加約400名）</p> <p>12月 22日 本会議で市長が北町5丁目市営プール跡地を処理施設建設用地として発表</p> <p>12月 29日 市民プール周辺住民へパンフレット配布</p>
54	<p>1月 16日 クリーンセンター第1回地元説明会開催</p> <p>1月 18日 第2回地元説明会開催</p> <p>2月 8日 第2回目の全員協議会開催 建設反対、促進の要望書が提出され、意見陳述・質疑応答があつたが、結論を得るにいたらなかった</p> <p>2月 21日 第4回地元説明会</p> <p>2月 26日 市議会全員協議会を開催するも結論を得ず</p> <p>3月 13日 市議会廃棄物特別委員会により、公園内設置についての都の意向確認</p> <p>3月 19日 ごみ問題を考える連絡会 14名、東京都都市計画局長・環境整備部長・知事室を訪問</p> <p>7月 20日 市長より武藏野市清掃対策市民委員会へ、市民参加方式のクリーンセンター建設特別市民委員会の要綱案の作成要請</p> <p>9月 27日 第3回市民集会開催（武藏野公会堂）</p> <p>10月～55年3月 武三保、1、2号炉改修工事</p> <p>10月～55年3月 1、2号炉改修工事に伴うごみ減量武藏野市民運動</p> <p>12月 1日 クリーンセンター建設特別市民委員会の発足</p>
55	<p>2月 13日 羽村町最終処分場について羽村町並びに周辺住民と東京都市廃棄物処分地管理組合で公害防止協定の締結</p> <p>4月 1日 集団回収団体補助金1kg 3円に値上げする</p> <p>4月 17日 武三保、組合じん芥処理施設建設プロジェクトチームを設置</p> <p>4月 30日 東京都都市廃棄物処分地管理組合9市をはじめとした25市2町が、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合設立準備委員会を設立</p> <p>5月～10月 羽村新処分場建設工事</p> <p>8月 清掃対策市民委員会（第三期）報告書の提出</p> <p>9月 29日 クリーンセンター建設特別市民委員会が26回の委員会を開催、提言を市長に提出</p> <p>11月 羽村新処分場完成 ごみ投入を開始</p> <p>11月 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合を設立</p> <p>12月 クリーンセンターの建設用地を市営総合グランドに選定し、議会の了承を得る</p>
56	<p>2月 不燃物の毎週取りに關し、職員参加によるプロジェクトチームを編成（現業職10名、事務職2名の構成）</p> <p>1月～2月 クリーンセンター建設説明会を開催（3団体）</p> <p>3月 周辺住民団体の同意を得る（ごみ問題を考える連絡会、緑町団地自治会）</p> <p>3月 反対周辺住民団体に理解と協力要請（緑町3丁目）</p> <p>4月 30日 環境整備部から環境部に変更</p> <p>5月 クリーンセンター都市計画決定される</p> <p>9月 クリーンセンター用地測量着手</p> <p>10月 クリーンセンターまちづくり委員会発足</p> <p>12月 三多摩地域廃棄物広域処分組合と日の出町間で、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場設置に関する基本協定を正式調印</p> <p>12月 第2ごみ焼却場建設メーカー決定</p>

57	2月 不燃性の毎週収集実施 第2ごみ焼却場煙突工事着手 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場用地買収始まる 4月 1日 集団回収団体補助金1kg4円に値上げする 6月 粗大ごみ処理施設建設メークー決定 7月 クリーンセンター建設本体工事着手 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場着工 第2ごみ焼却場煙突工事完了 12月 クリーンセンターまちづくり委員会第1回提言
58	6月 クリーンセンター躯体工事完了 10月 含水銀廃棄物（有害ごみ）の分別収集開始 11月 クリーンセンター焼却炉レンガ積工事着手 クリーンセンターまちづくり委員会第2回提言 清掃事業対策関係者会議（市内プロジェクト）発足 12月 含水銀廃棄物（有害ごみ）の処理委託開始 クリーンセンター外構工事着手 清掃事業対策関係者会議（市内プロジェクト）提言を行い終了
59	3月 有害ごみ分別排出啓発ポスター一斉提示（約5,000枚） 3月 31日 羽村処分場埋立て事業完了 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場搬入準備完了 4月 1日 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場開場、投棄開始 第2ごみ焼却場の管理・運営を武三保組合より受託、 清掃作業副主幹制度（班長制度）発足、収集作業員104名から89名体制となる 6月 武藏野クリーンセンター試運転開始、可燃ごみ搬入開始 不燃、粗大ごみ武藏野クリーンセンター搬入開始 不燃物中継所閉鎖 9月 武三保組合、ふじみ焼却工場閉鎖 9月 30日 東京都市廃棄物処分地管理組合解散 10月 武藏野クリーンセンター操業に関する暫定協定書地元団体と締結 まちづくり委員会最終（第3回）提言 武藏野クリーンセンター竣工、本格稼働 武藏野クリーンセンター落成式 12月 地元三団体代表により「武藏野クリーンセンター運営協議会」発足 リサイクルセンター建設検討市内プロジェクト発足
60	2月 リサイクルセンター建設検討市内プロジェクト提言 3月 武藏野クリーンセンター事後環境アセスメントに着手 4月 空きカン類（資源ごみ）を埋め立てごみ（燃やせないごみ）と一緒に収集する 11月 武藏野クリーンセンター事後アセスメント報告
62	1月 ワーキンググループ発足 61.9.20 団体交渉により清掃問題につき労使双方で協議 17回の討議を重ね、 63.3.31 報告書を提出する 8月 爆発物防止ポスター作成 B3-1,000枚 B2-5,000枚 12月 12日 武藏野クリーンセンター操業に関する協定書締結 (北町5丁目町会、緑町3丁目町会、武藏野緑町地区自治会)
63	1月 クリーンむさしのを推進する会10周年記念式典 於 市民文化会館 4月 収集作業員89名から87名体制となる
平成元年	3月 安全作業・安全運転手引書発刊、300部印刷 4月 1日 清掃手数料一部改正 粗大ごみ1kg 22円 し尿1ヶ月 11円 動物死体1体2,000円 集団回収団体補助金1kg5円に値上げする 4月 14日 機構改革により清掃課から生活環境課へ名称変更し（清掃係が業務係へ名称変更）、 美化指導課が新設され指導係が編入された 7月 英字版「ごみの出し方」印刷発行する 2,000部
2	4月 14日 収集作業員87人体制から83人体制へ変更 6月 3日 市内駅前周辺清掃（ごみゼロデー）実施（開始） 7月 2日 社団法人シルバー人材センター武藏野市高齢者事業団を社団法人武藏野市シルバー人材センターへ 変更 8月 ごみ表示版の全部取り替え 10月 カラス対策のための防鳥ネットの配布を始める 11月 25日 市内一斉清掃実施（開始）

3	2月 7日 美化推進員制度開始 4月 1日 集団回収団体補助金1kg 7円に値上げする 4月 26日 再生資源の利用の促進に関する法律（法律第48号）公布（施行平成3年10月25日） 6月 5日 牛乳パック拠点回収開始 9月 2日 廃食用油回収開始 10月 5日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正（法律第95号）（施行平成4年7月4日） 11月 18日 多量排出事業所と許可業者に対し、排出量抑制のための資源化計画説明会を行う
4	1月 5日 クリーンセンター大型可燃ごみ破碎機稼働 2月 3日 収集地区の一部変更 これにより完全週休2日制の試行開始 4月 1日 集団回収団体補助金1kg 10円に値上げする 11月 29日 クリーンセンター プラスチック減容設備稼働 12月 22日 武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例公布（条例第46号）
5	4月 5日 機構改革により美化指導課を廃止しごみ総合対策室設置 6月 市政センターに空き缶回収機を設置 6月 15日 武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例施行 6月 15日 清掃手数料一部改正 粗大ごみ1kg 32円 し尿1リットル 20円 動物死体1体2,500円 8月 夏休みごみ探検隊実施
6	2月 26日 環境美化推進員制度スタート 6月 1日 リサイクル体験工房開設 11月 1日 食品用発泡スチロール製トレーと飲料用ペットボトル回収開始 牛乳パック拠点回収方法を変更する
7	4月 1日 集団回収事業者補助金制度発足 1kg 2円 5月 1日 ごみ収集袋の透明・半透明化の実施 5月 10日 第1期廃棄物に関する市民会議発足 6月 16日 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（法律112号）公布 7月 1日 市推奨ごみ袋のデザイン変更 10月 1日 家庭用生ごみ処理機器購入費補助金制度発足 10月 新タイプの防鳥ネット貸し出し
8	4月 収集作業員83名体制から81名体制に 5月 8日 クリーンセンター焼却施設基幹的施設整備事業開始 5月 10日 桜堤団地建替事業について住宅・都市整備公団と生ごみ処理集中システム導入などのごみ対策を含む基本協定を締結 5月 20日 廃棄物に関する市民会議中間答申 事業系ごみ全面有料化、分別収集の充実などについて 10月 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成9年度～13年度分）
9	3月 26日 第1期廃棄物に関する市民会議最終答申 9月 12日 市営北町第二住宅へ生ごみ処理機設置、集合住宅用の試行 10月 1日 事業系ごみ全面有料化実施 缶の分別収集再実施 「資源の日」設定 (週1回、缶・びん・古紙・古布及び有害ごみ) スプレー缶・ガスボンベを有害ごみで収集開始 10月 英語版・韓国語版・中国語版「ごみの出し方」発行
10	1月 日の出町に2つ目の廃棄物最終処分場、二ツ塚廃棄物広域処分場が完成し一部搬入開始 2月 市設置生ごみ処理機からの熟成コンポストを市内農家への配布開始 2月 23日 第2期廃棄物に関する市民会議発足 4月 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場搬入完了、二ツ塚廃棄物広域処分場全面搬入開始 4月 6日 粗大ごみ処理施設破碎機爆発事故 5月 市庁舎に生ごみ処理機設置 8月 生活環境課に指導班発足、 8月 27日 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）策定 12月 クリーンセンター周辺等ダイオキシン類の土壤調査を実施 クリーンセンター1号炉電機集塵機をバグフィルタに変更 12月 5日 桜堤団地建替事業について住宅・都市整備公団と業務用生ごみ処理機による生ごみ資源化事業に関する個別協定を締結
11	2月 クリーンセンター焼却灰中金属類除去装置設置 4月 収集作業員81名体制から77名体制に 6月 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成12年度～16年度分） 8月 有害ガス除去装置開放型冷却塔を密閉型に変更 焼却灰中の乾電池を手作業で除去（10月まで） 10月 焼却灰中の乾電池除去装置の設置 10月 22日 桜堤団地（サンヴァリエ桜堤）生ごみ資源化（コンポストサークル）開始 12月 クリーンセンター2号炉電機集塵機をバグフィルタに変更

12	3月 31日 第2期廃棄物に関する市民会議答申 7月 1日 収集方法の変更、可燃ごみ収集週2回、「資源の日」週2回に（土曜日収集廃止） 容器包装リサイクル法に基づくペットボトル、その他プラスチック製容器包装の分別収集の開始 収集作業員 77名体制から 73名体制に 10月 クリーンセンター3号炉電機集塵機をバグフィルタに変更（ごみクレーン及び復水器の更新） 11月 13日 三鷹市との可燃ごみ処理の相互協力開始
13	3月 28日 クリーンセンターが ISO14001 を取得。 4月 1日 家電リサイクル法の本格施行により、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の四品目を粗大ごみ収集の対象からはずす。 収集地区一部委託開始（3地区の可燃・不燃） 収集作業員 73名体制から 67名体制に 7月 25日 第3期廃棄物に関する市民会議発足 10月 1日 粗大ごみ収集方法を変更、シール制に 10月～11月 二枚橋衛生組合から広域支援として可燃ごみを受入れる（約600t）
14	4月 1日 機構改革によりごみ総合対策課へ 調査指導係発足 5月 18日 埋立てごみの試験焼却実施（24日まで7日間） 6月 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成15年度～19年度分） 11月 16日 クリーンセンター運営協議会まつり開催
15	1月 14日 埋立てごみの再試験焼却実施（17日まで4日間） 4月 1日 狹あい道路地域特別戸別収集開始 ふれあい訪問収集開始 9月～3月 クリーンセンター粗大ごみ処理施設更新工事。選別設備の変更。 10月 1日 埋立てごみの焼却本格実施 資源有効利用促進法に係る経済産業省・環境省令の改正により、家庭の使用済みパソコンを粗大ごみ収集の対象からはずす。 10月 15日 武蔵野市13万市民ごみ減量キャンペーンを実施。「これしか出せないの!?ごみ袋」を市内全世帯に配布。
16	2月 2日 モデル地域（御殿山・西久保・桜堤）で戸別収集を実施。 4月 1日 家電リサイクル法の対象品目に冷凍庫を追加 クリーンセンター粗大ごみ処理施設の新しい選別設備稼働 4月 17日 オール東京市町村喫煙マナーアップキャンペーン 4月 18日 吉祥寺駅周辺を路上禁煙地区に指定 7月 5日 吉祥寺北町、吉祥寺南町、吉祥寺本町、八幡町、境、境南町で戸別収集を実施。 8月 2日 ごみの分別を一部変更。「燃やさないごみ」として分別していた資源にならないプラスチック製品、靴、ラップ、アルミホイルなどが「燃やすごみ」に 9月 1日 スーパー、コンビニエンスストアなど市内174店舗で家庭用有料ごみ処理袋等の販売を開始 9月 28日 クリーンセンター粗大ごみ処理施設で爆発事故発生 10月 クリーンセンター稼動20周年 10月 ごみ便利帳 発行 全戸配布 10月 1日 家庭ごみ有料化実施。「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の処理が有料となる 10月 4日 吉祥寺東町、中町、緑町、関前で戸別収集を開始し、市内全域で戸別収集を実施 11月 14日 クリーンセンター運営協議会20周年記念事業開催
17	3月 10日 クリーンセンター粗大ごみ処理施設で爆発事故発生 3月 31日 コミセンに設置されたペットボトル・発泡スチロールトレイの回収ボックスを撤去 4月 1日 動物死体の処理手数料を2,500円から4,000円に変更 7月 9日 三鷹駅北口・武蔵境駅周辺を路上禁煙地区に指定 7月 30日 オール東京市町村喫煙マナーアップキャンペーン 8月 24日 「夏休みごみ探検隊」須田孫七氏、須田研司氏を講師に自然観察体験を開始 9月 土の回収（試行）開始 9月 30日 ペットボトル・発泡スチロールトレイ拠点回収全面廃止 12月 28日 クリーンセンター地球温暖化対策計画策定 エネルギー使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量を平成21年度迄に約10%削減を目標
18	4月 1日 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が、廃棄物の埋立処分するだけでなくエコセメント事業を開始することにより、東京たま広域資源循環組合に名称変更 11月 ごみ減量に向けて!!「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」宣言 シンボルデザインマーク募集 11月 5日 オール東京市町村喫煙マナーアップキャンペーン 12月 25～27日 年末ごみ減量キャンペーン

19	<p>1月 31日 第4期廃棄物に関する市民会議発足</p> <p>2月 外国語版ごみ分別冊子発行</p> <p>2月 25日 ごみ減量フェスタ開催</p> <p>3月 26日～4月 6日 ごみ分別案内所の開設（開始）</p> <p>6月 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成20年度～24年度分）</p> <p>7月 25日 剪定枝葉資源化事業開始</p> <p>8月 21日 親子エコクリッキングを実施</p> <p>8月 31日 親子ごみ探検隊を実施（開始）</p> <p>9月 5日 ごみ減量協議会発足</p> <p>10月 30日 第4期廃棄物に関する市民会議中間報告</p> <p>11月 15日～30日 第4期廃棄物に関する市民会議中間報告パブリックコメント</p> <p>12月 11日 ゲストティーチャー私立中学校で実施（藤村女子）</p> <p>12月 10日～20日 高校生ごみ意識調査実施（都立武蔵高校、成蹊高校、聖徳高校、藤村女子高校）</p>
20	<p>1月 19日～3月 26日 高校生ごみ意識ミーティング実施（開始）</p> <p>2月 1日 第4期廃棄物に関する市民会議最終答申</p> <p>2月 25日 ごみ減量資源化推進事業者（ECOパートナー）認定表彰開始</p> <p>2月 ～ごみ減量情報紙～「武蔵野ごみニュース」vol. 1 発行</p> <p>3月 武蔵野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成20年度～29年度）策定</p> <p>4月 1日 行政収集した古紙類の売扱い方法見直し 　　集団回収事業者補助金1kg0.5円に引き下げる</p> <p>6月 レジ袋使用事業者懇談会第1回実施</p> <p>8月 （仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会発足</p> <p>10月 1日 分別収集したびんを全量容器包装リサイクル協会ルートによる資源化へ</p> <p>11月 化粧品びんを燃やさないごみから資源物（びん）～分別変更</p>
21	<p>1月 29日 レジ袋削減会議発足</p> <p>2月 25日 ごみ処理広域支援（小金井市）のため、平成20年度一般廃棄物処理実施計画を改正</p> <p>4月 1日 燃やさないごみの収集回数を、週1回から月2回に変更 　　家電リサイクル法の対象品目に液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機が追加される 　　市による飼養動物（ペット）の死体処理を廃止 　　家庭用生ごみ処理機購入費補助事業を廃止 　　一般収集を全面委託化、市直営は狛駄道路・ふれあい訪問収集のみに 　　集団回収事業者補助金1kg2円に値上げする 　　機構改革により、減量資源化係と調査指導係が統合し、減量指導係へ改組</p> <p>6月 （仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会最終報告書</p> <p>7月 ごみ減量・資源化推進プロジェクトチーム発足</p> <p>9月 （仮称）新武蔵野クリーンセンター建設計画「市の基本的な考え方（案）」</p> <p>9月～11月 マイバッグからはじめるプチ・エコキャンペーン開始</p> <p>12月 （仮称）新武蔵野クリーンセンター建設計画「市の基本的な考え方」</p>
22	<p>2月 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会発足</p> <p>3月 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会発足</p> <p>3月 「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」達成</p> <p>5月 1日 クリーンセンター搬入分剪定枝葉資源化减免試行 開始</p> <p>5月 16日 「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」宣言</p> <p>6月 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成23年度～27年度分）</p> <p>6月～7月 生ごみ分別収集実験実施</p> <p>7月 府中市、調布市と三市共同の生ごみ資源化研究 開始</p> <p>11月 1日 「武蔵野市におけるレジ袋削減に関する協定」を市内スーパー事業者12社と調印</p> <p>12月 白煙防止装置を止める実験</p>
23	<p>3月 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会・新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 提言 　　観光まち歩き（トイレ一般開放）協力店 開始 　　広告付新ごみ便利帳 改訂版「eco ブック」発行 全戸配布</p> <p>4月 クリーンセンターに都市鉱山開発事務所開設</p> <p>4月 1日 資源ごみの無断持ち去り禁止の条例施行 　　狭い路線特別収集を委託化 　　粗大ごみシール券に1ポイント券を追加</p> <p>5月 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画（案）公表、パブリックコメント実施</p> <p>7月 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定</p> <p>9月 第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会発足</p> <p>10月 新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会発足</p> <p>10月 3日 家庭用ごみ処理袋（20リットル・40リットル）のばら売りを開始</p>

24	<p>3月 「むさしのエコボ」実施 高校生ごみ意識ミーティング・親子ごみ探検隊事業を終了</p> <p>4月 都市鉱山開発事務所の小型家電分解作業を市内障害者団体へ委託化 緑町市民農園内に生ごみ堆肥を利用したコンポストガーデンを開設 ふれあい訪問特別収集をシルバー人材センターへ一部委託化（集合住宅居住対象者のみ）</p> <p>5月 ミカレットさかいかた、JR中央線高架化に伴う閉鎖撤去</p> <p>8月 ごみ総合対策課事務所がクリーンセンター2階へ移転</p> <p>10月 機構改革により、環境部発足。環境生活部から環境部ごみ総合対策課・環境部クリーンセンターへ粗大ごみ受付センターをごみ総合対策課からクリーンセンターへ所管替え 新武藏野クリーンセンター（仮称）整備運営事業 入札公告</p> <p>12月～1月 新武藏野クリーンセンター（仮称）生活環境影響調査書綴録・説明会開催</p>
25	<p>3月 フリーマーケット・関係団体等バス貸出事業を終了 市関連施設の生ごみ処理機を撤去 新武藏野クリーンセンター（仮称）整備運営事業 落札事業者決定 第二期新武藏野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 報告書 新武藏野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会 審査講評公表</p> <p>4月 事業系一般廃棄物処理手数料を改定 1kg 40円 ふれあい訪問特別収集をシルバー人材センターへ委託化（名称を「ふれあい訪問収集」へ変更）</p> <p>6月 武藏野市ごみ実態調査を開始 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成26年度～30年度分）</p> <p>7月 新武藏野クリーンセンター（仮称）施設整備工事請負契約締結 新武藏野クリーンセンター（仮称）建設事業説明会開催</p> <p>8月 第三期新武藏野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会発足</p> <p>11月 新武藏野クリーンセンター（仮称）建設事業説明会開催、準備工事着手 サンヴァリエ桜堤の生ごみ処理機の撤去完了</p>
26	<p>2月 クリーンセンター利用車両の動線変更開始 吉祥寺駅北口工事に伴い、吉祥寺駅北口マナーポイント廃止</p> <p>3月 第5期廃棄物に関する市民会議発足、一般廃棄物処理基本計画の全面見直しを開始 ミカレットきちじょうじ、京王井の頭線高架橋下に移転新設（4月より供用開始）</p> <p>4月 三鷹駅北口・武藏境駅周辺のマナーポイント廃止</p> <p>5月 新武藏野クリーンセンター（仮称）建設工事着工</p> <p>8月 粗大ごみ収集電子申請試行事業実施</p>
27	<p>1月 第5期廃棄物に関する市民会議中間報告</p> <p>3月 第5期廃棄物に関する市民会議最終答申 武藏野市一般廃棄物処理基本計画（平成27年度～36年度）策定</p> <p>4月 ごみ緊急対応センター設置（委託） 第6次職員適正化に伴う緊急業務の委託化</p>
28	<p>1月 武藏野市ごみ収集の在り方等検討委員会設置</p> <p>3月 「武藏野市ごみアプリ」運用開始 武藏野クリーンセンター先進エネルギー自治体大賞優秀賞受賞</p> <p>5月 第三期新武藏野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 報告書</p> <p>6月 第四期新武藏野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 発足 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成29年度～33年度分）</p> <p>12月 武藏野クリーンセンター（旧施設）稼働停止、火納め式 武藏野クリーンセンター（新施設）試運転開始</p>
29	<p>2月 粗大ごみ受付センター（収集予約）業務の委託化</p> <p>3月 武藏野クリーンセンター操業に関する暫定協定書を地元団体と締結</p> <p>4月 武藏野クリーンセンター（新施設）工場棟落成式、本稼働開始 武藏野市ごみ収集の在り方等検討委員会報告書策定</p> <p>6月 小型家電拠点回収開始</p> <p>8月 武藏野クリーンセンター操業に関する協定書締結（吉祥寺北町五丁目町会、緑町三丁目町会、武藏野緑町パークタウン自治会、武藏野緑町二丁目第2アパート自治会）</p> <p>10月 武藏野クリーンセンター グッドデザイン賞受賞</p> <p>11月 不燃・粗大ごみ処理施設（集じんダクト）で火災発生（粉塵への引火）</p> <p>12月 不燃・粗大ごみピットで火災発生（カセットボンベ類が原因と推測）</p>
30	<p>2月 不燃・粗大ごみ処理施設（粗破碎物搬送コンベヤ）で火災発生（リチウムイオン電池が原因と推測）</p> <p>3月 環境美化推進員制度廃止</p> <p>4月 不燃・粗大ごみ処理施設（粗破碎物搬送コンベヤ）で火災発生（リチウムイオン電池が原因と推測）</p> <p>6月 不燃・粗大ごみ処理施設（粗破碎物搬送コンベヤ）で火災発生（卓上カセットボンベが原因と推測） 火災多発により、不燃ごみ全量展開検査実施（6月19日から7月12まで）</p> <p>7月 不燃・粗大ごみ処理施設の火災防止対策強化工事を実施</p> <p>8月 有害ごみの分別徹底の周知チラシを全戸配布</p> <p>9月 ごみ収集の在り方等検討委員会 最終報告答申</p>

		武藏野クリーンセンター（旧施設）解体完了 武藏野クリーンセンター不燃・粗大ごみ処理施設火災検証報告書（第三者機関検証含む） 小型家電拠点回収拡充及び小型家電配便回収事業開始
31	2月 3月	ごみ便利帳 平成31年度版「eco ブック」発行 全戸配布 可燃ごみピットで火災発生（着火原因となるものが混入と推測） ごみと資源の収集カレンダー 発行 全戸配布 第四期新武藏野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 報告書

## (2) し尿処理のあゆみ

昭和 25	10月 1日 汲取券制度(1本10円)による市営汲取を実施 収集作業は、自動車・リヤカー・牛馬車により、直営・業者・農民により処理 12月 4日 武蔵野市屎尿処理手数料条例制定
26	各地区ごとに汲取を実施した後、リヤカーにより積置場所まで運び、車に積み替え各農家に向け直送する。 9月 7日 武蔵野市屎尿汲取券取扱規則制定 久留米村、稻城村に直轄処理槽を作り不需要期処理に万全を期した。
27	従来、直営・業者・農家とが汲取作業をおこなっていたが、地区制が活れてきた。 直営 28名、タンク自動車2台、ポンプ車1台、オート三輪2台、リヤカー14台 直轄処理槽を稻城村に36個増設し、計81個となり不需要期処理に万全を期す
28	冷害のため、農家の肥料としてのし尿利用度が極端に減少し、汲取放棄が各所に現れはじめ、申込汲取が増加し、一時処理が混亂した。 直営 38名、自動車5台、オート三輪2台、リヤカー17台 直轄処理槽を市内境区、南多摩郡矢ノ口地区、北多摩郡久留米村等に増設。 これにより槽の数は123カ所となった。
29	9月 13日 武蔵野市厨芥屎尿処理手数料条例廃止
30	業者、請負農家を明確にした。 直営 33名 (タンク自動車、バキュームカー1台、リヤカー17台) 委託 10業者 (オート三輪6台、リヤカー18台)、請負農家 70名、槽の数は146カ所
31	化学肥料の進出のため、し尿の農村還元は減少の一途にあり、また人口増加に対応するため車両の増強を行う 直営 19名 (タンク自動車1台、バキュームカー2台、オート三輪1台、リヤカー10台) 委託 11業者 (オート三輪10台、リヤカー28台) 請負農家 57名 (オート三輪22台、リヤカー40台、馬車2台)
32	能率、衛生上の観点から桶汲取を漸次減少させ、し尿汲取の機械化をはかるため、大型バキューム 1台、三輪バキューム 1台を新規購入した。 直営 19名 (大型バキューム3台、三輪バキューム1台、リヤカー10台) 委託 13業者 (普通三輪13台、リヤカー28台)、請負農家 43名 (普通三輪19台、リヤカー25台)
33	直営 20名 (大型バキューム3台、三輪バキューム2台、リヤカー10台) 委託 13業者 (普通三輪16台、リヤカー23台)、請負農家 30名 (普通三輪13台、リヤカー18台)
34	直営地区の機械化進む。 直営 20名 (大型バキューム3台、小型バキューム5台、リヤカー3台) 委託 12業者 (バキューム8台、普通三輪9台、リヤカー15台) 請負農家 26名 (普通三輪13台、リヤカー12台)、し尿の農村還元激減
35	宅地化の進行に伴い請負農家の作業放棄が増える。 直営 23名 (大型バキューム3台、小型バキューム6台、リヤカー3台) 委託 10業者 (バキューム14台、普通三輪7台、リヤカー3台) 請負農家 14名 (普通三輪6台、リヤカー8台)、終末処理の困難性急速に増す。
36	直営 21名 (大型バキューム3台、小型バキューム6台、リヤカー3台) 委託 8業者 (バキューム13台、リヤカー5台)、請負農家 7名 (普通三輪2台、リヤカー5台) 6月 1日 武蔵野・小金井・村山地区衛生組合設立 12月 1日 湖南処理場の第1期工事着手
37	直営 19名 (大型バキューム3台、小型バキューム6台、リヤカー1台) 委託 8業者 (バキューム14台)、請負農家 3名 (リヤカー3台) 清掃事務所内に仮設し尿中断槽設置
38	6月 30日 湖南処理場の第1期工事終了 処理能力 209kl／日 中継槽から委託業者により処理場に運搬。 委託 1社 (運搬車7台)、直営 16名 (大型バキューム1台、小型バキューム6台、軽四輪1台、リヤカー1台) 委託 3業者 (バキューム17台)、請負農家 0
39	直営 14名 (大型バキューム1台、小型バキューム6台、軽三輪バキューム1台) 委託 3業者 (バキューム15台) 6月 5日 湖南処理場の第2期工事着手。
40	直営 14名 (大型バキューム1台、小型バキューム6台、軽三輪バキューム1台) 委託 3業者 (バキューム15台) 2月 20日 湖南処理場の第2期工事完成。 処理能力 100kl／日 1期、2期処理合計処理能力 309kl／日 5月 1日 武蔵野・小金井・村山地区衛生組合を湖南衛生組合に名称変更、小平市・大和町加入 9月 26日 湖南処理場の第3期工事着手。

41	直営 14 名 (前年度と同じ) 、委託 3 業者 (バキューム 16 台) 8 月 31 日 湖南処理場の第 3 期工事完成。 処理能力 200kℓ/日 1 期、 2 期、 3 期合計処理能力 509kℓ/日
42	直営 14 名 (前年度と同じ) 、委託 3 業者 (前年度と同じ) 湖南処理場の完成により終末処理の問題は解決をみるに至る。 市内 13 地区に分け、 15 周期の定日汲み取りを実施
43	3 月 16 日 し尿収集委託業者 4 社の連名により浄化槽汚物の収集 (掃除を含む) を新会社を設立して行いたい旨 許可申請が出され、許可する。 (汲取業者の保証として市が指導)
44	直営 14 名 (大型バキューム 1 台、小型バキューム 6 台) 、委託 3 業者 (バキューム 16 台) 10 月 11 日 湖南処理場の第 4 期工事に着手。
45	1 月 1 日 下水道処理の告示開始、吉祥寺東町、吉祥寺本町、御殿山、中町の一部、吉祥寺南町 4 月 1 日 一般家庭のし尿汲取料金の廃止 (無料化) 湖南処理場の第 4 期工事終了により、処理能力 100kℓ/日 10 月 1 日 大和町市制施行→東大和市へ 11 月 3 日 村山町市制施行→武蔵村山市へ 湖南衛生組合の構成団体 5 市となる 11 月 30 日 1 期、 2 期、 3 期、 4 期合計処理能力 609kℓ/日
46	直営 9 名 (小型バキューム 4 台) 、委託 3 業者 (バキューム 15 台) 下水道処理の告示 (吉祥寺北町の一部地域)
47	下水道の普及により水洗化が進み、汲取件数の減少傾向があらわれる 直営 9 名 (小型バキューム 4 台) 、委託 3 業者 ( " 12 台) 下水道処理の告示 (吉祥寺北町、本町の一部地域) 運搬車 5 台 (1 台減)
48	直営 9 名 (小型バキューム 3 台) 、委託 3 業者 ( " 10 台) 下水道処理の告示 (中町、緑町、八幡町の一部地域) 運搬車 4 台 (1 台減)
49	直営 9 名 (小型バキューム 3 台) 、委託 2 業者 ( " 8 台) 、水洗化の進行により 1 業者廃業 下水道処理の告示 (西久保、関前、境南町、八幡町の一部地域) 運搬車 3 台 (1 台減)
50	直営 6 名 (小型バキューム 2 台) 、委託 2 業者 ( " 6 台) 下水道処理の告示 (関前、境南町、境、関前の一帯地域) 運搬車 2 台 (1 台減) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行
51	直営 6 名 (小型バキューム 2 台) 、委託 2 業者 ( " 5 台) 下水道処理の告示 (桜堤、境南町、境、関前の一帯地域) 運搬車 2 台 (1 台減)
52	直営 6 名 (小型バキューム 2 台) 、委託 2 業者 ( " 3 台) 運搬車 1 台 (1 台減)
53	直営 3 名 (小型バキューム 1 台) 、委託 2 業者 ( " 2 台) 運搬車 1 台 下水道の普及に伴い、し尿委託業者の救済処置 (有価物回収経験の機会) として、古紙類の収集義務を委託する
54	直営 3 名 (小型バキューム 1 台) 、委託 2 業者 ( " 2 台) 運搬車 1 台
55	直営 3 名 (小型バキューム 1 台) 、委託 2 業者 ( " 2 台) 運搬車 1 台
57	直営 3 名 (小型バキューム 1 台) 、委託 2 業者 ( " 2 台) 運搬車 1 台
58	直営 3 名 (小型バキューム 1 台) 、委託 2 業者 ( " 2 台) 運搬車 1 台 9 月 し尿中継槽を閉鎖し、汲取作業終了後は中間処理施設まで直送することとした。 このため、委託 1 業者 (運搬車 1 台) との契約を解除し、転業に協力する。
59	直営 3 名 (小型バキューム 1 台) 、委託 2 業者 ( " 2 台)
60	直営 3 名 (小型バキューム 1 台) 、委託 1 業者 ( " 1 台) 10 月 浄化槽法施行
63	6 月 1 日 し尿全面委託によりバキューム車 1 台廃車 (バキューム車 1 台のみ所有)
平成 9	4 月 1 日 一般家庭のし尿収集有料化
26	2 月 湖南衛生組合、処理量に見合った新処理施設等の整備、不法施設の解体・撤去及び土地の有効活用を目的とした土地信託契約「湖南衛生組合総合整備事業に係る処分竣工型土地信託事業」を締結。(平成 26 年度から平成 28 年度にかけて総合整備事業を実施)
28	9 月 湖南衛生組合総合整備事業にかかる新処理施設建設工事完了。処理能力 4.1kℓ/日

29	2月	湖南衛生組合、土地信託契約「湖南衛生組合総合整備事業に係る処分竣工型土地信託事業」を終了。 (信託期間は平成26年2月19日～平成29年2月28日)
----	----	---

令和元年版

## 事業概要

廃棄物の抑制・再利用と適正処理

(統計：平成30年度実績)

令和元年8月発行

発行者 東京都武藏野市  
TEL (0422) 51-5131(代)

編集環境部  
ごみ総合対策課  
TEL (0422) 60-1802(直)  
FAX (0422) 51-9950